

令和7年 北秋田市議会3月定例会提出事件

番 号	事件番号	事 件 名
1	議案第 1 号	北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第 2 号	北秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第 3 号	北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第 4 号	北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
5	議案第 5 号	北秋田市公共施設解体基金条例の制定について
6	議案第 6 号	北秋田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第 7 号	北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第 8 号	北秋田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第 9 号	北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第 10 号	北秋田市体育館条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第 11 号	令和6年度北秋田市一般会計補正予算（第10号）
12	議案第 12 号	令和6年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
13	議案第 13 号	令和6年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第4号）
14	議案第 14 号	令和6年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
15	議案第 15 号	令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算（第3号）
16	議案第 16 号	令和7年度北秋田市一般会計予算
17	議案第 17 号	令和7年度北秋田市国民健康保険特別会計予算
18	議案第 18 号	令和7年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計予算
19	議案第 19 号	令和7年度北秋田市介護保険特別会計予算

20	議案第 20 号	令和 7 年度北秋田市後期高齢者医療特別会計予算
21	議案第 21 号	令和 7 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計予算
22	議案第 22 号	令和 7 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計予算
23	議案第 23 号	令和 7 年度北秋田市坊沢財産区特別会計予算
24	議案第 24 号	令和 7 年度北秋田市綴子財産区特別会計予算
25	議案第 25 号	令和 7 年度北秋田市栄財産区特別会計予算
26	議案第 26 号	令和 7 年度北秋田市沢口財産区特別会計予算
27	議案第 27 号	令和 7 年度北秋田市七日市財産区特別会計予算
28	議案第 28 号	令和 7 年度北秋田市米内沢財産区特別会計予算
29	議案第 29 号	令和 7 年度北秋田市前田財産区特別会計予算
30	議案第 30 号	令和 7 年度北秋田市阿仁合財産区特別会計予算
31	議案第 31 号	令和 7 年度北秋田市大阿仁財産区特別会計予算
32	議案第 32 号	令和 7 年度北秋田市病院事業会計予算
33	議案第 33 号	令和 7 年度北秋田市水道事業会計予算
34	議案第 34 号	令和 7 年度北秋田市下水道事業会計予算
35	議案第 35 号	工事請負契約の締結について（旧阿仁中校舎解体工事）
36	議案第 36 号	北秋田郡上小阿仁村と北秋田市との間における消防事務の委託に関する協議について
37	議案第 37 号	北秋田市過疎地域持続的発展計画の変更について
38	議案第 38 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
39	議案第 39 号	北秋田市営薬師山スキー場の指定管理者の指定について
40	議案第 40 号	北秋田市民プールの指定管理者の指定について
41	報告第 1 号	専決処分の報告について（専決第 1 号 北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて）

令和7年北秋田市議会3月定例会 行政報告

北秋田市議会3月定例会が開催されるにあたり、11月27日以降の主な事項及び今後予定している事項について報告いたします。

市長部局

総務部

<総務課関係>

職員採用試験(後期)については、12月5日まで募集を行い、同月21日に試験を実施しました。同月27日付けで大学卒程度一般行政2人、保育士1人、看護師1人、社会人経験者一般行政4人の合格者を告示しました。

職員採用試験(追加募集)について、1月24日に告示し、2月22日に試験を実施します。

<総合政策課関係>

12月11日から30日まで、市民1,000人を対象に令和6年度北秋田市民意識調査を実施しました。現在アンケートの集計及び分析を行っており、3月に市ホームページで結果を公表する予定です。

1月10日、令和6年度北秋田市行政評価委員会の評価結果報告を行いました。評価結果について市ホームページで公表するほか、庁内での周知を図り、今後の事業に反映させてまいります。

1月21日、大館能代空港利用促進に対するこれまでの取組の成果が認められ、国土交通省から大館能代空港3便化について、令和11年3月24日までの継続が発表されました。大館能代空港の利用者数は令和6年4月から11月末時点で142,210人となっており、前年同期と比較して17,224人の増加となっております。同じく大館能代空港運賃助成の個人利用は6,836件、34,180千円の実績となっており、前年同期と比較して件数で872件増加、助成額で4,360千円増加しております。引き続き、大館能代空港3便化継続のため利用促進を図ってまいります。

<内陸線再生支援室関係>

11月29日、秋田内陸線の持続的運行に関する国からの新たな支援を受けるため、本市、仙北市、秋田県及び秋田内陸縦貫鉄道株式会社が、鉄道事業再構築実施計画の認定について国に共同申請

しました。

12月4日、次年度の内陸線田んぼアートのデザインを募集し、応募があった89作品の中から3会場の田んぼアートのデザインを選定しました。

田んぼアートのお米については、田植えに参加した清鷹小学校の児童らが12月5日にお米の試食会を行ったほか、1月24日には、沿線の中学3年生に対し合格祈願米贈呈式を行いました。

12月14日から1月19日まで、株式会社秋田酒類卸と県内9社の蔵元の協力により「秋田の酒蔵列車」を9回運行しました。プレミアムなきき酒列車として各回満員で運行され、沿線の冬景色とともに秋田の地酒の魅力を堪能する企画列車となりました。

1月25日、「秋田内陸線社長と行く冬の里山さんぽ」として、社長とともに森吉山の樹氷の魅力を楽しむイベントが実施されました。

同日、JR東日本臨時列車「ストーブ藤里・北秋号」の特別連動企画となる「秋田内陸線阿仁とマタギに触れる旅」として、車内で現役のマタギから体験談や熊の生態について学ぶことのできるイベントが行われました。

1月26日、比立内がっこステーションにおいて、「秋田内陸線 駅ナカレストラン 旅する秋田 発酵体験」と題し、イタリアンシェフを講師に迎え、秋田の発酵食品や地元の食材を活用したスペシャルランチの料理教室が行われました。

秋田内陸線SNSフォトコンテストについては、内陸線沿線の観光スポットや四季折々の写真など、12月末までに611作品の応募がありました。優秀な作品については、阿仁合駅舎に展示するほか、今後のPR活動等に活用してまいります。

昨年7月に発生した大雨土砂災害に係る秋田内陸線の復旧工事については、1月末をもって全ての箇所が復旧が完了しました。

財 務 部

<財政課関係>

令和6年11月1日から令和6年12月31日までの工事等発注状況（500万円以上）は、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表			
※500万円以上（消費税含む）		令和6年11月1日～令和6年12月31日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
法定外道路補修工事（日景渕地内）	R6.11.1	7,210	(有)千葉建設

工事等発注一覧表			
※500 万円以上（消費税含む）		令和 6 年 11 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
財務部 1 件		7,210	
鷹巣斎場火葬等業務委託（令和 7 年度～令和 9 年度）	R 6 . 12 . 26	18,700	東北ビル管財(株)北秋田営業所
市民生活部 1 件		18,700	
薬師山スキー場ナイター照明設備更新工事	R 6 . 11 . 1	8,144	(有)ナリタ電気
道の駅たかのす物件調査委託	R 6 . 11 . 1	10,340	東邦技術(株) 秋北営業所
壁面式バスケット装置（折畳式）	R 6 . 12 . 26	9,559	(有)工藤スポーツ
観光文化スポーツ部 3 件		28,043	
河川浚渫工事（準用河川 小摩当川）	R 6 . 11 . 1	6,435	(有)千葉建設
災害復旧事業設計業務委託（1 級市道 荒瀬川線）	R 6 . 11 . 5	7,920	日本工営(株)北東北事務所
道路災害復旧工事（その他市道 小阿仁線）	R 6 . 11 . 15	6,127	(有)宗和
河川浚渫工事（準用河川 大清水川）	R 6 . 11 . 15	5,720	(有)中嶋施設工業
河川浚渫工事（準用河川 曲川）	R 6 . 11 . 15	6,072	(有)合川水道施設工業所
河川災害復旧工事（準用河川 摩当沢川）	R 6 . 11 . 15	12,331	(有)宗和
北部 1 号幹線整備工事（鷹巣処理区その 1）	R 6 . 11 . 28	88,550	(有)丸栄建設
ます設置工事（鷹巣処理区その 8）	R 6 . 11 . 28	6,292	(有)中嶋施設工業
局所がけ崩れ応急対策工事（阿仁水無地区）	R 6 . 11 . 29	16,995	秋田土建(株)

工事等発注一覧表			
※500万円以上（消費税含む）		令和6年11月1日～令和6年12月31日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
積算資料作成業務委託（新屋布橋、糠沢橋）	R 6. 12. 4	5,324	(一財)秋田県建設・工業技術センター
河川災害復旧工事（普通河川 十二ノ沢川 左岸）	R 6. 12. 26	37,070	(株)上杉組
河川災害復旧工事（普通河川 十二ノ沢川 左岸）	R 6. 12. 26	12,265	古河林業緑化(株)
道路災害復旧工事（その他市道 根田沢線）	R 6. 12. 26	8,360	(有)宗和
道路災害復旧工事（その他市道 小阿仁線）	R 6. 12. 26	5,223	(有)合川水道施設工業所
建設部 14件		224,684	
米内沢小体育館照明LED改修工事	R 6. 11. 15	6,050	(有)安藤電機
森吉中体育館照明LED改修工事	R 6. 11. 15	9,064	(有)安藤電機
教育委員会 2件		15,114	
合計 21件		293,751	

<税務課関係>

12月11日、15日及び20日、現年度課税分の徴収強化及び滞納額の縮減を図るため、日中や平日に納税相談に来ることができない方々に対し、夜間及び休日納税相談窓口を開催しました。

市民生活部

<生活環境課関係>

12月10日から1月3日まで、年末年始における犯罪及び各種事故を防ぐ運動を実施しました。運動期間中の12月12日には、市民ふれあいプラザにおいて、北秋田警察署、防犯協会、防犯指導

隊等の防犯関係団体と、北秋田地区交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会等の交通安全関係団体による特別警戒出動式及び年末の交通安全運動出動式が開催され、防犯意識と交通事故防止の高揚を図るとともに、車両パレードによる市民への呼びかけを行いました。

12月17日、安全三法に基づく立入検査を市内4店舗において実施しました。家庭用品、電気用品及び消費生活用製品における検査対象品の全てにおいて、適正な表示のもと販売されていることを確認しました。

1月11日、上小阿仁村生涯学習センターにおいて、北秋田地区防犯指導隊連合会及び交通指導隊連合会による安全祈願式及び査閲式が開催されました。安全祈願式では、令和7年中の安全で事故のない活動を祈願し、査閲式では服装及び規律の確認が行われました。

1月20日、市民ふれあいプラザにおいて、北秋田地区交通安全協会の主催による交通安全祈願祭が開催され、安全運転管理者協会、事業主交通安全推進協会、北秋田警察署、交通指導隊連合会、交通安全母の会、老人クラブ等の関係団体による交通事故の撲滅と、安全意識の高揚を祈願しました。

1月31日、令和6年度第1回北秋田市空家等対策協議会を開催し、4件を特定空家等として認定しました。対象家屋の所有者等に対する適切な指導を図り、速やかな改善を求めてまいります。

<市民課関係>

12月末現在の住民登録者数は27,834人（うち外国人209人）で、その内訳は、男13,141人（同34人）、女14,693人（同175人）、世帯数は13,381世帯（うち外国人を含む世帯197世帯）となっております。前年同期に比べ、住民登録者数が702人の減少、世帯数が100世帯の減少となっております。

マイナンバーカードについては、12月末現在の市民の保有枚数が23,462枚で、保有枚数の人口に占める割合は82.2%となっております。

国民健康保険については、12月末現在の被保険者数は5,449人、加入世帯数は4,004世帯で、前年同期に比べ、被保険者数が327人の減少、加入世帯数が180世帯の減少となっております。

後期高齢者医療については、12月末現在の被保険者数は7,686人で、前年同期に比べ、75人の増加となっております。

健康福祉部

<福祉課関係>

住民税非課税世帯に対して一世帯当たり3万円、児童一人当たり2万円、当該世帯がひとり親世帯の場合は2万円を加算し給付する「物価高騰対策給付金」及び一世帯当たり6千円を給付する

「灯油購入費助成金」の給付手続を開始しました。1月6日現在、4,901世帯に支給のお知らせ及び確認書を送付し、2月5日に初回の支給を行います。

<こども課関係>

令和7年度の保育所等の入所申込状況については、1月末日現在で450人（公立保育所53人、私立保育所229人、認定こども園168人）となっております。

市民から寄せられた学生服や学用品を必要とする方へ譲渡する「学生服等のリユース無料譲渡会」については、合川庁舎において1月18日から開催し、初日の土曜日は約80人の方にご利用いただきました。なお、譲渡会は3月31日まで平日のみ開催しております。

<高齢福祉課関係>

福祉の雪事業については、12月末現在の登録世帯数は686世帯となっており、12月の利用は333世帯、延べ2,810件で昨年度より52世帯、1,483件多くなっております。

介護保険については、12月末現在の要支援・要介護認定者数が2,688人（前年同期比43人減）で、このうちサービス受給者は2,231人（前年同期比139人減）、認定に対する受給率は83.0%（前年同期比3.8%減）となっております。

<医療健康課関係>

成人保健事業については、市民の健康づくりの一環として、1月14日、「すこやか健康講座」を開催しました。秋田大学大学院整形外科学講座助教の木村竜太氏が、「自分の足で歩き続けるため、今できること」と題し、フレイル予防について実技を交えながら講演を行い、市民120人が参加しました。また、健康に関心を持つことを目的として、市内小学5年生を対象に健康標語を募集し、162作品の応募がありました。このうち30作品を「令和7年度版健康ガイド」に掲載し、健康増進について啓発することとしております。

心の健康づくり事業については、11月29日の「心の健康づくり講演会」に60人、12月5日の「若者の生きる支援講演会」に28人が参加しました。高齢者の閉じこもり予防として保健師が75歳以上の方のお宅を訪問する「ホッとあい訪問」については、11月から5自治会235人を対象に実施しております。

地域食生活改善相談事業については、食生活改善推進員の協力のもと、11月からフレイル予防教室と合わせ10会場において実施しております。

予防接種事業については、12月末現在のインフルエンザ予防接種の接種者数は、高齢者が6,265人、子どもと妊婦が延べ1,738人で昨年度より減少しております。新型コロナウイルス予防接種は1,291人、高齢者の肺炎球菌予防接種は131人、带状疱疹予防接種は延べ205人となっております。

母子保健事業については、1月末現在、乳幼児育成指導「スキップクラブ」に延べ61人が参加しております。

子育て支援事業については、子育て世代包括支援センターココロンにおいて「おいDAY」を開催し、延べ361人が参加しました。計測や遊びを通して子どもの発育を確認するとともに子育て中の保護者の交流の場となっております。助産師が相談対応を行う「あのね、助産師さん」については、延べ7人に対し来所や電話での相談に応じております。

北秋田市民病院における新規分娩取扱が終了したことに伴う支援事業については、妊産婦や家族が安心して出産を迎えられるよう、「妊産婦通院サポート」、「妊産婦あんしんタクシー」、「マタニティ119」、「よりそい妊婦訪問」、「プレママ・パパ相談室」の5事業からなる「きたあきた出産まるっと応援事業」を1月から開始しております。

産 業 部

<農林課関係>

令和7年産米の生産の目安については、12月5日に秋田県の目安が419,000トン、面積換算値で72,617ヘクタールと決定されたことを受け、12月20日、北秋田市農業再生協議会臨時総会を開催し、本市における生産の目安を対前年比362トン増加の16,254トン、面積換算値では72ヘクタール増加の3,021ヘクタールと決定しました。内訳はJAが16,213トン、その他集荷者は41トンであり、方針作成者であるJA等から各生産者へ目安が配分されております。

林業専用道開設事業については、繰越事業である田子ヶ沢線の延長1,154メートル、熊沢口線の延長370メートル、長坂線の延長960メートルまで工事が完了しております。

森林経営管理事業については、第6期地区として阿仁幸屋地区等の意向調査の実施と、第5期として七日市、栄及び阿仁地区の集積計画作成業務を実施し、経営管理権取得に向けた業務を推進しております。なお、第1期から第4期までの対象地区の経営管理権を取得した箇所については、事業体への再委託業務を募集するとともに、申込みがない箇所については、市において森林経営管理を行ってまいります。

<産業政策課関係>

12月3日、秋田杉桶樽の伝統工芸士である佐藤秋男氏の作品「日本酒&ワインクーラー」が第26回日本伝統工芸士会作品展において経済産業省中部経済産業局長賞を受賞したことから、佐藤氏による表敬訪問が行われました。

12月8日から2月2日まで、米代児童公園をメイン会場に「第17回北秋田きらきらフェスティバル」が開催され、中心市街地の賑わいの創出が図られました。

12月13日、市内において市内誘致企業懇談会を開催しました。16社27人が参加し、外国人材の活用手法の講演や意見交換などで交流を深めました。

12月28日、市民ふれあいプラザにおいて、「就職・移住フェア&交流会」を開催しました。就職・移住フェアには、移住希望者や就職希望者ら6人が参加し、出展企業との面談やハローワーク職員への職業相談が行われました。なお、移住者交流会には11人が参加し、地域おこし協力隊の活動紹介が行われるとともに、移住者と移住希望者との交流が図られました。

1月28日、大阪府において「秋田県・県内市町村と関西企業との懇談会」、翌29日、東京都において「秋田県・県内市町村と首都圏企業との懇談会」が秋田県企業誘致推進協議会主催で開催され、県内に進出している企業の代表等との交流を深めました。

観光文化スポーツ部

<観光課関係>

12月7日、森吉山阿仁スキー場の冬シーズンがスタートし、1月7日からは樹氷観賞期間が始まりました。今シーズンは入込客数も順調に推移しており、インバウンドに至ってはオーバーツーリズムが懸念されることから、秋田県と協働して対策に取り組んでおります。

1月2日、大太鼓の館において、綴子大太鼓叩き初めが開催されました。

北秋田市おもてなし宿泊支援事業については、宿泊事業者と連携し、12月1日宿泊分から宿泊者に対し「おもてなし宿泊支援事業地域限定クーポン」を配布し、市内への誘客促進と地域経済の活性化に繋がるよう努めております。なお、対象は3月5日宿泊分までとなります。

<文化スポーツ課関係>

文化振興事業については、12月1日、浜辺の歌音楽館において「クリスマスコンサート」を開催し、讃美歌やクリスマスソングなど18曲を披露しました。浜辺の歌音楽館少年少女合唱団や浜辺の歌キッズによるかわいらしい演出もあり、温かい雰囲気の中で歌声を届けました。

12月21及び22日、国立市において「国立市との文化交流事業」を行いました。旧国立駅舎と阿仁合駅舎を歌声で繋ぐ「三角屋根の絆コンサート」を旧国立駅舎内で開催したほか、国立市の音楽イベント「矢川プラス音楽の日クリスマスコンサート」へ特別出演をし、成田為三作品の合唱や本市のPRを行いました。両コンサートには国立音楽大学附属中学校・高等学校の合唱部にも友情出演いただき、一緒にイベントを盛り上げ、両市の文化面での交流が深まりました。

1月25日から2月2日まで、浜辺の歌音楽館において「特別展 若き日の成田為三を探る～浜辺の歌誕生からドイツ留学まで～」を開催し、成田為三直筆の楽譜の展示やドイツ留学の旅路を辿

りながら若き日の姿とエピソードを紹介しました。学芸員によるギャラリートークも行われ、来館者は熱心に聞き入っておりました。

2月2日、文化会館において「こども音劇 セロ弾きのゴーシュ」を開催しました。子ども向けテレビ番組で人気のタレントも出演し、お話に合わせた音楽と共に親子と一緒に歌って踊り、会場は賑やかに盛り上がりました。本事業はこども課との共催であり、授乳スペースやおむつ交換室を準備したほか、入退場を自由とし、乳幼児連れでも安心して参加できるイベントとなりました。

世界遺産事業については、12月1日、市民ふれあいプラザにおいて「伊勢堂岱遺跡ジュニアシンポジウム」を開催しました。小学生から高校生までのジュニアボランティアガイドが、今年度の活動報告や遺跡の未来について発表し、10年の活動を振り返りました。

1月25日、伊勢堂岱縄文館において、令和6年度第1回伊勢堂岱縄文館講座を開催し、原田昌幸氏による「縄文世界の土偶たち～伊勢堂岱遺跡を視野に入れて～」と題した講演が行われました。

スポーツ振興事業については、12月21日、合川体育館において「北秋田市ながなわとび大会」を行いました。小学生から一般まで7チームの参加のもと、会場には声援と跳躍者のかけ声が響き渡り、熱戦が繰り広げられました。

12月25日、市営薬師山スキー場においてスキー場開きが行われ、市やスキー関係者など約30人が出席し、シーズン中の安全を祈願しました。

2月1日、市営薬師山スキー場において「第16回北秋田市民スキー大会兼第68回北秋田学童スキー大会」を行いました。競技に参加した選手たちは、日頃鍛えたスキー技術を競い合ったほか、バイアスロンやバナナボート試乗などを体験し、雪国ならではのスポーツと遊びを楽しみました。

建設部

<建設課関係>

令和6年11月1日から令和6年12月31日までの道路関係工事等発注及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
排水維持工事（その他市道 綴子掛泥線）	
道路等維持事業 1件	
河川浚渫工事（準用河川 小摩当川）	河川浚渫工事（準用河川 雪田沢川）
河川浚渫工事（準用河川 蟹沢川）	河川浚渫工事（準用河川 曲川）

河川浚渫工事（準用河川 大清水川）	河川浚渫工事（準用河川 大沢川）
河川・浚渫等維持事業 6件	
災害復旧事業測量設計業務委託 （1級市道 荒瀬川線）	河川災害復旧工事 （普通河川 十二ノ沢川 左岸）①
河川災害復旧工事 （普通河川 十二ノ沢川 左岸）②	河川災害復旧工事（準用河川 摩当沢川）
河川災害復旧工事（普通河川 オサ沢川）	道路災害復旧工事（その他市道 小阿仁線）①
道路災害復旧工事（その他市道 小阿仁線）②	道路災害復旧工事（その他市道 根田沢線）
支障物撤去工事（1級市道 銀山水無線）	局所がけ崩れ応急対策工事（阿仁水無地区）
公共土木施設災害復旧事業 10件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
除雪ドーザ 14t 級（合川地区）	
除雪事業 1件	
道路維持工事（2級市道 大印ノロ川線）	道路維持工事（1級市道 七日市～松沢線）
道路等維持事業 2件	
道路改良工事（その他市道 八幡森線）	道路改良工事（2級市道 幸屋線）
道路新設改良事業 2件	
道路照明灯点検業務委託	舗装補修工事（1級市道 石坂大淵線）
凍結防止剤散布車 3t 級（鷹巣地区）	
防災・安全交付金事業 3件	
橋梁架替工事委託（三両橋）	橋梁補修詳細設計業務委託（治五兵エ岱橋）
橋梁補修詳細設計業務委託 （五兵衛沢橋ほか2橋）	道路トンネル定期点検業務委託
橋梁補修工事（平田橋）	
道路メンテナンス事業 5件	
河川維持工事（準用河川 田ノ沢川）	
河川維持事業 1件	
災害復旧事業測量設計業務委託（その1）	災害復旧事業測量設計業務委託（その2）
災害復旧事業測量設計業務委託（その3）	災害復旧事業測量設計業務委託（その4）
災害復旧事業測量設計業務委託（その5）	災害復旧事業測量設計業務委託（その6）
道路災害復旧工事（2級市道 美栄金沢線）	道路災害復旧工事（2級市道 坊沢～前山線）
支障物撤去工事（1級市道 銀山水無線）	

公共土木施設災害復旧事業 9件	
長野岱団地建設設計監理業務委託	長野岱団地建設工事監理業務委託
長野岱団地A棟建設工事	長野岱団地B棟建設工事
長野岱団地給排水管布設工事	長野岱団地外構工事
東裏簡2団地1棟4戸解体設計業務委託	東裏簡2団地1棟4戸解体工事
公営住宅整備事業 8件	

住宅リフォーム支援事業「北秋田市住まいる応援事業」については、令和6年11月1日から令和6年12月31日までに18件の申込みをいただいております。

<上下水道課関係>

令和6年11月1日から令和6年12月31日までの建設改良事業の発注及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
綴子地区配水管移設補償工事（県道矢坂糠沢線）	綴子地区配水管移設補償工事（東館工区）
水道事業 2件	
北部1号幹線整備工事（鷹巣処理区その1）	ます設置工事（鷹巣処理区その8）
下水道事業 2件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
阿仁地区監視システム整備工事实施設設計業務委託	上舟木地区減圧弁更新工事
非常用自家発電設備更新工事	緑ヶ丘緊急連絡管整備工事
水道事業 4件	
ます設置工事（鷹巣処理区その2）	舗装復旧工事（鷹巣処理区その1）
米内沢浄化センター曝気装置更新工事	
下水道事業 3件	

令和7年4月1日から第二期業務が開始される北秋田市水道事業窓口業務委託については、11月18日、応募型プロポーザル事業者選考委員会を開催し、受託候補者を決定しました。

令和6年11月1日から令和6年12月31日までの水道新規加入申込は、29件となっております。

浄化槽設置整備事業については、14基の申請のうち13基が完成しており、残り1基についても年度内の完成を予定しております。

消防本部

<常備消防関係>

11月から12月までの火災発生状況及び消防活動については、火災は建物火災が2件発生しております。焼損棟数は住家全焼が1棟、部分焼が2棟、ぼやが1棟、非住家部分焼が2棟、人的被害は死者が1人発生しております。

救急出場は312件で、急病が最も多く215件となっております。救急救命士が行った医療処置は、血管確保が13件、薬剤投与が12件、気管挿管が1件となっております。

救助出場は10件で、うち交通事故が最も多く7件で、救助人員は2人となっております。

火災予防対策については、11月と1月に社会福祉協議会と合同で高齢者世帯を訪問し、火気や電気器具の使用状況、住宅用火災警報器の設置状況等を確認し、防火に関する指導を行っております。

12月19日、第48回消防職員意見発表会秋田県大会の予選会を開催し、3人の消防職員が救急活動に関することや日頃の業務に対する提言、取り組むべき課題等について発表しました。最優秀職員は秋田市において開催される県大会へ出場する予定です。

1月26日、阿仁伝承館・異人館において、文化財防火デーに伴う火災想定訓練を実施しました。阿仁下新町町内会自主防災会にも参加いただき、地域の重要な文化財を火災や災害から守るため自主防災体制の確認と防災意識の高揚を図りました。

阿仁分署新築工事については、12月末での進捗率が59.5%となり、5月末の完成に向けて順調に進んでおります。

<非常備消防関係>

消防出初式については、1月5日、消防団員と消防車両による分列行進と式典を開催しました。行進には高校生消防クラブ6人、七日市保育園児7人が参加し、式を盛り上げました。また、文化会館では消防団員など約340人が参加し、今年一年の無火災・無災害・無事故を誓いました。

消防団車両については、1月24日に消防ポンプ自動車が増車となり、第6分団（合川駅前）に配備（更新）しております。

教育委員会

<教育総務課関係>

12月10日、鷹巣北部学校給食センターから鷹巣中学校へ提供した学校給食に約5ミリメートル

の針金状の異物が混入した事故が発生しました。この異物についての混入原因は判明しておりません。

12月26日から29日まで、「短期チャレンジ留学Ⅱ」を行い、県外から14人の児童生徒が参加し、郷土料理づくりや森吉山阿仁スキー場でのスキー体験のほか、かまくらづくりなどの雪遊び体験を通じて市内の児童との交流を深めました。参加者からは、「秋田でしか味わえない体験ばかりで楽しかった」、「スキーは初めてで少し怖かったが気持ちよかった」、「たくさんの友達ができた」などの感想が多く寄せられました。

<学校教育課関係>

12月11日、森吉コミュニティセンターにおいて、「特別支援教育 なかよし交流会」が開催され、児童生徒及び保護者72人が参加しました。交流会では、名刺交換や各校が企画したゲーム等で交流を深めました。

1月8日、北秋田市教育センター教務主任・研究主任・ICT推進部員合同研修会では、講師に文部科学省学校DX推進チームの山崎康孝氏を迎えて研修を行いました。

1月10日、北秋田市教育センター所員発表会、教育講演会が開催され、所員4組が実践発表を行いました。特別発表として、「私の主張 2024 全国大会」に出場した鷹巣中学校2年生、「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場した鷹巣中学校2年生2人が発表しました。教育講演会では、2人組パフォーマー「GABEZ」のMASA氏（本市出身）及びHITOSHI氏が「諦めない教育」と題して講演を行いました。

<生涯学習課関係>

11月30日、文化会館において「北秋田市読書感想文・感想画コンクール表彰式」を行いました。感想文には小学3年生以上から66作品、感想画には保育園児等から小学2年生まで339作品の応募があり、各部門の入賞者64人を表彰しました。

12月8日、市民ふれあいプラザにおいて「生涯学習フェスタ2024」を開催し、定期講座の受講生や自主サークル団体及び高鷹大学などがステージ発表を行ったほか、韓国語講師によるハングルストラップ作り等体験コーナーの開設や、鷹巣地区公民館及び高鷹大学の作品や民具の展示、秋田北鷹高校等による農産物等の販売が行われ、約450人の来場者で賑わいました。

1月9日、市民ふれあいプラザにおいて、北秋地区生涯学習奨励員協議会との共催により、「冬の笑楽校2025」を開催し、本市及び上小阿仁村の小学生30人が参加しました。秋田北鷹高校の生涯学習奨励員が司会を務めるなか、日本銀行秋田支店の職員から新しいお金の秘密を学んだり、秋田北鷹高校家庭クラブの生徒と一緒に給食を調理するなど、学校の授業とは違った学びを他校の児童と交流しながら体験しました。

議案第1号

北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月18日提出

北秋田市長 津谷永光

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年北秋田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」を「使用する用語は、法において使用する用語の例による」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による_____。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u> <u>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> <u>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</u> <u>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</u> <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p>

議案第 2 号

北秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

行政手続のオンライン化を推進し、市民の利便性の向上並びに行政事務の簡素化及び効率化を図るため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

北秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成31年北秋田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北秋田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条中「条例は」の次に「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条第1項の規定の趣旨にのっとり」を加え、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条を第13条とする。

第7条中「市の機関等が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の4条を加える。

（適用除外）

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- （1） 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- （2） 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第9条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であ

って当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとするができる。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第10条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 市は、第1項の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、情報通信技術を利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の進展への対応)

第11条 市は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれらに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、市民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

第6条第1項中「市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの」を「作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「電磁的記録の作成等を」を「電磁的記録により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する」を「当該作成等に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするもの」として「作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの」を「縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「書類の縦覧等を」を「書類により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により」を「当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項中「市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの」を「処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの」に、「（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等」を「当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「により署名等を行うこととしているもの」を「において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改め、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各

項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの」を「申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により」を「申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の規定」を「第1項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

第3条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収納金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請

等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第3条を第4条とする。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務について規定する秋田県の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、手続等に関する権限を有するもの

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（基本原則）

第2条 情報通信技術を活用した行政の推進は、次の各号に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

(2) 市の機関等以外の者から市の機関等に提供された情報については、市の機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の提供を要しないものとする。

(3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、市の機関等が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="212 255 1041 287"><u>北秋田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u></p> <p data-bbox="168 343 257 375">(目的)</p> <p data-bbox="123 391 1108 646">第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条第1項の規定の趣旨にのっとり</u>、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="168 702 324 734"><u>(基本原則)</u></p> <p data-bbox="123 742 1108 805">第2条 <u>情報通信技術を活用した行政の推進は、次の各号に掲げる事項を旨として行わなければならない。</u></p> <p data-bbox="156 813 1108 997">(1) <u>手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。</u></p> <p data-bbox="156 1005 1108 1149">(2) <u>市の機関等以外の者から市の機関等に提供された情報については、市の機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の提供を要しないものとする。</u></p> <p data-bbox="156 1157 1108 1300">(3) <u>社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、市の機関等が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。</u></p> <p data-bbox="168 1364 257 1396">(定義)</p> <p data-bbox="123 1404 1108 1436">第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号</p>	<p data-bbox="1220 255 2116 287"><u>北秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p data-bbox="1176 343 1265 375">(目的)</p> <p data-bbox="1131 391 2116 646">第1条 この条例は_____、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="1176 1364 1265 1396">(定義)</p> <p data-bbox="1131 1404 2116 1436">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号</p>

改正後	改正前
<p>に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務について規定する秋田県の条例及び規則をいう。</u></p> <p>(2) <u>市の機関等 次に掲げるものをいう。</u> <u>ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関</u> <u>イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの</u> <u>ウ ア及びイに掲げるもののほか、手続等に関する権限を有するもの</u></p> <p>(3) <u>書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><u>第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>	<p>に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>条例等 条例及び市長その他の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成16年秋田県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する秋田県の条例及び秋田県の執行機関の規則をいう。</u></p> <p>(2) <u>市の機関等 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される市の執行機関、議会、消防本部（消防署を含む。）、地方公営企業法の適用を受ける公営企業の管理者若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</u></p> <p>(3) <u>書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><u>第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者 の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう ）。）を使用して行わせる ことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定 により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、 当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 <u>第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>5 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収納金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</u></p> <p>6 <u>申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p>	<p>3 <u>第1項の規定</u>により行われた申請等は、<u>同項の</u>市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 <u>第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</u></p>
<p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第5条 <u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところによ</p>	<p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第4条 <u>市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところによ</p>

改正後	改正前
<p>り、電子情報処理組織を使用する方法により</p> <hr/> <p>行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p>	<p>り、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。</p> <hr/> <p>2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているもの</p> <hr/> <p>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p>

改正後	改正前
<p><u>より確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)</u></p> <p><u>(添付書面等の省略)</u></p> <p><u>第9条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとしてすることができる。</u></p> <p><u>(手続等に係る情報システムの整備等)</u></p> <p><u>第10条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 市は、第1項の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、情報通信技術を利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(情報通信技術の進展への対応)</u></p> <p><u>第11条 市は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれらに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、市民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p><u>第12条 市長は、少なくとも毎年度1回、_____電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条 (略)</u></p>	<p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p><u>第7条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用_____に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条 (略)</u></p>

議案第 2 号 資料

北秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する
条例について

1. 経緯

国においては、法令により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その法令を個別に改正することなく、オンライン化を可能とするための通則法として、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号。以下「法」という。)を定めている。

法においては、地方公共団体に対し、自治体の条例等により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その条例等を個別に改正することなくオンライン化を可能とするため、必要な措置を講ずるよう努力義務を課しており、本市では北秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 31 年北秋田市条例第 3 号。以下「本条例」という。)を整備している。

2. 改正趣旨

今年度、県と共同利用可能な株式会社グラファターの「Graffer スマート申請」の導入により、新システム導入を契機とした、行政手続のさらなるオンライン化によって、市役所に出向かなくてもスマートフォンやパソコンなどを使用して、自宅や職場から 24 時間 365 日、様々な行政手続を行えるよう、本条例の一部を改正する。

3. 改正の内容

- (1) オンライン申請時に係る手数料等をオンライン納付可能とする規定の追加
- (2) 提出が義務付けられている一部の書類の提出を省略可能とする規定の追加
- (3) その他法の規定に基づく所要の整備

4. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月18日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充等を図るため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年北秋田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「規則で定める者」の次に「(第19条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 北秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成17年北秋田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年北秋田市条例第25号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第18条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第18条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	

(資料) 北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】北秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年北秋田市条例第26号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条の2第20項</u> _____の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>

議案第3号資料

北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び北秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号。以下「法」という。）の施行に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充等を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年北秋田市条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）の一部改正（第1条関係）

介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等について、新たに次の措置を講ずることとする。

- ① 介護を申し出た職員に対する仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知及び意向確認（勤務時間条例第19条の2第1項）
- ② 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供（勤務時間条例第19条の2第2項）
- ③ 研修の実施、相談体制の整備等の職場環境の整備（勤務時間条例第19条の3）

(2) 北秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年北秋田市条例第26号）の一部改正（第2条関係）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の引用条項について、法による改正を踏まえて整理する。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

議案第 4 号

北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

人事院及び秋田県人事委員会が行った公務員給与に関する勧告を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うほか、国及び他の地方公共団体の職員との間の権衡を確保するため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年北秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第11条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第12条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第13条第1項第1号中「通勤のため交通機関」の次に「又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)」を、「運賃」の次に「又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)」を加え、「交通機関」を「交通機関等」に改め、同項第2号中「用具」の次に「で規則で定めるもの」を加え、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改め、同条第2項第1号中「以下この号」を「次項及び第4項」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、「(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、

当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「最初の月」の次に「(第3項第1号の規定による通勤手当にあっては、最初の月の翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「特別急行列車等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第22条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「第21条第1項」を「前条第1項」に、「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第23条第2項中「、第10条から第12条まで、第30条及び第31条」を「及び第10条」に改める。

第28条第1項中「住所」を「住居」に改め、同条第3項中「北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第272号）若しくは単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第38号）の適用を受ける職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第31条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附則中第8項及び第9項を削り、第10項の前に見出しとして「（職員の定年の引上げに伴う経過措置）」を付し、同項中「附則第12項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第11項を附則第9項とする。

附則第12項中「附則第14項」を「附則第12項」に、「附則第10項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第13項を附則第11項とする。

附則第14項中「附則第10項」を「附則第8項」に、「附則第12項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第15項中「附則第12項」を「附則第10項」に、「附則第10項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第16項中「附則第10項」を「附則第8項」に、「附則第12項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第14項とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職	1	円 184,802	円 231,633	円 267,183	円 300,921	円 323,581	円 357,721	円 411,198
	2	円 185,910	円 233,143	円 268,190	円 302,432	円 325,394	円 359,433	円 413,112

員以外の 職員	3	187, 119	234, 654	269, 197	303, 942	327, 206	361, 045	415, 025
	4	188, 226	236, 164	270, 204	305, 352	328, 918	362, 656	416, 838
	5	189, 334	237, 675	271, 212	306, 762	330, 630	364, 268	418, 651
	6	191, 046	239, 186	272, 219	307, 870	332, 343	366, 080	420, 464
	7	192, 658	240, 696	273, 226	308, 877	334, 055	367, 591	422, 277
	8	194, 269	242, 207	274, 233	310, 086	335, 767	369, 202	424, 089
	9	195, 880	243, 718	275, 240	311, 294	337, 378	370, 612	425, 701
	10	197, 593	245, 128	276, 247	312, 905	339, 090	372, 224	427, 211
	11	199, 204	246, 538	277, 254	314, 517	340, 802	373, 835	428, 722
	12	200, 815	247, 948	278, 362	316, 128	342, 414	375, 346	430, 233
	13	202, 427	249, 156	279, 369	317, 639	343, 924	377, 259	431, 743
	14	204, 139	250, 365	280, 678	319, 250	345, 536	379, 173	433, 053
	15	205, 851	251, 573	281, 988	320, 862	347, 147	381, 086	434, 362
	16	207, 563	252, 782	283, 196	322, 473	348, 658	382, 899	435, 570
	17	208, 872	253, 889	284, 505	323, 984	350, 067	384, 410	436, 779
	18	210, 483	254, 997	285, 814	325, 696	351, 780	386, 222	438, 088
	19	212, 095	256, 105	287, 023	327, 307	353, 391	387, 934	439, 397
	20	213, 605	257, 213	288, 232	328, 918	355, 002	389, 546	440, 606
	21	215, 116	258, 220	289, 339	330, 328	356, 211	391, 258	441, 814
	22	216, 727	259, 227	290, 548	332, 040	357, 721	392, 668	442, 620
	23	218, 339	260, 234	291, 857	333, 752	359, 232	394, 078	443, 426
	24	219, 950	261, 241	293, 166	335, 364	360, 743	395, 488	444, 231
	25	221, 562	262, 248	294, 476	336, 572	362, 455	396, 898	444, 836
	26	223, 274	263, 155	295, 483	338, 486	364, 268	398, 106	445, 440
	27	224, 583	264, 061	296, 490	340, 198	365, 980	399, 315	446, 044
	28	225, 892	264, 968	297, 598	341, 809	367, 692	400, 322	446, 648
	29	227, 201	265, 773	298, 705	343, 320	369, 102	401, 430	447, 353
	30	228, 309	266, 579	299, 914	344, 931	370, 411	402, 638	448, 159
	31	229, 417	267, 385	301, 022	346, 543	371, 619	403, 746	448, 562
	32	230, 525	268, 190	302, 230	348, 154	373, 029	404, 854	449, 267
	33	231, 633	268, 895	303, 439	349, 866	374, 137	405, 559	449, 770
	34	232, 740	269, 701	304, 748	351, 679	375, 044	406, 264	450, 173
	35	233, 848	270, 507	306, 057	353, 492	376, 051	406, 969	450, 576
	36	234, 956	271, 212	307, 366	355, 304	377, 158	407, 674	450, 979
	37	236, 064	271, 917	308, 676	356, 815	377, 964	408, 278	451, 382
	38	237, 071	272, 722	309, 985	358, 225	378, 871	408, 882	451, 785
	39	238, 078	273, 528	311, 294	359, 635	379, 777	409, 386	452, 187
	40	238, 984	274, 233	312, 603	361, 045	380, 583	409, 788	452, 490
	41	239, 891	274, 938	313, 913	362, 556	381, 388	410, 191	452, 792
	42	240, 797	275, 743	315, 222	363, 361	382, 194	410, 393	453, 195
	43	241, 603	276, 549	316, 531	364, 368	383, 000	410, 695	453, 497
	44	242, 408	277, 254	317, 639	365, 375	383, 705	410, 997	453, 799
	45	243, 113	277, 959	318, 545	366, 282	384, 410	411, 299	454, 101
	46	243, 718	278, 664	319, 854	367, 390	385, 115	411, 601	
	47	244, 322	279, 369	321, 164	368, 296	385, 820	411, 903	
	48	244, 926	280, 074	322, 473	369, 303	386, 524	412, 206	
	49	245, 530	280, 779	323, 681	370, 209	387, 028	412, 407	
	50	246, 135	281, 484	324, 991	370, 914	387, 632	412, 709	

51	246, 739	282, 189	326, 199	371, 619	388, 237	413, 011
52	247, 243	282, 894	327, 408	372, 224	388, 942	413, 313
53	247, 746	283, 498	328, 717	372, 627	389, 344	413, 515
54	248, 149	284, 203	329, 825	373, 231	389, 949	413, 817
55	248, 451	284, 807	330, 933	373, 936	390, 553	414, 119
56	248, 753	285, 512	332, 040	374, 641	391, 056	414, 421
57	249, 055	286, 117	332, 745	374, 943	391, 459	414, 623
58	249, 357	286, 822	333, 652	375, 648	392, 064	414, 925
59	249, 660	287, 426	334, 357	376, 353	392, 668	415, 227
60	249, 962	288, 131	335, 162	376, 957	393, 171	415, 428
61	250, 264	288, 735	335, 968	377, 259	393, 574	415, 630
62	250, 566	289, 440	336, 371	377, 763	394, 078	415, 932
63	250, 868	290, 044	336, 975	378, 367	394, 581	416, 234
64	251, 170	290, 548	337, 680	378, 971	395, 186	416, 435
65	251, 472	291, 051	338, 486	379, 273	395, 488	416, 637
66	251, 775	291, 656	339, 191	379, 878	395, 891	416, 939
67	252, 077	292, 159	339, 896	380, 583	396, 293	417, 241
68	252, 379	292, 763	340, 500	381, 187	396, 696	417, 442
69	252, 681	293, 267	341, 004	381, 590	396, 998	417, 644
70	252, 983	293, 771	341, 608	382, 093	397, 300	417, 946
71	253, 285	294, 375	342, 111	382, 698	397, 603	418, 248
72	253, 587	294, 979	342, 716	383, 201	397, 804	418, 450
73	253, 889	295, 483	343, 018	383, 705	398, 005	418, 651
74	254, 192	295, 986	343, 521	384, 309	398, 308	
75	254, 494	296, 389	343, 924	384, 812	398, 610	
76	254, 796	296, 691	344, 327	385, 115	398, 811	
77	255, 098	296, 893	344, 730	385, 517	399, 013	
78	255, 400	297, 195	345, 233	386, 021	399, 315	
79	255, 702	297, 396	345, 737	386, 424	399, 617	
80	256, 004	297, 698	346, 240	386, 827	399, 818	
81	256, 306	297, 900	346, 543	387, 229	400, 020	
82	256, 609	298, 101	346, 945	387, 733	400, 322	
83	256, 911	298, 403	347, 348	388, 136	400, 624	
84	257, 213	298, 605	347, 751	388, 539	400, 825	
85	257, 515	298, 907	348, 053	388, 841	401, 027	
86	257, 817	299, 209	348, 456			
87	258, 119	299, 511	348, 859			
88	258, 421	299, 813	349, 262			
89	258, 723	300, 115	349, 463			
90	259, 026	300, 417	349, 866			
91	259, 328	300, 720	350, 269			
92	259, 630	301, 122	350, 672			
93	259, 932	301, 324	350, 873			
94		301, 525	351, 276			
95		301, 827	351, 679			
96		302, 230	351, 981			
97		302, 432	352, 283			
98		302, 734	352, 686			

	99		303,137	353,089				
	100		303,539	353,492				
	101		303,741	353,995				
	102		304,043	354,398				
	103		304,345	354,801				
	104		304,647	355,204				
	105		304,849	355,707				
	106		305,151	356,110				
	107		305,453	356,412				
	108		305,755	356,714				
	109		305,956	357,218				
	110		306,359					
	111		306,762					
	112		307,064					
	113		307,266					
	114		307,467					
	115		307,769					
	116		308,172					
	117		308,374					
	118		308,575					
	119		308,877					
	120		309,179					
	121		309,582					
	122		309,783					
	123		310,086					
	124		310,388					
	125		310,690					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準						
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		193,363	221,058	261,846	281,685	296,993	322,876	365,275

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第38条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	号給	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200

4	298,200	408,100	460,900	566,100
5	300,300	410,500	462,300	570,500
6	303,800	412,700	464,100	574,800
7	307,300	414,800	465,900	578,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400
9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	321,000	422,000	473,100	
12	324,400	423,500	474,900	
13	327,800	424,900	476,700	
14	331,300	426,400	478,500	
15	334,700	427,900	480,300	
16	338,100	429,300	482,100	
17	341,500	430,700	483,900	
18	344,600	432,200	485,800	
19	347,700	433,700	487,700	
20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800	
25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200	
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	
41	394,100	465,600	521,500	
42	394,800	466,800	522,300	
43	395,400	468,000	523,100	
44	396,100	469,100	523,900	
45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	
49	399,400	473,500	527,900	
50	399,900	474,200	528,700	
51	400,400	474,900	529,400	

	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤	号給 1	円 189,939	円 229,014	円 264,867	円 283,800	円 317,236

務職員以外の職員	2	192,053	230,323	265,672	284,606	318,646
	3	194,168	231,633	266,478	285,412	320,056
	4	196,283	232,942	267,284	286,117	321,466
	5	198,297	234,150	268,090	286,822	322,876
	6	200,312	235,258	268,895	287,527	324,487
	7	202,326	236,265	269,701	288,232	325,998
	8	204,139	237,272	270,507	289,037	327,508
	9	205,951	238,380	271,312	289,843	329,019
	10	207,865	239,589	272,118	290,649	330,630
	11	209,778	240,898	272,924	291,454	332,141
	12	211,893	242,207	273,729	292,159	333,652
	13	213,605	243,516	274,535	292,864	335,162
	14	215,620	244,826	275,341	293,972	336,774
	15	217,835	246,135	276,146	295,080	338,284
	16	219,950	247,343	276,952	296,288	339,795
	17	222,065	248,552	277,758	297,497	341,306
	18	223,173	249,760	278,563	298,705	342,917
	19	224,281	250,969	279,369	299,914	344,528
	20	225,388	252,177	280,175	301,122	346,039
	21	226,496	253,285	280,980	302,331	347,348
	22	227,403	254,192	281,887	303,539	348,859
	23	228,309	254,997	282,793	304,748	350,370
	24	229,215	255,803	283,599	305,956	351,880
	25	230,122	256,609	284,405	307,165	353,391
	26	231,028	257,414	285,311	308,374	354,902
	27	231,935	258,220	286,217	309,481	356,412
	28	232,841	259,026	287,023	310,690	357,822
	29	233,747	259,831	287,829	311,999	359,232
	30	234,654	260,637	288,936	313,208	360,843
	31	235,560	261,443	289,944	314,416	362,354
	32	236,467	262,248	290,951	315,625	363,865
	33	237,272	263,054	291,958	316,833	365,073
	34	238,078	263,860	293,066	317,941	366,181
	35	238,884	264,565	294,073	319,149	367,390
	36	239,689	265,370	295,080	320,358	368,497
	37	240,495	266,277	296,087	321,567	369,504
	38	241,301	267,082	297,094	322,876	370,310
	39	242,106	267,888	298,101	324,185	371,317
	40	242,912	268,694	299,108	325,394	372,425
	41	243,516	269,499	300,115	326,300	373,432
	42	244,121	270,305	301,324	327,508	374,439
	43	244,725	271,111	302,432	328,717	375,446
	44	245,228	271,917	303,539	329,925	376,353
	45	245,732	272,621	304,647	331,033	377,158
	46	246,336	273,427	305,755	332,040	377,964
	47	246,840	274,233	306,863	333,047	378,871
	48	247,243	275,039	307,971	333,954	379,676
	49	247,645	275,743	309,078	334,860	380,180

50	248, 149	276, 549	310, 186	335, 867	380, 985
51	248, 652	277, 254	311, 294	336, 874	381, 791
52	249, 156	277, 959	312, 402	337, 781	382, 597
53	249, 458	278, 664	313, 409	338, 284	383, 000
54	249, 760	279, 369	314, 416	339, 191	383, 705
55	250, 062	280, 074	315, 423	339, 896	384, 410
56	250, 365	280, 779	316, 430	340, 802	385, 014
57	250, 667	281, 484	317, 437	341, 507	385, 417
58	250, 969	282, 189	318, 445	341, 809	385, 920
59	251, 271	282, 894	319, 452	342, 313	386, 524
60	251, 573	283, 498	320, 358	342, 917	387, 129
61	251, 875	284, 102	321, 264	343, 521	387, 532
62	252, 177	284, 807	322, 070	344, 226	388, 035
63	252, 479	285, 512	322, 775	344, 931	388, 539
64	252, 782	286, 117	323, 480	345, 536	389, 042
65	253, 084	286, 721	324, 084	346, 240	389, 646
66	253, 386	287, 426	324, 789	346, 744	390, 150
67	253, 688	288, 131	325, 394	347, 348	390, 754
68	253, 990	288, 735	325, 998	347, 953	391, 359
69	254, 292	289, 339	326, 602	348, 255	391, 862
70	254, 594	290, 044	326, 803	348, 859	392, 366
71	254, 897	290, 749	327, 307	349, 362	392, 869
72	255, 098	291, 354	327, 811	349, 866	393, 373
73	255, 299	291, 958	328, 415	350, 370	393, 675
74	255, 601	292, 461	328, 918	350, 873	394, 178
75	255, 904	292, 864	329, 422	351, 377	394, 581
76	256, 105	293, 267	329, 825	351, 780	394, 984
77	256, 306	293, 670	330, 429	352, 082	395, 387
78	256, 609	293, 972	330, 933	352, 384	
79	256, 911	294, 274	331, 335	352, 585	
80	257, 112	294, 576	331, 839	352, 887	
81	257, 314	294, 878	332, 343	353, 391	
82	257, 616	295, 181	332, 745	353, 693	
83	257, 918	295, 483	332, 947	353, 995	
84	258, 119	295, 785	333, 249	354, 297	
85	258, 321	295, 986	333, 652	354, 700	
86		296, 188	334, 055	355, 002	
87		296, 389	334, 357	355, 304	
88		296, 590	334, 659	355, 607	
89		296, 993	334, 961	356, 009	
90		297, 195	335, 162	356, 311	
91		297, 396	335, 565	356, 614	
92		297, 598	335, 867	356, 916	
93		298, 000	336, 069	357, 218	
94		298, 202	336, 371	357, 621	
95		298, 403	336, 673	358, 024	
96		298, 705	336, 975	358, 426	
97		299, 007	337, 177	358, 930	
98		299, 209	337, 479	359, 333	

	99		299,410	337,781	359,736	
	100		299,712	337,982	360,138	
	101		300,015	338,184	360,642	
	102		300,216	338,385		
	103		300,417	338,788		
	104		300,720	338,989		
	105		301,022	339,191		
	106			339,594		
	107			339,996		
	108			340,399		
	109			340,601		
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 194,370	円 221,159	円 249,861	円 263,558	円 289,339

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円
	1	209,174	242,308	283,800	297,295	321,567
	2	211,088	244,523	284,304	297,900	322,574
	3	212,900	246,739	284,807	298,504	323,581
	4	214,613	248,955	285,311	299,007	324,588
	5	216,325	251,170	285,814	299,511	325,595
	6	218,238	252,177	286,318	300,115	326,803
	7	220,051	253,084	286,822	300,720	328,012
	8	221,763	253,990	287,325	301,223	329,220
	9	223,475	254,897	287,829	301,727	330,328
	10	225,489	256,105	288,332	302,331	331,537
	11	227,403	257,213	288,836	302,935	332,645
	12	229,316	258,119	289,339	303,439	333,752
	13	231,230	258,925	289,843	303,942	334,860
	14	233,244	259,630	290,346	304,647	336,069
	15	235,258	260,335	290,850	305,352	337,177
	16	237,272	261,241	291,354	306,057	338,284
	17	239,286	262,349	291,857	306,762	339,392
	18	241,301	263,457	292,361	307,669	340,601
	19	243,416	264,565	292,864	308,575	341,709
	20	245,430	265,672	293,368	309,481	342,816
	21	247,343	266,780	293,871	310,287	343,924
	22	248,552	267,888	294,375	311,193	345,133
23	249,760	268,996	294,878	312,100	346,240	

24	250, 868	270, 104	295, 382	313, 006	347, 348
25	251, 976	271, 111	295, 885	313, 812	348, 456
26	252, 882	272, 219	296, 490	314, 718	349, 765
27	253, 789	273, 326	297, 295	315, 625	351, 075
28	254, 695	274, 334	298, 101	316, 531	352, 384
29	255, 501	275, 341	298, 806	317, 337	353, 592
30	256, 306	276, 046	299, 612	318, 445	355, 103
31	257, 011	276, 751	300, 417	319, 552	356, 614
32	257, 716	277, 456	301, 223	320, 660	358, 124
33	258, 522	278, 161	301, 928	321, 768	359, 333
34	259, 328	278, 765	302, 734	322, 876	360, 843
35	260, 133	279, 268	303, 539	323, 984	362, 253
36	260, 838	279, 772	304, 244	325, 091	363, 663
37	261, 543	280, 275	305, 050	326, 199	365, 073
38	262, 450	280, 880	305, 856	327, 408	366, 080
39	263, 356	281, 383	306, 661	328, 516	367, 490
40	264, 162	281, 887	307, 467	329, 623	368, 800
41	264, 968	282, 290	308, 172	330, 429	370, 109
42	265, 874	282, 793	309, 179	331, 537	371, 519
43	266, 680	283, 297	310, 186	332, 645	372, 828
44	267, 485	283, 800	311, 093	333, 652	374, 137
45	268, 291	284, 304	311, 999	334, 659	375, 648
46	268, 996	284, 807	313, 006	335, 666	376, 856
47	269, 701	285, 311	314, 013	336, 673	377, 964
48	270, 305	285, 814	314, 920	337, 680	379, 173
49	270, 909	286, 318	315, 826	338, 889	380, 280
50	271, 413	286, 822	316, 833	340, 198	381, 187
51	271, 917	287, 325	317, 840	341, 406	382, 194
52	272, 319	287, 829	318, 847	342, 615	383, 100
53	272, 722	288, 332	319, 653	343, 521	383, 705
54	273, 226	288, 836	320, 660	344, 730	384, 510
55	273, 729	289, 339	321, 667	345, 838	385, 316
56	274, 132	289, 843	322, 574	347, 147	386, 122
57	274, 535	290, 346	323, 480	348, 154	386, 827
58	274, 938	291, 152	324, 487	349, 060	387, 532
59	275, 341	291, 958	325, 494	350, 168	388, 237
60	275, 743	292, 663	326, 401	351, 377	388, 841
61	276, 146	293, 368	327, 307	352, 485	389, 445
62	276, 549	294, 274	328, 516	353, 693	390, 049
63	276, 952	295, 181	329, 724	354, 902	390, 754
64	277, 355	295, 986	330, 933	355, 909	391, 359
65	277, 758	296, 792	331, 638	356, 916	392, 064
66	278, 161	297, 698	332, 745	357, 923	392, 567
67	278, 563	298, 504	333, 853	359, 031	393, 171
68	278, 966	299, 310	334, 760	360, 138	393, 675
69	279, 369	300, 115	335, 867	360, 944	394, 078
70	279, 873	301, 022	336, 572	362, 052	394, 682
71	280, 376	301, 928	337, 680	363, 160	395, 186

72	280, 779	302, 834	338, 788	364, 167	395, 488
73	281, 182	303, 741	339, 896	364, 872	395, 790
74	281, 786	304, 647	341, 104	365, 678	396, 293
75	282, 390	305, 554	342, 212	366, 483	396, 696
76	282, 894	306, 460	343, 320	367, 188	396, 998
77	283, 397	307, 266	344, 428	367, 792	397, 300
78	284, 002	308, 273	345, 536	368, 296	397, 804
79	284, 606	309, 280	346, 543	368, 800	398, 308
80	285, 110	310, 186	347, 650	369, 303	398, 710
81	285, 613	310, 690	348, 557	369, 907	399, 013
82	286, 117	311, 596	349, 564	370, 411	399, 415
83	286, 620	312, 503	350, 470	370, 914	399, 919
84	287, 124	313, 308	351, 477	371, 418	400, 322
85	287, 627	314, 114	352, 384	371, 821	400, 725
86	288, 131	315, 121	353, 189	372, 224	
87	288, 634	316, 128	353, 995	372, 828	
88	289, 138	317, 135	354, 801	373, 331	
89	289, 641	318, 042	355, 405	373, 634	
90	290, 145	319, 149	356, 009	374, 137	
91	290, 649	320, 157	356, 614	374, 540	
92	291, 152	321, 164	357, 218	374, 842	
93	291, 656	321, 969	357, 621	375, 446	
94	292, 260	322, 674	358, 024	375, 950	
95	292, 864	323, 379	358, 527	376, 453	
96	293, 468	323, 984	358, 930	376, 957	
97	294, 073	324, 487	359, 433	377, 561	
98	294, 576	324, 789	359, 836	378, 065	
99	295, 080	325, 394	360, 340	378, 568	
100	295, 583	325, 998	360, 743	378, 971	
101	296, 087	326, 401	361, 045	379, 575	
102	296, 590	327, 005	361, 548	380, 079	
103	297, 094	327, 609	361, 951	380, 583	
104	297, 497	328, 113	362, 253	381, 086	
105	297, 900	328, 516	362, 656	381, 690	
106	298, 403	329, 019	363, 160	382, 093	
107	298, 907	329, 523	363, 663	382, 597	
108	299, 209	330, 026	364, 167	383, 100	
109	299, 410	330, 429	364, 670	383, 705	
110	299, 712	330, 832	365, 174		
111	299, 914	331, 134	365, 678		
112	300, 216	331, 436	366, 080		
113	300, 518	331, 738	366, 483		
114	300, 720	332, 141	366, 886		
115	301, 022	332, 443	367, 390		
116	301, 223	332, 745	367, 893		
117	301, 525	332, 947	368, 296		
118	301, 827	333, 249	368, 800		
119	302, 130	333, 551	369, 303		

120	302, 432	333, 752	369, 807
121	302, 734	333, 954	370, 109
122	303, 137	334, 256	
123	303, 439	334, 558	
124	303, 741	334, 860	
125	303, 942	335, 062	
126	304, 144	335, 364	
127	304, 446	335, 767	
128	304, 849	335, 968	
129	305, 050	336, 169	
130	305, 352	336, 371	
131	305, 755	336, 774	
132	306, 158	336, 975	
133	306, 359	337, 277	
134	306, 661	337, 680	
135	306, 964	338, 083	
136	307, 266	338, 486	
137	307, 467	338, 788	
138	307, 769	339, 191	
139	308, 071	339, 594	
140	308, 374	339, 996	
141	308, 575	340, 299	
142	308, 978	340, 701	
143	309, 381	341, 004	
144	309, 683	341, 406	
145	309, 884	341, 709	
146	310, 086	342, 111	
147	310, 388	342, 514	
148	310, 791	342, 917	
149	310, 992	343, 219	
150	311, 193	343, 622	
151	311, 496	344, 025	
152	311, 798	344, 428	
153	312, 201	344, 730	
154	312, 402		
155	312, 603		
156	312, 905		
157	313, 208		
158	313, 510		
159	313, 812		
160	314, 114		
161	314, 517		
162	314, 819		
163	315, 121		
164	315, 423		
165	315, 826		
166	316, 128		
167	316, 430		

	168	316,732				
	169	317,135				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		241,401	262,047	269,399	279,873	296,389

備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員に適用する。

(北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和5年北秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「から第12条まで」を「、第12条」に、「、第21条及び第27条」を「及び第21条」に改め、同条第2項中「第24条第2項」を「第24条第2項及び第27条第2項第1号」に、「同項中「100分の130」とあるのは、「100分の171.25」」を「給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第27条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改める。

(北秋田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 北秋田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年北秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 災害応急作業等手当

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

第8条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 異常な自然災害により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う
遭難救助、捜索等に係る業務に従事した場合

(2) 国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な
災害が発生した地域に派遣され、被災家屋の調査、避難所の運営その他の地方公
共団体の応援業務に従事した場合

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、
当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の場合 840円

(2) 前項第2号の場合 350円

(北秋田市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 北秋田市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年北秋田市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 緊急消防援助隊派遣手当

第2条に次の1項を加える。

7 緊急消防援助隊派遣手当は、緊急消防援助隊として派遣され、その業務に従事した職員に、次の区分により支給する。ただし、緊急消防援助隊派遣手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。

(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う避難救助作業等に従事した職員に、1日当たり840円

(2) 当該重大な災害について、大規模な災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されるなど市長が認める災害に該当する場合に、1日当たり1,080円

(3) 避難救助作業等が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく措置がなされた区域など市長が著しく危険と認める区域で行われた場合に、支給額を2倍とする。

(北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中「次に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（管理者が指定する者を除く。）」に改め、同条各号を削る。

第13条第2項中「については、前号」を「は、前項」に改める。

第19条中「第6条第1項ただし書き」を「（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書」に改める。

第22条中「、第5条及び第8条」を削る。

(職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年北秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第5条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「、第10条から第12条まで、第30条及び第31条」を「及び第10条」に改める。

附則第6条中「、第5条及び第8条」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

第3条 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、
前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第5条 施行日から令和8年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の北
秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、
同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第6条 施行日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、第1条の規
定による改正後の給与条例第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、
管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応
じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場
合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第7条 第1条の規定による改正後の給与条例第13条第4項及び第28条第3項の規定は、
施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(その他の経過措置の規則への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経
過措置は、規則で定める。

(北秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第9条 北秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年北秋田市条
例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「附則第10項」を「附則第8項」に改める。

(北秋田市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一
部改正)

第10条 北秋田市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
（平成17年北秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「又は附則第8項」を削る。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26

43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		

90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1

21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	

68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6

15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53

62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		

109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31

40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78

87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額を、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 _____ がある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第11条 削除</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円 _____ とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 <u>(以下「特定期間」という。)</u> がある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(扶養手当の支給方法)</u></p> <p>第11条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族た</u></p>

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額</p>	<p>る子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p> <p>(地域手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額</p>

改正後	改正前
<p>に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の12</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の8</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の4</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「<u>交通機関等</u>」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「<u>運賃等</u>」という。)を負担することを常例とする職員(<u>交通機関等</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>交通機関等</u>を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具<u>で規則で定めるもの</u>(以下</p>	<p>に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の15</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の12</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の10</u></p> <p><u>(6) 6級地 100分の6</u></p> <p><u>(7) 7級地 100分の3</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第28条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅(公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関_____を利用してその運賃_____を負担することを常例とする職員(<u>交通機関</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>交通機関</u>を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具_____ (以下</p>

改正後	改正前
<p>この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため<u>交通機関等</u>を利用してその<u>運賃等</u>を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>交通機関等</u>を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第4項において「<u>運賃等相当額</u>」という。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>交通機関等</u>を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、<u>交通機関等</u>の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額_____</p> <p>_____</p> <p>_____、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため<u>交通機関</u>を利用してその<u>運賃</u>を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(<u>交通機関</u>を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>交通機関</u>を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号_____において「<u>運賃等相当額</u>」という。)。ただし、<u>運賃等相当額</u>を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの<u>運賃等相当額</u>」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの<u>運賃等相当額</u>の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>交通機関</u>を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、<u>交通機関</u>の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの<u>運賃等相当額</u>及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>第1項第1号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p>4 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 <u>通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（第3項第1号の規定による通勤手当にあっては、最初の月の翌月）の規則で定める日に支給する。</u></p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第22条 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>3 <u>通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月</u> <u>の規則で定める日に支給する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第22条 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項に規定する場合のほか、<u>前条第1項</u>に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって<u>正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u>とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 _____</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 前項に規定する場合のほか、<u>第21条第1項</u>に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって<u>正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____</p> <p>_____とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額<u>（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 第5条第3項から第10項まで<u>及び第10条</u> _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第28条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、<u>住居</u>を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の<u>住居</u>から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 第5条第3項から第10項まで、<u>第10条から第12条まで、第30条及び第31条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第28条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、<u>住所</u>を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の<u>住所</u>から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>	<p>3 <u>北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第272号）若しくは単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第38号）の適用を受ける職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）</u></p> <p>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>
<p>4 （略）</p>	<p>4 （略）</p>
<p>第31条 （略）</p>	<p>第31条 （略）</p>
<p>2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第34条第2項又は第3項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項又は第3項の規定による割合を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、地方公務員法第29条の規定により停職にされている職員その他の規則で定める職員 零</p>	<p>2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第34条第2項又は第3項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項又は第3項の規定による割合を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>条例附則第8項の規定の適用を受ける職員</u> 前項の規定による額からその半額を減じた額</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、地方公務員法第29条の規定により停職にされている職員その他の規則で定める職員 零</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>4 （略）</p>	<p>4 （略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p>8 <u>当分の間、第32条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）し、若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、</u></p>

改正後	改正前
<p>(職員の定年の引上げに伴う経過措置)</p> <p><u>8</u> 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（<u>附則第10項</u>において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び<u>附則第12項</u>において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に<u>附則第8項</u>の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、<u>附則第8項</u>の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>又は疾病に係る就業禁止の措置（市長が規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための勤務時間条例第12条に規定する病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、市長が規則で定める手当の算定については、<u>当該職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。</u></p> <p><u>9</u> <u>前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p><u>10</u> 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（<u>附則第12項</u>において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び<u>附則第14項</u>において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に<u>附則第10項</u>の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、<u>附則第10項</u>の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>

改正後									改正前								
11 (略)									13 (略)								
12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、 <u>附則第10項</u> に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。									14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、 <u>附則第12項</u> に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。								
13 <u>附則第10項</u> 又は前項の規定による給料を支給される職員以外の <u>附則第8項</u> の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。									15 <u>附則第12項</u> 又は前項の規定による給料を支給される職員以外の <u>附則第10項</u> の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。								
14 <u>附則第8項</u> から前項までに定めるもののほか、 <u>附則第8項</u> の規定による給料月額、 <u>附則第10項</u> の規定による給料その他 <u>附則第8項</u> から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。									16 <u>附則第10項</u> から前項までに定めるもののほか、 <u>附則第10項</u> の規定による給料月額、 <u>附則第12項</u> の規定による給料その他 <u>附則第10項</u> から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。								
別表第1（第4条関係） 行政職給料表									別表第1（第4条関係） 行政職給料表								
職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		
		給料月 額								給料月 額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	1	184,802	231,633	267,183	300,921	323,581	357,721	411,198	184,802	231,633	263,155	289,339	311,999	337,378	376,051		
	2	185,910	233,143	268,190	302,432	325,394	359,433	413,112	185,910	233,143	264,162	290,951	313,711	339,291	378,669		
	3	187,119	234,654	269,197	303,942	327,206	361,045	415,025	187,119	234,654	265,169	292,461	315,423	341,104	380,985		
	4	188,226	236,164	270,204	305,352	328,918	362,656	416,838	188,226	236,164	266,176	293,972	316,934	342,917	383,201		
	5	189,334	237,675	271,212	306,762	330,630	364,268	418,651	189,334	237,675	267,183	295,483	318,344	344,629	385,115		
	6	191,046	239,186	272,219	307,870	332,343	366,080	420,464	191,046	239,186	268,190	296,993	319,653	346,341	387,431		
	7	192,658	240,696	273,226	308,877	334,055	367,591	422,277	192,658	240,696	269,197	298,403	320,962	347,953	389,546		
	8	194,269	242,207	274,233	310,086	335,767	369,202	424,089	194,269	242,207	270,204	299,712	322,272	349,665	391,560		
	9	195,880	243,718	275,240	311,294	337,378	370,612	425,701	195,880	243,718	271,212	300,921	323,581	351,276	393,574		
	10	197,593	245,128	276,247	312,905	339,090	372,224	427,211	197,593	245,128	272,219	302,432	325,394	352,988	395,891		

改正後								改正前							
11	199,204	246,538	277,254	314,517	340,802	373,835	428,722	11	199,204	246,538	273,226	303,942	327,206	354,599	398,106
12	200,815	247,948	278,362	316,128	342,414	375,346	430,233	12	200,815	247,948	274,233	305,352	328,918	356,211	400,322
13	202,427	249,156	279,369	317,639	343,924	377,259	431,743	13	202,427	249,156	275,240	306,762	330,630	357,721	402,537
14	204,139	250,365	280,678	319,250	345,536	379,173	433,053	14	204,139	250,365	276,247	307,870	332,343	359,433	404,854
15	205,851	251,573	281,988	320,862	347,147	381,086	434,362	15	205,851	251,573	277,254	308,877	334,055	361,045	407,069
16	207,563	252,782	283,196	322,473	348,658	382,899	435,570	16	207,563	252,782	278,362	310,086	335,767	362,656	409,386
17	208,872	253,889	284,505	323,984	350,067	384,410	436,779	17	208,872	253,889	279,369	311,294	337,378	364,268	411,198
18	210,483	254,997	285,814	325,696	351,780	386,222	438,088	18	210,483	254,997	280,678	312,905	339,090	366,080	413,112
19	212,095	256,105	287,023	327,307	353,391	387,934	439,397	19	212,095	256,105	281,988	314,517	340,802	367,591	415,025
20	213,605	257,213	288,232	328,918	355,002	389,546	440,606	20	213,605	257,213	283,196	316,128	342,414	369,202	416,838
21	215,116	258,220	289,339	330,328	356,211	391,258	441,814	21	215,116	258,220	284,505	317,639	343,924	370,612	418,651
22	216,727	259,227	290,548	332,040	357,721	392,668	442,620	22	216,727	259,227	285,814	319,250	345,536	372,224	420,464
23	218,339	260,234	291,857	333,752	359,232	394,078	443,426	23	218,339	260,234	287,023	320,862	347,147	373,835	422,277
24	219,950	261,241	293,166	335,364	360,743	395,488	444,231	24	219,950	261,241	288,232	322,473	348,658	375,346	424,089
25	221,562	262,248	294,476	336,572	362,455	396,898	444,836	25	221,562	262,248	289,339	323,984	350,067	377,259	425,701
26	223,274	263,155	295,483	338,486	364,268	398,106	445,440	26	223,274	263,155	290,548	325,696	351,780	379,173	427,211
27	224,583	264,061	296,490	340,198	365,980	399,315	446,044	27	224,583	264,061	291,857	327,307	353,391	381,086	428,722
28	225,892	264,968	297,598	341,809	367,692	400,322	446,648	28	225,892	264,968	293,166	328,918	355,002	382,899	430,233
29	227,201	265,773	298,705	343,320	369,102	401,430	447,353	29	227,201	265,773	294,476	330,328	356,211	384,410	431,743
30	228,309	266,579	299,914	344,931	370,411	402,638	448,159	30	228,309	266,579	295,483	332,040	357,721	386,222	433,053
31	229,417	267,385	301,022	346,543	371,619	403,746	448,562	31	229,417	267,385	296,490	333,752	359,232	387,934	434,362
32	230,525	268,190	302,230	348,154	373,029	404,854	449,267	32	230,525	268,190	297,598	335,364	360,743	389,546	435,570
33	231,633	268,895	303,439	349,866	374,137	405,559	449,770	33	231,633	268,895	298,705	336,572	362,455	391,258	436,779
34	232,740	269,701	304,748	351,679	375,044	406,264	450,173	34	232,740	269,701	299,914	338,486	364,268	392,668	438,088
35	233,848	270,507	306,057	353,492	376,051	406,969	450,576	35	233,848	270,507	301,022	340,198	365,980	394,078	439,397
36	234,956	271,212	307,366	355,304	377,158	407,674	450,979	36	234,956	271,212	302,230	341,809	367,692	395,488	440,606
37	236,064	271,917	308,676	356,815	377,964	408,278	451,382	37	236,064	271,917	303,439	343,320	369,102	396,898	441,814
38	237,071	272,722	309,985	358,225	378,871	408,882	451,785	38	237,071	272,722	304,748	344,931	370,411	398,106	442,620
39	238,078	273,528	311,294	359,635	379,777	409,386	452,187	39	238,078	273,528	306,057	346,543	371,619	399,315	443,426
40	238,984	274,233	312,603	361,045	380,583	409,788	452,490	40	238,984	274,233	307,366	348,154	373,029	400,322	444,231
41	239,891	274,938	313,913	362,556	381,388	410,191	452,792	41	239,891	274,938	308,676	349,866	374,137	401,430	444,836
42	240,797	275,743	315,222	363,361	382,194	410,393	453,195	42	240,797	275,743	309,985	351,679	375,044	402,638	445,440
43	241,603	276,549	316,531	364,368	383,000	410,695	453,497	43	241,603	276,549	311,294	353,492	376,051	403,746	446,044

改正後								改正前							
44	242,408	277,254	317,639	365,375	383,705	410,997	453,799	44	242,408	277,254	312,603	355,304	377,158	404,854	446,648
45	243,113	277,959	318,545	366,282	384,410	411,299	454,101	45	243,113	277,959	313,913	356,815	377,964	405,559	447,353
46	243,718	278,664	319,854	367,390	385,115	411,601		46	243,718	278,664	315,222	358,225	378,871	406,264	448,159
47	244,322	279,369	321,164	368,296	385,820	411,903		47	244,322	279,369	316,531	359,635	379,777	406,969	448,562
48	244,926	280,074	322,473	369,303	386,524	412,206		48	244,926	280,074	317,639	361,045	380,583	407,674	449,267
49	245,530	280,779	323,681	370,209	387,028	412,407		49	245,530	280,779	318,545	362,556	381,388	408,278	449,770
50	246,135	281,484	324,991	370,914	387,632	412,709		50	246,135	281,484	319,854	363,361	382,194	408,882	450,173
51	246,739	282,189	326,199	371,619	388,237	413,011		51	246,739	282,189	321,164	364,368	383,000	409,386	450,576
52	247,243	282,894	327,408	372,224	388,942	413,313		52	247,243	282,894	322,473	365,375	383,705	409,788	450,979
53	247,746	283,498	328,717	372,627	389,344	413,515		53	247,746	283,498	323,681	366,282	384,410	410,191	451,382
54	248,149	284,203	329,825	373,231	389,949	413,817		54	248,149	284,203	324,991	367,390	385,115	410,393	451,785
55	248,451	284,807	330,933	373,936	390,553	414,119		55	248,451	284,807	326,199	368,296	385,820	410,695	452,187
56	248,753	285,512	332,040	374,641	391,056	414,421		56	248,753	285,512	327,408	369,303	386,524	410,997	452,490
57	249,055	286,117	332,745	374,943	391,459	414,623		57	249,055	286,117	328,717	370,209	387,028	411,299	452,792
58	249,357	286,822	333,652	375,648	392,064	414,925		58	249,357	286,822	329,825	370,914	387,632	411,601	453,195
59	249,660	287,426	334,357	376,353	392,668	415,227		59	249,660	287,426	330,933	371,619	388,237	411,903	453,497
60	249,962	288,131	335,162	376,957	393,171	415,428		60	249,962	288,131	332,040	372,224	388,942	412,206	453,799
61	250,264	288,735	335,968	377,259	393,574	415,630		61	250,264	288,735	332,745	372,627	389,344	412,407	454,101
62	250,566	289,440	336,371	377,763	394,078	415,932		62	250,566	289,440	333,652	373,231	389,949	412,709	
63	250,868	290,044	336,975	378,367	394,581	416,234		63	250,868	290,044	334,357	373,936	390,553	413,011	
64	251,170	290,548	337,680	378,971	395,186	416,435		64	251,170	290,548	335,162	374,641	391,056	413,313	
65	251,472	291,051	338,486	379,273	395,488	416,637		65	251,472	291,051	335,968	374,943	391,459	413,515	
66	251,775	291,656	339,191	379,878	395,891	416,939		66	251,775	291,656	336,371	375,648	392,064	413,817	
67	252,077	292,159	339,896	380,583	396,293	417,241		67	252,077	292,159	336,975	376,353	392,668	414,119	
68	252,379	292,763	340,500	381,187	396,696	417,442		68	252,379	292,763	337,680	376,957	393,171	414,421	
69	252,681	293,267	341,004	381,590	396,998	417,644		69	252,681	293,267	338,486	377,259	393,574	414,623	
70	252,983	293,771	341,608	382,093	397,300	417,946		70	252,983	293,771	339,191	377,763	394,078	414,925	
71	253,285	294,375	342,111	382,698	397,603	418,248		71	253,285	294,375	339,896	378,367	394,581	415,227	
72	253,587	294,979	342,716	383,201	397,804	418,450		72	253,587	294,979	340,500	378,971	395,186	415,428	
73	253,889	295,483	343,018	383,705	398,005	418,651		73	253,889	295,483	341,004	379,273	395,488	415,630	
74	254,192	295,986	343,521	384,309	398,308			74	254,192	295,986	341,608	379,878	395,891	415,932	
75	254,494	296,389	343,924	384,812	398,610			75	254,494	296,389	342,111	380,583	396,293	416,234	
76	254,796	296,691	344,327	385,115	398,811			76	254,796	296,691	342,716	381,187	396,696	416,435	

改正後							改正前						
77	255,098	296,893	344,730	385,517	399,013		77	255,098	296,893	343,018	381,590	396,998	416,637
78	255,400	297,195	345,233	386,021	399,315		78	255,400	297,195	343,521	382,093	397,300	416,939
79	255,702	297,396	345,737	386,424	399,617		79	255,702	297,396	343,924	382,698	397,603	417,241
80	256,004	297,698	346,240	386,827	399,818		80	256,004	297,698	344,327	383,201	397,804	417,442
81	256,306	297,900	346,543	387,229	400,020		81	256,306	297,900	344,730	383,705	398,005	417,644
82	256,609	298,101	346,945	387,733	400,322		82	256,609	298,101	345,233	384,309	398,308	417,946
83	256,911	298,403	347,348	388,136	400,624		83	256,911	298,403	345,737	384,812	398,610	418,248
84	257,213	298,605	347,751	388,539	400,825		84	257,213	298,605	346,240	385,115	398,811	418,450
85	257,515	298,907	348,053	388,841	401,027		85	257,515	298,907	346,543	385,517	399,013	418,651
86	257,817	299,209	348,456				86	257,817	299,209	346,945	386,021	399,315	
87	258,119	299,511	348,859				87	258,119	299,511	347,348	386,424	399,617	
88	258,421	299,813	349,262				88	258,421	299,813	347,751	386,827	399,818	
89	258,723	300,115	349,463				89	258,723	300,115	348,053	387,229	400,020	
90	259,026	300,417	349,866				90	259,026	300,417	348,456	387,733	400,322	
91	259,328	300,720	350,269				91	259,328	300,720	348,859	388,136	400,624	
92	259,630	301,122	350,672				92	259,630	301,122	349,262	388,539	400,825	
93	259,932	301,324	350,873				93	259,932	301,324	349,463	388,841	401,027	
94		301,525	351,276				94		301,525	349,866			
95		301,827	351,679				95		301,827	350,269			
96		302,230	351,981				96		302,230	350,672			
97		302,432	352,283				97		302,432	350,873			
98		302,734	352,686				98		302,734	351,276			
99		303,137	353,089				99		303,137	351,679			
100		303,539	353,492				100		303,539	351,981			
101		303,741	353,995				101		303,741	352,283			
102		304,043	354,398				102		304,043	352,686			
103		304,345	354,801				103		304,345	353,089			
104		304,647	355,204				104		304,647	353,492			
105		304,849	355,707				105		304,849	353,995			
106		305,151	356,110				106		305,151	354,398			
107		305,453	356,412				107		305,453	354,801			
108		305,755	356,714				108		305,755	355,204			
109		305,956	357,218				109		305,956	355,707			

改正後									改正前									
	110		306,359							110		306,359	356,110					
	111		306,762							111		306,762	356,412					
	112		307,064							112		307,064	356,714					
	113		307,266							113		307,266	357,218					
	114		307,467							114		307,467						
	115		307,769							115		307,769						
	116		308,172							116		308,172						
	117		308,374							117		308,374						
	118		308,575							118		308,575						
	119		308,877							119		308,877						
	120		309,179							120		309,179						
	121		309,582							121		309,582						
	122		309,783							122		309,783						
	123		310,086							123		310,086						
	124		310,388							124		310,388						
	125		310,690							125		310,690						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額		定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額												
		円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円
		193,363	221,058	261,846	281,685	296,993	322,876	365,275				193,363	221,058	261,846	281,685	296,993	322,876	365,275

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
ただし、第38条に規定する職員を除く。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
ただし、第38条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000

改正後						改正前					
<u>4</u>	<u>298,200</u>	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>		<u>4</u>	<u>298,200</u>	<u>377,600</u>	<u>432,600</u>	<u>489,800</u>	
<u>5</u>	<u>300,300</u>	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>		<u>5</u>	<u>300,300</u>	<u>380,100</u>	<u>434,500</u>	<u>491,600</u>	
<u>6</u>	<u>303,800</u>	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>		<u>6</u>	<u>303,800</u>	<u>382,800</u>	<u>436,100</u>	<u>493,300</u>	
<u>7</u>	<u>307,300</u>	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>		<u>7</u>	<u>307,300</u>	<u>385,500</u>	<u>437,700</u>	<u>495,000</u>	
<u>8</u>	<u>310,700</u>	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>		<u>8</u>	<u>310,700</u>	<u>388,100</u>	<u>439,300</u>	<u>496,700</u>	
<u>9</u>	<u>314,100</u>	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>		<u>9</u>	<u>314,100</u>	<u>390,200</u>	<u>440,900</u>	<u>498,400</u>	
<u>10</u>	<u>317,600</u>	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>		<u>10</u>	<u>317,600</u>	<u>392,700</u>	<u>442,700</u>	<u>500,500</u>	
<u>11</u>	<u>321,000</u>	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>			<u>11</u>	<u>321,000</u>	<u>395,200</u>	<u>444,500</u>	<u>502,600</u>	
<u>12</u>	<u>324,400</u>	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>			<u>12</u>	<u>324,400</u>	<u>397,700</u>	<u>446,300</u>	<u>504,700</u>	
<u>13</u>	<u>327,800</u>	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>			<u>13</u>	<u>327,800</u>	<u>400,300</u>	<u>448,100</u>	<u>506,700</u>	
<u>14</u>	<u>331,300</u>	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>			<u>14</u>	<u>331,300</u>	<u>403,000</u>	<u>449,900</u>	<u>508,600</u>	
<u>15</u>	<u>334,700</u>	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>			<u>15</u>	<u>334,700</u>	<u>405,600</u>	<u>451,700</u>	<u>510,700</u>	
<u>16</u>	<u>338,100</u>	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>			<u>16</u>	<u>338,100</u>	<u>408,100</u>	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>	
<u>17</u>	<u>341,500</u>	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>			<u>17</u>	<u>341,500</u>	<u>410,500</u>	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>	
<u>18</u>	<u>344,600</u>	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>			<u>18</u>	<u>344,600</u>	<u>412,700</u>	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>	
<u>19</u>	<u>347,700</u>	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>			<u>19</u>	<u>347,700</u>	<u>414,800</u>	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>	
<u>20</u>	<u>350,800</u>	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>			<u>20</u>	<u>350,800</u>	<u>416,900</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>	
<u>21</u>	<u>354,000</u>	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>			<u>21</u>	<u>354,000</u>	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>	
<u>22</u>	<u>357,100</u>	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>			<u>22</u>	<u>357,100</u>	<u>420,500</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>	
<u>23</u>	<u>360,200</u>	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>			<u>23</u>	<u>360,200</u>	<u>422,000</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>	
<u>24</u>	<u>363,200</u>	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>			<u>24</u>	<u>363,200</u>	<u>423,500</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>	
<u>25</u>	<u>366,200</u>	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>			<u>25</u>	<u>366,200</u>	<u>424,900</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>	
<u>26</u>	<u>368,500</u>	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>			<u>26</u>	<u>368,500</u>	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>	
<u>27</u>	<u>370,800</u>	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>			<u>27</u>	<u>370,800</u>	<u>427,900</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>	
<u>28</u>	<u>373,000</u>	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>			<u>28</u>	<u>373,000</u>	<u>429,300</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>	
<u>29</u>	<u>374,900</u>	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>			<u>29</u>	<u>374,900</u>	<u>430,700</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>	
<u>30</u>	<u>376,600</u>	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>			<u>30</u>	<u>376,600</u>	<u>432,200</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>	
<u>31</u>	<u>378,300</u>	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>			<u>31</u>	<u>378,300</u>	<u>433,700</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>	
<u>32</u>	<u>380,100</u>	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>			<u>32</u>	<u>380,100</u>	<u>435,100</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>	
<u>33</u>	<u>381,900</u>	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>			<u>33</u>	<u>381,900</u>	<u>436,500</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>	
<u>34</u>	<u>383,700</u>	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>			<u>34</u>	<u>383,700</u>	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>	
<u>35</u>	<u>385,300</u>	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>			<u>35</u>	<u>385,300</u>	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>	
<u>36</u>	<u>386,700</u>	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>			<u>36</u>	<u>386,700</u>	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>	

改正後				改正前						
	<u>37</u>	<u>388,100</u>	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>		<u>37</u>	<u>388,100</u>	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>
	<u>38</u>	<u>389,600</u>	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>		<u>38</u>	<u>389,600</u>	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>
	<u>39</u>	<u>391,100</u>	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>		<u>39</u>	<u>391,100</u>	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>
	<u>40</u>	<u>392,600</u>	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>		<u>40</u>	<u>392,600</u>	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>
	<u>41</u>	<u>394,100</u>	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>		<u>41</u>	<u>394,100</u>	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>
	<u>42</u>	<u>394,800</u>	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>		<u>42</u>	<u>394,800</u>	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>
	<u>43</u>	<u>395,400</u>	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>		<u>43</u>	<u>395,400</u>	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>
	<u>44</u>	<u>396,100</u>	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>		<u>44</u>	<u>396,100</u>	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>
	<u>45</u>	<u>397,000</u>	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>		<u>45</u>	<u>397,000</u>	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>
	<u>46</u>	<u>397,600</u>	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>		<u>46</u>	<u>397,600</u>	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>
	<u>47</u>	<u>398,200</u>	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>		<u>47</u>	<u>398,200</u>	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>
	<u>48</u>	<u>398,800</u>	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>		<u>48</u>	<u>398,800</u>	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>
	<u>49</u>	<u>399,400</u>	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>		<u>49</u>	<u>399,400</u>	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>
	<u>50</u>	<u>399,900</u>	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>		<u>50</u>	<u>399,900</u>	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>
	<u>51</u>	<u>400,400</u>	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>		<u>51</u>	<u>400,400</u>	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>
	<u>52</u>	<u>400,900</u>	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>		<u>52</u>	<u>400,900</u>	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>
	<u>53</u>	<u>401,400</u>	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>		<u>53</u>	<u>401,400</u>	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>
	<u>54</u>	<u>401,800</u>	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>		<u>54</u>	<u>401,800</u>	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>
	<u>55</u>	<u>402,200</u>	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>		<u>55</u>	<u>402,200</u>	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>
	<u>56</u>	<u>402,600</u>	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>		<u>56</u>	<u>402,600</u>	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>
	<u>57</u>	<u>403,000</u>	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>		<u>57</u>	<u>403,000</u>	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>
	<u>58</u>	<u>403,400</u>	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>		<u>58</u>	<u>403,400</u>	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>
	<u>59</u>	<u>403,800</u>	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>		<u>59</u>	<u>403,800</u>	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>
	<u>60</u>	<u>404,200</u>	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>		<u>60</u>	<u>404,200</u>	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>
	<u>61</u>	<u>404,600</u>	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>		<u>61</u>	<u>404,600</u>	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>
	<u>62</u>	<u>405,000</u>	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>		<u>62</u>	<u>405,000</u>	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>
	<u>63</u>	<u>405,400</u>	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>		<u>63</u>	<u>405,400</u>	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>
	<u>64</u>	<u>405,800</u>	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>		<u>64</u>	<u>405,800</u>	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>
	<u>65</u>	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>		<u>65</u>	<u>406,100</u>	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>
	<u>66</u>		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>		<u>66</u>		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>	
	<u>67</u>		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>		<u>67</u>		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>	
	<u>68</u>		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>		<u>68</u>		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>	
	<u>69</u>		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>		<u>69</u>		<u>478,400</u>	<u>531,200</u>	

改正後					改正前						
	<u>70</u>		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>		<u>70</u>		<u>479,000</u>	<u>532,000</u>		
	<u>71</u>		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>		<u>71</u>		<u>479,700</u>	<u>532,900</u>		
	<u>72</u>		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>		<u>72</u>		<u>480,400</u>	<u>533,800</u>		
	<u>73</u>		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>		<u>73</u>		<u>480,800</u>	<u>534,600</u>		
	<u>74</u>		<u>487,800</u>			<u>74</u>		<u>481,400</u>	<u>535,500</u>		
	<u>75</u>		<u>488,200</u>			<u>75</u>		<u>482,100</u>	<u>536,400</u>		
	<u>76</u>		<u>488,700</u>			<u>76</u>		<u>482,800</u>	<u>537,100</u>		
	<u>77</u>		<u>489,200</u>			<u>77</u>		<u>483,200</u>	<u>537,900</u>		
	<u>78</u>		<u>489,800</u>			<u>78</u>		<u>483,800</u>	<u>538,800</u>		
	<u>79</u>		<u>490,400</u>			<u>79</u>		<u>484,400</u>	<u>539,700</u>		
	<u>80</u>		<u>490,800</u>			<u>80</u>		<u>484,900</u>	<u>540,600</u>		
	<u>81</u>		<u>491,300</u>			<u>81</u>		<u>485,400</u>	<u>541,400</u>		
	<u>82</u>		<u>491,900</u>			<u>82</u>		<u>485,900</u>	<u>542,300</u>		
	<u>83</u>		<u>492,500</u>			<u>83</u>		<u>486,400</u>	<u>543,200</u>		
	<u>84</u>		<u>493,000</u>			<u>84</u>		<u>486,900</u>	<u>544,100</u>		
	<u>85</u>		<u>493,500</u>			<u>85</u>		<u>487,300</u>	<u>544,900</u>		
						<u>86</u>		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>		
						<u>87</u>		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>		
						<u>88</u>		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>		
						<u>89</u>		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>		
						<u>90</u>		<u>489,800</u>			
						<u>91</u>		<u>490,400</u>			
						<u>92</u>		<u>490,800</u>			
						<u>93</u>		<u>491,300</u>			
						<u>94</u>		<u>491,900</u>			
						<u>95</u>		<u>492,500</u>			
						<u>96</u>		<u>493,000</u>			
						<u>97</u>		<u>493,500</u>			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	定年前再任 用短時間勤 務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300			301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

改正後							改正前						
イ 医療職給料表（二）							イ 医療職給料表（二）						
職員の区 分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	職員の区 分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	189,939	229,014	264,867	283,800	317,236		1	189,939	229,014	260,335	280,578	305,654
	2	192,053	230,323	265,672	284,606	318,646		2	192,053	230,323	261,543	281,383	307,165
	3	194,168	231,633	266,478	285,412	320,056		3	194,168	231,633	262,651	282,189	308,676
	4	196,283	232,942	267,284	286,117	321,466		4	196,283	232,942	263,759	282,995	310,186
	5	198,297	234,150	268,090	286,822	322,876		5	198,297	234,150	264,867	283,800	311,697
	6	200,312	235,258	268,895	287,527	324,487		6	200,312	235,258	265,672	284,606	313,107
	7	202,326	236,265	269,701	288,232	325,998		7	202,326	236,265	266,478	285,412	314,517
	8	204,139	237,272	270,507	289,037	327,508		8	204,139	237,272	267,284	286,117	315,927
	9	205,951	238,380	271,312	289,843	329,019		9	205,951	238,380	268,090	286,822	317,236
	10	207,865	239,589	272,118	290,649	330,630		10	207,865	239,589	268,895	287,527	318,646
	11	209,778	240,898	272,924	291,454	332,141		11	209,778	240,898	269,701	288,232	320,056
	12	211,893	242,207	273,729	292,159	333,652		12	211,893	242,207	270,507	289,037	321,466
	13	213,605	243,516	274,535	292,864	335,162		13	213,605	243,516	271,312	289,843	322,876
	14	215,620	244,826	275,341	293,972	336,774		14	215,620	244,826	272,118	290,649	324,487
	15	217,835	246,135	276,146	295,080	338,284		15	217,835	246,135	272,924	291,454	325,998
	16	219,950	247,343	276,952	296,288	339,795		16	219,950	247,343	273,729	292,159	327,508
	17	222,065	248,552	277,758	297,497	341,306		17	222,065	248,552	274,535	292,864	329,019
	18	223,173	249,760	278,563	298,705	342,917		18	223,173	249,760	275,341	293,972	330,630
	19	224,281	250,969	279,369	299,914	344,528		19	224,281	250,969	276,146	295,080	332,141
	20	225,388	252,177	280,175	301,122	346,039		20	225,388	252,177	276,952	296,288	333,652
	21	226,496	253,285	280,980	302,331	347,348		21	226,496	253,285	277,758	297,497	335,162
	22	227,403	254,192	281,887	303,539	348,859		22	227,403	254,192	278,563	298,705	336,774
	23	228,309	254,997	282,793	304,748	350,370		23	228,309	254,997	279,369	299,914	338,284
	24	229,215	255,803	283,599	305,956	351,880		24	229,215	255,803	280,175	301,122	339,795
	25	230,122	256,609	284,405	307,165	353,391		25	230,122	256,609	280,980	302,331	341,306
	26	231,028	257,414	285,311	308,374	354,902		26	231,028	257,414	281,887	303,539	342,917
	27	231,935	258,220	286,217	309,481	356,412		27	231,935	258,220	282,793	304,748	344,528
	28	232,841	259,026	287,023	310,690	357,822		28	232,841	259,026	283,599	305,956	346,039

改正後						改正前					
29	233,747	259,831	287,829	311,999	359,232	29	233,747	259,831	284,405	307,165	347,348
30	234,654	260,637	288,936	313,208	360,843	30	234,654	260,637	285,311	308,374	348,859
31	235,560	261,443	289,944	314,416	362,354	31	235,560	261,443	286,217	309,481	350,370
32	236,467	262,248	290,951	315,625	363,865	32	236,467	262,248	287,023	310,690	351,880
33	237,272	263,054	291,958	316,833	365,073	33	237,272	263,054	287,829	311,999	353,391
34	238,078	263,860	293,066	317,941	366,181	34	238,078	263,860	288,936	313,208	354,902
35	238,884	264,565	294,073	319,149	367,390	35	238,884	264,565	289,944	314,416	356,412
36	239,689	265,370	295,080	320,358	368,497	36	239,689	265,370	290,951	315,625	357,822
37	240,495	266,277	296,087	321,567	369,504	37	240,495	266,277	291,958	316,833	359,232
38	241,301	267,082	297,094	322,876	370,310	38	241,301	267,082	293,066	317,941	360,843
39	242,106	267,888	298,101	324,185	371,317	39	242,106	267,888	294,073	319,149	362,354
40	242,912	268,694	299,108	325,394	372,425	40	242,912	268,694	295,080	320,358	363,865
41	243,516	269,499	300,115	326,300	373,432	41	243,516	269,499	296,087	321,567	365,073
42	244,121	270,305	301,324	327,508	374,439	42	244,121	270,305	297,094	322,876	366,181
43	244,725	271,111	302,432	328,717	375,446	43	244,725	271,111	298,101	324,185	367,390
44	245,228	271,917	303,539	329,925	376,353	44	245,228	271,917	299,108	325,394	368,497
45	245,732	272,621	304,647	331,033	377,158	45	245,732	272,621	300,115	326,300	369,504
46	246,336	273,427	305,755	332,040	377,964	46	246,336	273,427	301,324	327,508	370,310
47	246,840	274,233	306,863	333,047	378,871	47	246,840	274,233	302,432	328,717	371,317
48	247,243	275,039	307,971	333,954	379,676	48	247,243	275,039	303,539	329,925	372,425
49	247,645	275,743	309,078	334,860	380,180	49	247,645	275,743	304,647	331,033	373,432
50	248,149	276,549	310,186	335,867	380,985	50	248,149	276,549	305,755	332,040	374,439
51	248,652	277,254	311,294	336,874	381,791	51	248,652	277,254	306,863	333,047	375,446
52	249,156	277,959	312,402	337,781	382,597	52	249,156	277,959	307,971	333,954	376,353
53	249,458	278,664	313,409	338,284	383,000	53	249,458	278,664	309,078	334,860	377,158
54	249,760	279,369	314,416	339,191	383,705	54	249,760	279,369	310,186	335,867	377,964
55	250,062	280,074	315,423	339,896	384,410	55	250,062	280,074	311,294	336,874	378,871
56	250,365	280,779	316,430	340,802	385,014	56	250,365	280,779	312,402	337,781	379,676
57	250,667	281,484	317,437	341,507	385,417	57	250,667	281,484	313,409	338,284	380,180
58	250,969	282,189	318,445	341,809	385,920	58	250,969	282,189	314,416	339,191	380,985
59	251,271	282,894	319,452	342,313	386,524	59	251,271	282,894	315,423	339,896	381,791
60	251,573	283,498	320,358	342,917	387,129	60	251,573	283,498	316,430	340,802	382,597
61	251,875	284,102	321,264	343,521	387,532	61	251,875	284,102	317,437	341,507	383,000

改正後						改正前					
62	252,177	284,807	322,070	344,226	388,035	62	252,177	284,807	318,445	341,809	383,705
63	252,479	285,512	322,775	344,931	388,539	63	252,479	285,512	319,452	342,313	384,410
64	252,782	286,117	323,480	345,536	389,042	64	252,782	286,117	320,358	342,917	385,014
65	253,084	286,721	324,084	346,240	389,646	65	253,084	286,721	321,264	343,521	385,417
66	253,386	287,426	324,789	346,744	390,150	66	253,386	287,426	322,070	344,226	385,920
67	253,688	288,131	325,394	347,348	390,754	67	253,688	288,131	322,775	344,931	386,524
68	253,990	288,735	325,998	347,953	391,359	68	253,990	288,735	323,480	345,536	387,129
69	254,292	289,339	326,602	348,255	391,862	69	254,292	289,339	324,084	346,240	387,532
70	254,594	290,044	326,803	348,859	392,366	70	254,594	290,044	324,789	346,744	388,035
71	254,897	290,749	327,307	349,362	392,869	71	254,897	290,749	325,394	347,348	388,539
72	255,098	291,354	327,811	349,866	393,373	72	255,098	291,354	325,998	347,953	389,042
73	255,299	291,958	328,415	350,370	393,875	73	255,299	291,958	326,602	348,255	389,646
74	255,601	292,461	328,918	350,873	394,178	74	255,601	292,461	326,803	348,859	390,150
75	255,904	292,864	329,422	351,377	394,581	75	255,904	292,864	327,307	349,362	390,754
76	256,105	293,267	329,825	351,780	394,984	76	256,105	293,267	327,811	349,866	391,359
77	256,306	293,670	330,429	352,082	395,387	77	256,306	293,670	328,415	350,370	391,862
78	256,609	293,972	330,933	352,384		78	256,609	293,972	328,918	350,873	392,366
79	256,911	294,274	331,335	352,585		79	256,911	294,274	329,422	351,377	392,869
80	257,112	294,576	331,839	352,887		80	257,112	294,576	329,825	351,780	393,373
81	257,314	294,878	332,343	353,391		81	257,314	294,878	330,429	352,082	393,875
82	257,616	295,181	332,745	353,693		82	257,616	295,181	330,933	352,384	394,178
83	257,918	295,483	332,947	353,995		83	257,918	295,483	331,335	352,585	394,581
84	258,119	295,785	333,249	354,297		84	258,119	295,785	331,839	352,887	394,984
85	258,321	295,986	333,652	354,700		85	258,321	295,986	332,343	353,391	395,387
86		296,188	334,055	355,002		86		296,188	332,745	353,693	
87		296,389	334,357	355,304		87		296,389	332,947	353,995	
88		296,590	334,659	355,607		88		296,590	333,249	354,297	
89		296,993	334,961	356,009		89		296,993	333,652	354,700	
90		297,195	335,162	356,311		90		297,195	334,055	355,002	
91		297,396	335,565	356,614		91		297,396	334,357	355,304	
92		297,598	335,867	356,916		92		297,598	334,659	355,607	
93		298,000	336,069	357,218		93		298,000	334,961	356,009	
94		298,202	336,371	357,621		94		298,202	335,162	356,311	

改正後						改正前							
	95		298,403	336,673	358,024		95		298,403	335,565	356,614		
	96		298,705	336,975	358,426		96		298,705	335,867	356,916		
	97		299,007	337,177	358,930		97		299,007	336,069	357,218		
	98		299,209	337,479	359,333		98		299,209	336,371	357,621		
	99		299,410	337,781	359,736		99		299,410	336,673	358,024		
	100		299,712	337,982	360,138		100		299,712	336,975	358,426		
	101		300,015	338,184	360,642		101		300,015	337,177	358,930		
	102		300,216	338,385			102		300,216	337,479	359,333		
	103		300,417	338,788			103		300,417	337,781	359,736		
	104		300,720	338,989			104		300,720	337,982	360,138		
	105		301,022	339,191			105		301,022	338,184	360,642		
	106			339,594			106			338,385			
	107			339,996			107			338,788			
	108			340,399			108			338,989			
	109			340,601			109			339,191			
							110			339,594			
							111			339,996			
							112			340,399			
							113			340,601			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
		194,370	221,159	249,861	263,558	289,339			194,370	221,159	249,861	263,558	289,339

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	209,174	242,308	283,800	297,295	321,567
	2	211,088	244,523	284,304	297,900	322,574
	3	212,900	246,739	284,807	298,504	323,581
	4	214,613	248,955	285,311	299,007	324,588

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	209,174	242,308	279,570	295,080	312,503
	2	211,088	244,523	280,678	295,684	313,711
	3	212,900	246,739	281,786	296,288	314,920
	4	214,613	248,955	282,793	296,792	316,027

改正後						改正前					
5	216,325	251,170	285,814	299,511	325,595	5	216,325	251,170	283,800	297,295	317,135
6	218,238	252,177	286,318	300,115	326,803	6	218,238	252,177	284,304	297,900	318,243
7	220,051	253,084	286,822	300,720	328,012	7	220,051	253,084	284,807	298,504	319,351
8	221,763	253,990	287,325	301,223	329,220	8	221,763	253,990	285,311	299,007	320,459
9	223,475	254,897	287,829	301,727	330,328	9	223,475	254,897	285,814	299,511	321,567
10	225,489	256,105	288,332	302,331	331,537	10	225,489	256,105	286,318	300,115	322,574
11	227,403	257,213	288,836	302,935	332,645	11	227,403	257,213	286,822	300,720	323,581
12	229,316	258,119	289,339	303,439	333,752	12	229,316	258,119	287,325	301,223	324,588
13	231,230	258,925	289,843	303,942	334,860	13	231,230	258,925	287,829	301,727	325,595
14	233,244	259,630	290,346	304,647	336,069	14	233,244	259,630	288,332	302,331	326,803
15	235,258	260,335	290,850	305,352	337,177	15	235,258	260,335	288,836	302,935	328,012
16	237,272	261,241	291,354	306,057	338,284	16	237,272	261,241	289,339	303,439	329,220
17	239,286	262,349	291,857	306,762	339,392	17	239,286	262,349	289,843	303,942	330,328
18	241,301	263,457	292,361	307,669	340,601	18	241,301	263,457	290,346	304,647	331,537
19	243,416	264,565	292,864	308,575	341,709	19	243,416	264,565	290,850	305,352	332,645
20	245,430	265,672	293,368	309,481	342,816	20	245,430	265,672	291,354	306,057	333,752
21	247,343	266,780	293,871	310,287	343,924	21	247,343	266,780	291,857	306,762	334,860
22	248,552	267,888	294,375	311,193	345,133	22	248,552	267,888	292,361	307,669	336,069
23	249,760	268,996	294,878	312,100	346,240	23	249,760	268,996	292,864	308,575	337,177
24	250,868	270,104	295,382	313,006	347,348	24	250,868	270,104	293,368	309,481	338,284
25	251,976	271,111	295,885	313,812	348,456	25	251,976	271,111	293,871	310,287	339,392
26	252,882	272,219	296,490	314,718	349,765	26	252,882	272,219	294,375	311,193	340,601
27	253,789	273,326	297,295	315,625	351,075	27	253,789	273,326	294,878	312,100	341,709
28	254,695	274,334	298,101	316,531	352,384	28	254,695	274,334	295,382	313,006	342,816
29	255,501	275,341	298,806	317,337	353,592	29	255,501	275,341	295,885	313,812	343,924
30	256,306	276,046	299,612	318,445	355,103	30	256,306	276,046	296,490	314,718	345,133
31	257,011	276,751	300,417	319,552	356,614	31	257,011	276,751	297,295	315,625	346,240
32	257,716	277,456	301,223	320,660	358,124	32	257,716	277,456	298,101	316,531	347,348
33	258,522	278,161	301,928	321,768	359,333	33	258,522	278,161	298,806	317,337	348,456
34	259,328	278,765	302,734	322,876	360,843	34	259,328	278,765	299,612	318,445	349,765
35	260,133	279,268	303,539	323,984	362,253	35	260,133	279,268	300,417	319,552	351,075
36	260,838	279,772	304,244	325,091	363,663	36	260,838	279,772	301,223	320,660	352,384
37	261,543	280,275	305,050	326,199	365,073	37	261,543	280,275	301,928	321,768	353,592

改正後						改正前					
38	262,450	280,880	305,856	327,408	366,080	38	262,450	280,880	302,734	322,876	355,103
39	263,356	281,383	306,661	328,516	367,490	39	263,356	281,383	303,539	323,984	356,614
40	264,162	281,887	307,467	329,623	368,800	40	264,162	281,887	304,244	325,091	358,124
41	264,968	282,290	308,172	330,429	370,109	41	264,968	282,290	305,050	326,199	359,333
42	265,874	282,793	309,179	331,537	371,519	42	265,874	282,793	305,856	327,408	360,843
43	266,680	283,297	310,186	332,645	372,828	43	266,680	283,297	306,661	328,516	362,253
44	267,485	283,800	311,093	333,652	374,137	44	267,485	283,800	307,467	329,623	363,663
45	268,291	284,304	311,999	334,659	375,648	45	268,291	284,304	308,172	330,429	365,073
46	268,996	284,807	313,006	335,666	376,856	46	268,996	284,807	309,179	331,537	366,080
47	269,701	285,311	314,013	336,673	377,964	47	269,701	285,311	310,186	332,645	367,490
48	270,305	285,814	314,920	337,680	379,173	48	270,305	285,814	311,093	333,652	368,800
49	270,909	286,318	315,826	338,889	380,280	49	270,909	286,318	311,999	334,659	370,109
50	271,413	286,822	316,833	340,198	381,187	50	271,413	286,822	313,006	335,666	371,519
51	271,917	287,325	317,840	341,406	382,194	51	271,917	287,325	314,013	336,673	372,828
52	272,319	287,829	318,847	342,615	383,100	52	272,319	287,829	314,920	337,680	374,137
53	272,722	288,332	319,653	343,521	383,705	53	272,722	288,332	315,826	338,889	375,648
54	273,226	288,836	320,660	344,730	384,510	54	273,226	288,836	316,833	340,198	376,856
55	273,729	289,339	321,667	345,838	385,316	55	273,729	289,339	317,840	341,406	377,964
56	274,132	289,843	322,574	347,147	386,122	56	274,132	289,843	318,847	342,615	379,173
57	274,535	290,346	323,480	348,154	386,827	57	274,535	290,346	319,653	343,521	380,280
58	274,938	291,152	324,487	349,060	387,532	58	274,938	291,152	320,660	344,730	381,187
59	275,341	291,958	325,494	350,168	388,237	59	275,341	291,958	321,667	345,838	382,194
60	275,743	292,663	326,401	351,377	388,841	60	275,743	292,663	322,574	347,147	383,100
61	276,146	293,368	327,307	352,485	389,445	61	276,146	293,368	323,480	348,154	383,705
62	276,549	294,274	328,516	353,693	390,049	62	276,549	294,274	324,487	349,060	384,510
63	276,952	295,181	329,724	354,902	390,754	63	276,952	295,181	325,494	350,168	385,316
64	277,355	295,986	330,933	355,909	391,359	64	277,355	295,986	326,401	351,377	386,122
65	277,758	296,792	331,638	356,916	392,064	65	277,758	296,792	327,307	352,485	386,827
66	278,161	297,698	332,745	357,923	392,567	66	278,161	297,698	328,516	353,693	387,532
67	278,563	298,504	333,853	359,031	393,171	67	278,563	298,504	329,724	354,902	388,237
68	278,966	299,310	334,760	360,138	393,675	68	278,966	299,310	330,933	355,909	388,841
69	279,369	300,115	335,867	360,944	394,078	69	279,369	300,115	331,638	356,916	389,445
70	279,873	301,022	336,572	362,052	394,682	70	279,873	301,022	332,745	357,923	390,049

改正後							改正前						
71	280,376	301,928	337,680	363,160	395,186		71	280,376	301,928	333,853	359,031	390,754	
72	280,779	302,834	338,788	364,167	395,488		72	280,779	302,834	334,760	360,138	391,359	
73	281,182	303,741	339,896	364,872	395,790		73	281,182	303,741	335,867	360,944	392,064	
74	281,786	304,647	341,104	365,678	396,293		74	281,786	304,647	336,572	362,052	392,567	
75	282,390	305,554	342,212	366,483	396,696		75	282,390	305,554	337,680	363,160	393,171	
76	282,894	306,460	343,320	367,188	396,998		76	282,894	306,460	338,788	364,167	393,675	
77	283,397	307,266	344,428	367,792	397,300		77	283,397	307,266	339,896	364,872	394,078	
78	284,002	308,273	345,536	368,296	397,804		78	284,002	308,273	341,104	365,678	394,682	
79	284,606	309,280	346,543	368,800	398,308		79	284,606	309,280	342,212	366,483	395,186	
80	285,110	310,186	347,650	369,303	398,710		80	285,110	310,186	343,320	367,188	395,488	
81	285,613	310,690	348,557	369,907	399,013		81	285,613	310,690	344,428	367,792	395,790	
82	286,117	311,596	349,564	370,411	399,415		82	286,117	311,596	345,536	368,296	396,293	
83	286,620	312,503	350,470	370,914	399,919		83	286,620	312,503	346,543	368,800	396,696	
84	287,124	313,308	351,477	371,418	400,322		84	287,124	313,308	347,650	369,303	396,998	
85	287,627	314,114	352,384	371,821	400,725		85	287,627	314,114	348,557	369,907	397,300	
86	288,131	315,121	353,189	372,224			86	288,131	315,121	349,564	370,411	397,804	
87	288,634	316,128	353,995	372,828			87	288,634	316,128	350,470	370,914	398,308	
88	289,138	317,135	354,801	373,331			88	289,138	317,135	351,477	371,418	398,710	
89	289,641	318,042	355,405	373,634			89	289,641	318,042	352,384	371,821	399,013	
90	290,145	319,149	356,009	374,137			90	290,145	319,149	353,189	372,224	399,415	
91	290,649	320,157	356,614	374,540			91	290,649	320,157	353,995	372,828	399,919	
92	291,152	321,164	357,218	374,842			92	291,152	321,164	354,801	373,331	400,322	
93	291,656	321,969	357,621	375,446			93	291,656	321,969	355,405	373,634	400,725	
94	292,260	322,674	358,024	375,950			94	292,260	322,674	356,009	374,137		
95	292,864	323,379	358,527	376,453			95	292,864	323,379	356,614	374,540		
96	293,468	323,984	358,930	376,957			96	293,468	323,984	357,218	374,842		
97	294,073	324,487	359,433	377,561			97	294,073	324,487	357,621	375,446		
98	294,576	324,789	359,836	378,065			98	294,576	324,789	358,024	375,950		
99	295,080	325,394	360,340	378,568			99	295,080	325,394	358,527	376,453		
100	295,583	325,998	360,743	378,971			100	295,583	325,998	358,930	376,957		
101	296,087	326,401	361,045	379,575			101	296,087	326,401	359,433	377,561		
102	296,590	327,005	361,548	380,079			102	296,590	327,005	359,836	378,065		
103	297,094	327,609	361,951	380,583			103	297,094	327,609	360,340	378,568		

改正後						改正前					
104	297,497	328,113	362,253	381,086		104	297,497	328,113	360,743	378,971	
105	297,900	328,516	362,656	381,690		105	297,900	328,516	361,045	379,575	
106	298,403	329,019	363,160	382,093		106	298,403	329,019	361,548	380,079	
107	298,907	329,523	363,663	382,597		107	298,907	329,523	361,951	380,583	
108	299,209	330,026	364,167	383,100		108	299,209	330,026	362,253	381,086	
109	299,410	330,429	364,670	383,705		109	299,410	330,429	362,656	381,690	
110	299,712	330,832	365,174			110	299,712	330,832	363,160	382,093	
111	299,914	331,134	365,678			111	299,914	331,134	363,663	382,597	
112	300,216	331,436	366,080			112	300,216	331,436	364,167	383,100	
113	300,518	331,738	366,483			113	300,518	331,738	364,670	383,705	
114	300,720	332,141	366,886			114	300,720	332,141	365,174		
115	301,022	332,443	367,390			115	301,022	332,443	365,678		
116	301,223	332,745	367,893			116	301,223	332,745	366,080		
117	301,525	332,947	368,296			117	301,525	332,947	366,483		
118	301,827	333,249	368,800			118	301,827	333,249	366,886		
119	302,130	333,551	369,303			119	302,130	333,551	367,390		
120	302,432	333,752	369,807			120	302,432	333,752	367,893		
121	302,734	333,954	370,109			121	302,734	333,954	368,296		
122	303,137	334,256				122	303,137	334,256	368,800		
123	303,439	334,558				123	303,439	334,558	369,303		
124	303,741	334,860				124	303,741	334,860	369,807		
125	303,942	335,062				125	303,942	335,062	370,109		
126	304,144	335,364				126	304,144	335,364			
127	304,446	335,767				127	304,446	335,767			
128	304,849	335,968				128	304,849	335,968			
129	305,050	336,169				129	305,050	336,169			
130	305,352	336,371				130	305,352	336,371			
131	305,755	336,774				131	305,755	336,774			
132	306,158	336,975				132	306,158	336,975			
133	306,359	337,277				133	306,359	337,277			
134	306,661	337,680				134	306,661	337,680			
135	306,964	338,083				135	306,964	338,083			
136	307,266	338,486				136	307,266	338,486			

改正後						改正前					
<u>137</u>	<u>307,467</u>	<u>338,788</u>				<u>137</u>	<u>307,467</u>	<u>338,788</u>			
<u>138</u>	<u>307,769</u>	<u>339,191</u>				<u>138</u>	<u>307,769</u>	<u>339,191</u>			
<u>139</u>	<u>308,071</u>	<u>339,594</u>				<u>139</u>	<u>308,071</u>	<u>339,594</u>			
<u>140</u>	<u>308,374</u>	<u>339,996</u>				<u>140</u>	<u>308,374</u>	<u>339,996</u>			
<u>141</u>	<u>308,575</u>	<u>340,299</u>				<u>141</u>	<u>308,575</u>	<u>340,299</u>			
<u>142</u>	<u>308,978</u>	<u>340,701</u>				<u>142</u>	<u>308,978</u>	<u>340,701</u>			
<u>143</u>	<u>309,381</u>	<u>341,004</u>				<u>143</u>	<u>309,381</u>	<u>341,004</u>			
<u>144</u>	<u>309,683</u>	<u>341,406</u>				<u>144</u>	<u>309,683</u>	<u>341,406</u>			
<u>145</u>	<u>309,884</u>	<u>341,709</u>				<u>145</u>	<u>309,884</u>	<u>341,709</u>			
<u>146</u>	<u>310,086</u>	<u>342,111</u>				<u>146</u>	<u>310,086</u>	<u>342,111</u>			
<u>147</u>	<u>310,388</u>	<u>342,514</u>				<u>147</u>	<u>310,388</u>	<u>342,514</u>			
<u>148</u>	<u>310,791</u>	<u>342,917</u>				<u>148</u>	<u>310,791</u>	<u>342,917</u>			
<u>149</u>	<u>310,992</u>	<u>343,219</u>				<u>149</u>	<u>310,992</u>	<u>343,219</u>			
<u>150</u>	<u>311,193</u>	<u>343,622</u>				<u>150</u>	<u>311,193</u>	<u>343,622</u>			
<u>151</u>	<u>311,496</u>	<u>344,025</u>				<u>151</u>	<u>311,496</u>	<u>344,025</u>			
<u>152</u>	<u>311,798</u>	<u>344,428</u>				<u>152</u>	<u>311,798</u>	<u>344,428</u>			
<u>153</u>	<u>312,201</u>	<u>344,730</u>				<u>153</u>	<u>312,201</u>	<u>344,730</u>			
<u>154</u>	<u>312,402</u>					<u>154</u>	<u>312,402</u>				
<u>155</u>	<u>312,603</u>					<u>155</u>	<u>312,603</u>				
<u>156</u>	<u>312,905</u>					<u>156</u>	<u>312,905</u>				
<u>157</u>	<u>313,208</u>					<u>157</u>	<u>313,208</u>				
<u>158</u>	<u>313,510</u>					<u>158</u>	<u>313,510</u>				
<u>159</u>	<u>313,812</u>					<u>159</u>	<u>313,812</u>				
<u>160</u>	<u>314,114</u>					<u>160</u>	<u>314,114</u>				
<u>161</u>	<u>314,517</u>					<u>161</u>	<u>314,517</u>				
<u>162</u>	<u>314,819</u>					<u>162</u>	<u>314,819</u>				
<u>163</u>	<u>315,121</u>					<u>163</u>	<u>315,121</u>				
<u>164</u>	<u>315,423</u>					<u>164</u>	<u>315,423</u>				
<u>165</u>	<u>315,826</u>					<u>165</u>	<u>315,826</u>				
<u>166</u>	<u>316,128</u>					<u>166</u>	<u>316,128</u>				
<u>167</u>	<u>316,430</u>					<u>167</u>	<u>316,430</u>				
<u>168</u>	<u>316,732</u>					<u>168</u>	<u>316,732</u>				
<u>169</u>	<u>317,135</u>					<u>169</u>	<u>317,135</u>				

改正後						改正前						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円		円	円	円	円	円
		241,401	262,047	269,399	279,873	296,389		241,401	262,047	269,399	279,873	296,389
備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員に適用する。						備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員に適用する。						

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第3条関係】北秋田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年北秋田市条例第39号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 災害応急作業等手当</u></p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p>第8条 <u>災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</u></p> <p><u>(1) 異常な自然災害により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、捜索等に係る業務に従事した場合</u></p> <p><u>(2) 国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、被災家屋の調査、避難所の運営その他の地方公共団体の応援業務に従事した場合</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号の場合 840円</u></p> <p><u>(2) 前項第2号の場合 350円</u></p> <p>(手当の支給日)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(手当の支給日)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第4条関係】北秋田市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年北秋田市条例第220号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 緊急消防援助隊派遣手当</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 緊急消防援助隊派遣手当は、緊急消防援助隊として派遣され、その業務に従事した職員に、次の区分により支給する。ただし、緊急消防援助隊派遣手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。</u></p> <p><u>(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う避難救助作業等に従事した職員に、1日当たり840円</u></p> <p><u>(2) 当該重大な災害について、大規模な災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されるなど市長が認める災害に該当する場合に、1日当たり1,080円</u></p> <p><u>(3) 避難救助作業等が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく措置がなされた区域など市長が著しく危険と認める区域で行われた場合に、支給額を2倍とする。</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第5条関係】北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年北秋田市条例第273号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(住居手当)</p> <p>第5条 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理者が指定する者を除く。)</u>に対して支給する。</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第5条 住居手当は、<u>次に掲げる職員</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>に対して支給する。</p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理者が指定する者を除く。)</u></p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(管理者が指定するものを含む。)のうち、新築後5年を経過しないものに居住している職員で世帯主であるもの</u></p>
<p>(管理職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、<u>前項_____</u>の規定に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第9条、第10条第2項及び第11条の規定については、<u>前号の規定</u>に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。</p>
<p>(専従休職者の給与)</p> <p>第19条 地方公営企業等の労働関係に関する法律<u>(昭和27年法律第289</u></p>	<p>(専従休職者の給与)</p> <p>第19条 地方公営企業等の労働関係に関する法律<u>第6条第1項ただし書</u></p>

改正後	改正前
<p>号) 第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第4条_____の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>き_____の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第4条、第5条及び第8条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第6条関係】 職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例 (令和4年北秋田市条例第17号) の一部改正

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号以下「改正法」という。))附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条による改正後の北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。</p> <p>第5条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北秋田市一般職の職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号以下「改正法」という。))附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条による改正後の北秋田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。</p> <p>第5条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北秋田市一般職の職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【附則第9条関係】北秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年北秋田市条例第21号）の一部改正

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）<u>附則第8項</u>の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに一般職の職員の給与に関する条例<u>附則第8項</u>の規定による降給とする」とする。</p> <p>4 第2条の2第7項の規定は、一般職の職員の給与に関する条例<u>附則第8項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）<u>附則第10項</u>の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに一般職の職員の給与に関する条例<u>附則第10項</u>の規定による降給とする」とする。</p> <p>4 第2条の2第7項の規定は、一般職の職員の給与に関する条例<u>附則第10項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>

(資料) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【附則第10条関係】 北秋田市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年北秋田市条例第29号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）第34条第1項_____の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）第34条第1項又は附則第8項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>

北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

人事院及び秋田県人事委員会が行った公務員給与に関する勧告を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うほか、国及び他の地方公共団体の職員との間の権衡を確保するため、所要の規定の整備を行うもの

2 改正の概要

(1) 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）の一部改正（第1条による改正）

① 給料表構造の見直し（一般職給与条例別表第1及び別表第2関係）

- ・国及び秋田県の給料表の構造に準じ、給料表を改めることとする。具体的には、3～7級の初号付近の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げる。
- ・これに伴い、号給の切替え（改正条例附則第2条及び附則別表）を行う。

② 扶養手当の見直し（一般職給与条例第10条及び第11条関係）

- ・次のとおり配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を引き上げることとする。
- ・これに伴い、所要の経過措置（改正条例附則第4条）を実施する。

	現行	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	6,500円	3,000円	支給しない
子	10,000円	11,500円	13,000円

③ 通勤手当の支給限度額の引上げ（一般職給与条例第13条関係）

- ・1月当たりの支給限度額を引き上げる（55,000円→150,000円）こととする。
- ・県の例に倣い、特急料金及び高速料金の支給に関する所要の規定の整備を行う。

④ 再任用職員への手当支給の拡大（一般職給与条例第23条関係）

- ・住居手当及び寒冷地手当について、定年前再任用短時間勤務職員を新たに支給対象とする。

⑤ その他

- ・地域手当の級地区分を国に準じて見直し（一般職給与条例第11条の2関係）
- ・管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大（午前零時以降→午後10時以降）（一般職給与条例第22条関係）
- ・単身赴任手当を採用時から支給可能とするよう要件を拡大（一般職給与条例第28条関係）

(2) 北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条による改正）

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することとする。期末手当及び勤勉手当の平均支給月数は、年間で期末手当1.90月、勤勉手当1.75月とし、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう定めることとする。

(3) 北秋田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第3条による改正）

国及び県の職員の例に準じ、次のとおり「災害応急作業等手当」を新たに設ける。

支給対象	手当の額
異常な自然災害により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、捜索等に係る業務に従事した場合	従事した日1日につき 840円
国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、被災家屋の調査、避難所の運営その他の地方公共団体の応援業務に従事した場合	従事した日1日につき 350円

- (4) 北秋田市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第4条による改正）
国及び県の職員の例に準じ、次のとおり「緊急消防援助隊派遣手当」を新たに設ける。

支給対象	手当の額
異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う避難救助作業等に従事した職員	1日当たり 840円
当該重大な災害について、大規模な災害として災害救助法が適用されるなど市長が認める災害に該当する場合	1日当たり 1,080円
避難救助作業等が、災害対策基本法に基づく措置がなされた区域など市長が著しく危険と認める区域で行われた場合	支給額を2倍とする。

- (5) 北秋田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第5条による改正）
一般職給与条例の改正と同様の措置を講ずることとする。

- (6) 職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正（第6条による改正）
住居手当及び寒冷地手当について、暫定再任用職員を新たに支給対象とする等、所要の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行することとする。

議案第 5 号

北秋田市公共施設解体基金条例の制定について

北秋田市公共施設解体基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

公共施設の解体及び撤去等に要する費用の確保を目的として、公共施設解体基金の設置に関し、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市公共施設解体基金条例

(設置)

第1条 公共施設の解体及び撤去等に要する費用の財源に充てるため、北秋田市公共施設解体基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる金額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(相殺のための取崩し)

第4条 市長は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（市が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、公共施設の解体及び撤去等に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北秋田市公共施設解体基金条例の制定について

1. 背景

北秋田市の公共施設を効率的、効果的に管理していくための基本方針として「公共施設の総量適正化」「長寿命化の推進」「遊休施設の有効活用」「効率的な施設運営」と定め、この方針に基づき限られた財源の中で公共施設の計画的な整備や改修、更新などを行うため、平成28年度に「北秋田市公共施設等総合管理計画」を策定し、令和28年度までに総延床面積32.2万m²から10.2万m²（約32%）の削減を目標としている。

これまで計画に基づき、公共施設の統廃合や解体などに取り組んできているが、今後目標を達成するためには、継続的に費用の財源を確保する必要がある。

2. 目的

北秋田市公共施設解体基金を設置することにより、計画的に解体工事を実施し目標の達成を目指すものである。

3. 施行期日

条例の公布の日から施行する。

議案第6号

北秋田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月18日提出

北秋田市長 津谷永光

提案理由

興行場の経営の許可の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、当該申請に係る手数料の額を引き上げる必要があることから、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市手数料条例の一部を改正する条例

北秋田市手数料条例（平成17年北秋田市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1の31の項中「17,300円」を「22,000円」に、「8,650円」を「13,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
	手数料の名称	手数料の金額		手数料の名称	手数料の金額
	(略)			(略)	
31	興行場経営許可申請手数料(興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項関係)	1件につき <u>22,000</u> 円。(臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可の申請にあつては <u>13,000</u> 円)	31	興行場経営許可申請手数料(興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項関係)	1件につき <u>17,300</u> 円。(臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可の申請にあつては <u>8,650</u> 円)
	(略)			(略)	

議案第 6 号（資料）

北秋田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正概要

北秋田市手数料条例（平成 17 年北秋田市条例第 68 号）の一部、興行場経営許可申請手数料を改正する。

2. 改正理由

興行場の経営の許可の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、北秋田市手数料条例の一部を改正する。

3. 改正内容

興行場の経営許可を受けようとする者から常設の興行場の経営の許可の申請にあつては申請 1 件につき 22,000 円の手数料を徴収することとする。臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可の申請にあつては申請 1 件につき 13,000 円の手数料を徴収することとする。

4. 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月18日提出

北秋田市長 津谷永光

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）が公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第7号 (資料)

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○根拠法令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「法律」という。）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号。以下「内閣府令」という。）

○改正法令

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）

○改正趣旨

上記法令の改正により、北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）の一部を改正する。

○改正の内容

法律の公布により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となることを受け、内閣府令により基準省令で定める基準の改正が行われたことから、基準省令に従うべきとされている当該条例において「栄養士」の配置等を求めている部分につき「管理栄養士」を追加するもの。

議案第8号

北秋田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

北秋田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月18日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省
令（令和6年厚生労働省令第61号）の施行に伴い、地域包括支援センターにおける包括
的支援事業の実施に関する基準条例の改正が必要なため、所要の規定の整備を行うもの
である。

北秋田市条例第 号

北秋田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

北秋田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年
北秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改め、「ものに関する」
を削る。

第2条第1項中「次条」の次に「第1項」を加え、「各被保険者」を「介護保険の各
被保険者」に改め、「応じて」の次に「、法第24条第2項に規定する」を加え、「住み
なれた」を「住み慣れた」に改め、同条第2項中「北秋田市高齢者福祉事業運営委員会
（」の次に「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次条第1項第3号におい
て「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会
をいう。」を加え、「ふまえて」を「踏まえて」に改める。

第3条第1項中「地域包括支援センターにおいて専らその職務に従事する常勤の職員
の員数は、地域包括支援センターの担当区域における」を「一の地域包括支援センター
が担当する区域における」に改め、「6,000人未満ごとに」の次に「置くべき専らその職
務に従事する常勤の職員及びその員数（運営委員会が第1号被保険者の数及び地域包括
支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該
地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤
の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員
数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同
じ。）は、原則として」を加え、同項第3号中「主任介護支援専門員研修を修了した者」
を「省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第3項
中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項表以外の部分中
「前項」を「第1項」に改め、同項中「日常生活圏域に」の次に「一の」を加え、「お
いてその職務に従事する職員の」を「置くべき職員及びその」に、「担当区域の第1号
被保険者の数」を「担当する区域における第1号被保険者の数」に改め、同項の表お
おむね1,000人未満の項中「前項」を「第1項」に改め、同表おおむね1,000人以上2,000
人未満の項中「前項」を「第1項」に、「専ら」を「、専ら」に改め、同表おおむね2,000
人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「職員で同項第2号」

を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正後	改正前																
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の日常生活圏域に<u>一の</u>地域包括支援センターを設置することが必要であると運営委員会において認められた場合には、当該地域包括支援センターに<u>置くべき職員及びその</u>員数は、次の表の左欄に掲げる<u>担当する区域における第1号被保険者の数</u>に応じ、同表右欄に定めるところによる。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(主任介護支援専門員研修を修了した者_____をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 前項<u>の</u>規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の日常生活圏域に<u>一</u>地域包括支援センターを設置することが必要であると運営委員会において認められた場合には、当該地域包括支援センターにおいてその職務に従事する<u>職員の員数</u>は、次の表の左欄に掲げる<u>担当区域の第1号被保険者の数</u>_____に応じ、同表右欄に定めるところによる。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="123 885 616 957">担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th data-bbox="616 885 1120 957">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="123 957 616 1029">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="616 957 1120 1029">第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="123 1029 616 1141">おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td data-bbox="616 1029 1120 1141">第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="123 1141 616 1324">おおむね2,000人以上3,000人未満</td> <td data-bbox="616 1141 1120 1324">専らその職務に従事する常勤の職員で第1項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号_____又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で第1項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号_____又は第3号に掲げる者のいずれか1人	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 885 1624 957">担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th data-bbox="1624 885 2128 957">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1142 957 1624 1029">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="1624 957 2128 1029">前項 各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1029 1624 1141">おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td data-bbox="1624 1029 2128 1141">前項 各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専ら<u>一</u>その職務に従事する常勤の職員とする。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1141 1624 1324">おおむね2,000人以上3,000人未満</td> <td data-bbox="1624 1141 2128 1324">専らその職務に従事する常勤の職員で前項第1号<u>一</u>に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前項 各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項 各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専ら <u>一</u> その職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で前項第1号 <u>一</u> に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で第1項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号_____又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	前項 各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項 各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専ら <u>一</u> その職務に従事する常勤の職員とする。)																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で前項第1号 <u>一</u> に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
<p>4 地域包括支援センターは、担当区域の実情に応じて市長が必要と判断した場合は、当該地域包括支援センターにおいてその職務に従事する職員として前3項に規定する職員以外の職員を置くことができる。</p>	<p>3 地域包括支援センターは、担当区域の実情に応じて市長が必要と判断した場合は、当該地域包括支援センターにおいてその職務に従事する職員として前2項に規定する職員以外の職員を置くことができる。</p>																

北秋田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

1. 概要

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、令和6年4月1日に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員配置基準が改められた。これに伴い、「北秋田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正するものである。

2. 改正内容

地域包括支援センターに配置する3職種（**保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員**）は、それぞれ常勤職員の配置が必須となっているが、以下のとおり改正する。

(1) 職員の常勤換算

地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、**常勤換算方法によることを可能**とする。

(2) 複数圏域の高齢者数人口に応じた3職種の配置

地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認める場合には、**複数圏域の高齢者人口に応じて3職種を配置することで、当該圏域の各地域包括支援センターの配置基準を満たす**ものとする。ただし、質の担保の観点から、個々の地域包括支援センターに2職種以上の配置を必須とする。

3. 施行期日

公布の日から施行

4. 活用例

保：保健師等 社：社会福祉士等 主：主任介護支援専門員等

(1) 常勤換算方法による欠員の解消

①保健師等が週5勤務可の雇用ができず欠員の場合

A 包括（常勤職員2人、欠員1人）	A 包括（常勤職員2人、 <u>常勤換算1人</u> ）
主：1.0人 社：1.0人 保：欠員	主：1.0人 社：1.0人 保：0.6人＝週3 保：0.4人＝週2

(2) 欠員が生じる圏域への柔軟な配置

①配置職種が限定されるため欠員となる場合

A 包括（職員4人 / 必要数3人）
 高齢者数 6,000人 主 社 社 保

B 包括（職員2人 / 必要数3人）
 高齢者数 4,000人 主 社 保：欠

C 包括（職員2人 / 必要数2人）
 高齢者数 2,000人 主 保

包括 A+B+C（職員8人 / 必要数8人）
 高齢者数12,000人

A 包括：主 社 保

B 包括：主 社 社

C 包括：主 保

議案第9号

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月18日提出

北秋田市長 津谷 永光

提案理由

市営住宅明田団地の建替えに伴い、用途廃止する市営住宅について、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

第1条 北秋田市営住宅条例（平成17年北秋田市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表第1 明田団地の項を次のように改める。

明田団地	木造平屋建1戸建	57.91	7	昭和54	北秋田市福田字明田43番地
	木造平屋建1戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田字明田43番地
	小計		17		

別表第1 合川地区合計の項戸数の欄中「115」を「113」に改め、同表北秋田市合計の項戸数の欄中「460」を「458」に改める。

第2条 北秋田市営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表第1 明田団地の項を次のように改める。

明田団地	木造平屋建1戸建	57.91	4	昭和54	北秋田市福田字明田43番地
	木造平屋建1戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田字明田43番地
	小計		14		

別表第1 合川地区合計の項戸数の欄中「113」を「110」に改め、同表北秋田市合計の項戸数の欄中「458」を「455」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年1月1日から施行する。

(資料) 北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】

改正後						改正前					
別表第1 (第3条関係)						別表第1 (第3条関係)					
名称	構造	住戸専用面積 m ²	戸数	建設年度	位置	名称	構造	住戸専用面積 m ²	戸数	建設年度	位置
(略)						(略)					
明田団地	木造平屋建1戸建	57.91	7	昭和54	北秋田市福田字明田43番地	明田団地	木造平屋建1戸建	57.91	9	昭和54	北秋田市福田字明田43番地
	木造平屋建1戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田字明田43番地		木造平屋建1戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田字明田43番地
	小計		17				小計		19		
(略)						(略)					
合川地区合計			113			合川地区合計			115		
(略)						(略)					
北秋田市合計			458			北秋田市合計			460		

(資料) 北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】

改正後						改正前					
別表第1 (第3条関係)						別表第1 (第3条関係)					
名称	構造	住戸専用面積 ㎡	戸数	建設年度	位置	名称	構造	住戸専用面積 ㎡	戸数	建設年度	位置
(略)						(略)					
明田団地	木造平屋建1戸建	57.91	<u>4</u>	昭和54	北秋田市福田字明田43番地	明田団地	木造平屋建1戸建	57.91	<u>7</u>	昭和54	北秋田市福田字明田43番地
	木造平屋建1戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田字明田43番地		木造平屋建1戸建	60.75	10	昭和55	北秋田市福田字明田43番地
	小計		<u>14</u>				小計		<u>17</u>		
(略)						(略)					
合川地区合計			<u>110</u>			合川地区合計			<u>113</u>		
(略)						(略)					
北秋田市合計			<u>455</u>			北秋田市合計			<u>458</u>		

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の概要

改正内容

第1条については、市営住宅明田団地の建替えに伴い、先行解体する市営住宅を別表第1から削除するもの。

用途廃止する市営住宅

- ・明田団地：木造平屋建1戸建2棟
(昭和54年築) 2戸

第2条については、新設、移転後に解体する市営住宅を別表第1から削除するもの。

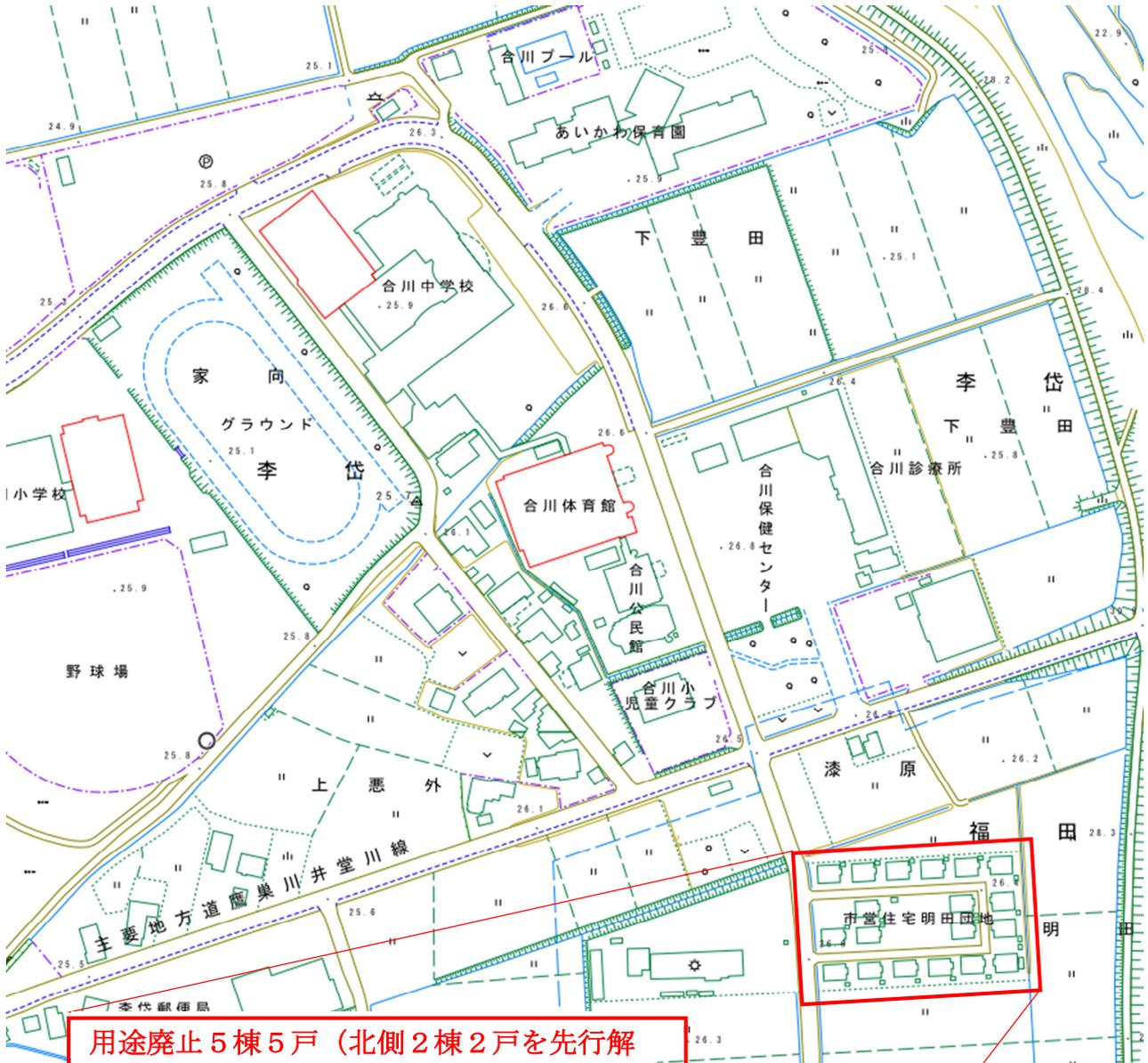
用途廃止する市営住宅

- ・明田団地：木造平屋建1戸建3棟
(昭和54年築) 3戸

施行期日

第1条の用途廃止については令和7年4月1日から、第2条の用途廃止については令和8年1月1日から施行する。

位置図



用途廃止 5 棟 5 戸 (北側 2 棟 2 戸を先行解体、南側 3 棟 3 戸は新設、移転後解体)

The detailed site plan shows a rectangular plot with several building footprints. A red dashed line outlines a specific area within the plot, corresponding to the text above. The buildings are arranged in a grid-like pattern.

議案第 10 号

北秋田市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

北秋田市阿仁体育館の移転に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市体育館条例の一部を改正する条例

北秋田市体育館条例（平成17年北秋田市条例第266号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「北秋田市阿仁水無字畑町東裏130番地」を「北秋田市阿仁水無字畑町東裏194番地」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市体育館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
北秋田市鷹巣体育館	北秋田市鷹巣字東中岱11番地	北秋田市鷹巣体育館	北秋田市鷹巣字東中岱11番地
北秋田市森吉総合スポーツセンター	北秋田市米内沢字七曲172番地	北秋田市森吉総合スポーツセンター	北秋田市米内沢字七曲172番地
北秋田市前田体育館	北秋田市阿仁前田字下川端103番地2	北秋田市前田体育館	北秋田市阿仁前田字下川端103番地2
北秋田市阿仁体育館	北秋田市阿仁水無字畑町東裏194番地	北秋田市阿仁体育館	北秋田市阿仁水無字畑町東裏130番地
北秋田市合川体育館	北秋田市李岱字下豊田25番地	北秋田市合川体育館	北秋田市李岱字下豊田25番地

議案第 11 号

令和 6 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 3 5, 9 2 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7, 6 1 6, 3 2 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		2,977,183	3,036	2,980,219
	1 市 民 税	1,017,495	34,375	1,051,870
	2 固 定 資 産 税	1,647,578	△31,339	1,616,239
10 地 方 特 例 交 付 金		66,264	54,307	120,571
	1 地 方 特 例 交 付 金	65,803	54,307	120,110
11 地 方 交 付 税		10,055,660	469,113	10,524,773
	1 地 方 交 付 税	10,055,660	469,113	10,524,773
13 分 担 金 及 び 負 担 金		200,047	△3,038	197,009
	1 分 担 金	8,025	△1,719	6,306
	2 負 担 金	192,022	△1,319	190,703
14 使 用 料 及 び 手 数 料		217,505	△762	216,743
	1 使 用 料	161,125	△1,006	160,119
	2 手 数 料	56,380	244	56,624
15 国 庫 支 出 金		3,412,668	△338,489	3,074,179
	1 国 庫 負 担 金	1,812,866	△130,892	1,681,974
	2 国 庫 補 助 金	1,594,165	△207,597	1,386,568
16 県 支 出 金		1,816,173	12,465	1,828,638
	1 県 負 担 金	715,011	△6,894	708,117

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県 補 助 金	992,363	18,623	1,010,986
	3 県 委 託 金	108,799	736	109,535
17 財 産 収 入		79,931	7,532	87,463
	1 財 産 運 用 収 入	50,431	7,532	57,963
18 寄 附 金		1,500,102	100	1,500,202
	1 寄 附 金	1,500,102	100	1,500,202
19 繰 入 金		2,416,319	△847,994	1,568,325
	2 基 金 繰 入 金	2,285,796	△847,994	1,437,802
20 繰 越 金		1,040,863	579,561	1,620,424
	1 繰 越 金	1,040,863	579,561	1,620,424
21 諸 収 入		584,069	△42,352	541,717
	5 雑 入	234,114	△42,352	191,762
22 市 債		2,276,800	△129,400	2,147,400
	1 市 債	2,276,800	△129,400	2,147,400
歳 入	合 計	27,852,242	△235,921	27,616,321

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		170,631	△3,244	167,387
	1 議 会 費	170,631	△3,244	167,387
2 総 務 費		3,022,164	△5,194	3,016,970
	1 総 務 管 理 費	2,650,352	1,306	2,651,658
	2 徴 税 費	160,071	867	160,938
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	101,303	△6,531	94,772
	5 統 計 調 査 費	14,740	△836	13,904
3 民 生 費		6,563,094	△24,047	6,539,047
	1 社 会 福 祉 費	4,152,947	△39,652	4,113,295
	2 児 童 福 祉 費	1,843,282	15,605	1,858,887
4 衛 生 費		2,706,492	△19,805	2,686,687
	1 保 健 費	390,141	△12,904	377,237
	2 衛 生 費	211,767	△9,113	202,654
	3 清 掃 費	630,795	4,405	635,200
	5 病 院 費	1,232,041	△2,193	1,229,848
6 農 林 水 産 業 費		1,122,327	△84,674	1,037,653
	1 農 業 費	752,189	△54,726	697,463
	2 林 業 費	368,988	△29,948	339,040

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		807,664	△22,164	785,500
	1 商 工 費	807,664	△22,164	785,500
8 土 木 費		3,205,220	△303,848	2,901,372
	1 土 木 管 理 費	101,100	0	101,100
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,085,379	△284,259	1,801,120
	4 都 市 計 画 費	79,451	0	79,451
	5 住 宅 費	241,305	△19,589	221,716
9 消 防 費		1,450,792	△4,677	1,446,115
	1 消 防 費	1,450,792	△4,677	1,446,115
10 教 育 費		2,572,310	△25,824	2,546,486
	1 教 育 総 務 費	467,111	△1,318	465,793
	2 小 学 校 費	208,227	△506	207,721
	3 中 学 校 費	270,066	△14,903	255,163
	4 義 務 教 育 学 校 費	378,187	△54	378,133
	5 社 会 教 育 費	598,688	△8,175	590,513
	6 保 健 体 育 費	650,031	△868	649,163
11 災 害 復 旧 費		2,063,520	△142,824	1,920,696
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,012,498	△5,403	1,007,095

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 公共土木施設災害復旧費	1,018,624	△137,421	881,203
12 公債費		3,271,587	△116,673	3,154,914
	1 公債費	3,271,587	△116,673	3,154,914
13 諸支出金		824,649	517,053	1,341,702
	2 基金費	813,784	517,053	1,330,837
歳出	合計	27,852,242	△235,921	27,616,321

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	地籍調査事業	28,791
3 民生費	1 社会福祉費	車椅子移動車購入事業	6,074
6 農林水産業費	1 農業費	6次産業化経営力強化事業	909
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営等復旧・継続支援対策事業	880
6 農林水産業費	1 農業費	農地・農業用施設小災害復旧事業	28,374
6 農林水産業費	1 農業費	農地中間管理機構関連ほ場整備事業	19,400
6 農林水産業費	1 農業費	ため池等整備事業	3,000
6 農林水産業費	2 林業費	林業専用道開設事業	27,627
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業	250,170
10 教育費	4 義務教育学校費	阿仁学園駐車場等改修事業	73,183
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業施設災害復旧事業	446,640
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	林道施設災害復旧事業	312,266
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	575,402

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
鷹ノ巣駅前駐輪場等敷地借上料	令和7年度～令和8年度	千円 92
妊産婦あんしんタクシー事業委託（令和6年度分）	令和7年度	940
竜ヶ森キャンプ場給水施設敷・駐車場敷借上料	令和7年度～令和9年度	219
太平湖グリーンハウス緑地等管理中央センター 電気引込電柱敷地及び架線敷地借上料	令和7年度～令和9年度	6
コンベンションホール四季美館 建物・駐車場敷地借上料	令和7年度～令和11年度	4,960
クウィンス森吉駐車場敷地借上料	令和7年度～令和9年度	951
太平湖グリーンハウス 電気導入敷・給水引込敷地借上料	令和7年度～令和9年度	51
太平湖グリーンハウス船舶格納庫敷借上料	令和7年度～令和9年度	54

事 項	期 間	限 度 額
安 の 滝 駐 車 場 敷 借 上 料	令和7年度 ～ 令和9年度	45
阿仁カラミナイキャンプ場管理棟敷外借上料	令和7年度 ～ 令和9年度	174
高津森クロスカントリーコース敷借上料	令和7年度 ～ 令和9年度	150
森林公園敷外借上料（旧森吉スキー場）	令和7年度 ～ 令和9年度	132

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
秋田内陸縦貫鉄道運営費補助事業	千円 89,700	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率。	借入先の融資条件に よる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又は繰上償還も しくは低利に借換え することができる。	千円 87,400	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
臨時財政対策債	27,100	〃	〃	〃	29,600	〃	〃	〃
市民病院医師奨励金交付事業	30,000	〃	〃	〃	27,900	〃	〃	〃
農地中間管理機構関連ほ場整備事業	11,200	〃	〃	〃	25,600	〃	〃	〃
ため池等整備事業	100	〃	〃	〃	3,100	〃	〃	〃
高効率生産団地路網整備事業	42,600	〃	〃	〃	43,400	〃	〃	〃
宿泊パワーアップ事業	9,000	〃	〃	〃	3,700	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
産 業 振 興 促 進 奨 励 金 等 交 付 事 業	19,700	〃	〃	〃	14,800	〃	〃	〃
公 営 住 宅 建 設 事 業	94,000	〃	〃	〃	89,600	〃	〃	〃
道 路 舗 装 補 修 事 業	44,100	〃	〃	〃	35,600	〃	〃	〃
道 路 舗 装 長 寿 命 化 修 繕 計 画 策 定 事 業	8,700	〃	〃	〃	9,900	〃	〃	〃
除 雪 機 械 購 入 事 業	134,400	〃	〃	〃	76,500	〃	〃	〃
橋 梁 補 修 事 業	173,700	〃	〃	〃	141,000	〃	〃	〃
シ ェ ッ ド 補 修 事 業	1,800	〃	〃	〃	2,400	〃	〃	〃
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	10,000	〃	〃	〃	18,500	〃	〃	〃
資 機 材 搬 送 車 整 備 事 業	19,800	〃	〃	〃	18,400	〃	〃	〃
防 火 水 槽 設 置 事 業	22,800	〃	〃	〃	20,200	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
指 令 シ ス テ ム 情 報 系 更 新 事 業	72,200	〃	〃	〃	71,600	〃	〃	〃
薬 師 山 ス キ ー 場 ナ イ タ ー 照 明 設 備 更 新 事 業	8,300	〃	〃	〃	14,300	〃	〃	〃
ス ク ー ル バ ス 整 備 事 業	11,600	〃	〃	〃	10,200	〃	〃	〃
農 地 農 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業	184,100	〃	〃	〃	172,900	〃	〃	〃
林 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	95,800	〃	〃	〃	103,800	〃	〃	〃
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	338,300	〃	〃	〃	299,200	〃	〃	〃

令和6年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	2,977,183	3,036	2,980,219
10 地 方 特 例 交 付 金	66,264	54,307	120,571
11 地 方 交 付 税	10,055,660	469,113	10,524,773
13 分 担 金 及 び 負 担 金	200,047	△3,038	197,009
14 使 用 料 及 び 手 数 料	217,505	△762	216,743
15 国 庫 支 出 金	3,412,668	△338,489	3,074,179
16 県 支 出 金	1,816,173	12,465	1,828,638
17 財 産 収 入	79,931	7,532	87,463
18 寄 附 金	1,500,102	100	1,500,202
19 繰 入 金	2,416,319	△847,994	1,568,325
20 繰 越 金	1,040,863	579,561	1,620,424
21 諸 収 入	584,069	△42,352	541,717
22 市 債	2,276,800	△129,400	2,147,400
歳 入 合 計	27,852,242	△235,921	27,616,321

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	170,631	△3,244	167,387				△3,244
2 総務費	3,022,164	△5,194	3,016,970	△13,085	△2,300	5	10,186
3 民生費	6,563,094	△24,047	6,539,047	2,445		△353	△26,139
4 衛生費	2,706,492	△19,805	2,686,687	△3,029	△2,100	△37,909	23,233
6 農林水産業費	1,122,327	△84,674	1,037,653	△33,723	18,200	△18,371	△50,780
7 商工費	807,664	△22,164	785,500	387	△10,200		△12,351
8 土木費	3,205,220	△303,848	2,901,372	△199,537	△101,700		△2,611
9 消防費	1,450,792	△4,677	1,446,115	2,514	△4,600	329	△2,920
10 教育費	2,572,310	△25,824	2,546,486	△606	4,600	△5,292	△24,526
11 災害復旧費	2,063,520	△142,824	1,920,696	△81,390	△33,800	△1,719	△25,915
12 公債費	3,271,587	△116,673	3,154,914				△116,673
13 諸支出金	824,649	517,053	1,341,702			7,532	509,521
歳出合計	27,852,242	△235,921	27,616,321	△326,024	△131,900	△55,778	277,781

2 歳 入

1 款 市税

1 項 市民税

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 個人分	876,519	34,375	910,894	1. 現年課税分	34,375	現年課税分 34,375
計	1,017,495	34,375	1,051,870			

1 款 市税

2 項 固定資産税

1. 固定資産税	1,553,166	△31,339	1,521,827	1. 現年課税分	△31,339	現年課税分 △31,339
計	1,647,578	△31,339	1,616,239			

10 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

1. 地方特例交付金	65,803	54,307	120,110	1. 地方特例交付金	54,307	地方特例交付金 54,307
計	65,803	54,307	120,110			

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1. 地方交付税	10,055,660	469,113	10,524,773	1. 地方交付税	469,113	普通交付税 469,113
計	10,055,660	469,113	10,524,773			

13 款 分担金及び負担金

1 項 分担金

1. 災害復旧費分担金	8,025	△1,719	6,306	1. 農林水産業施設災害復旧費分担金	△1,719	農地農業用施設災害復旧費分担金 △1,719
計	8,025	△1,719	6,306			

13 款 分担金及び負担金

2 項 負担金

2. 民生費負担金	50,366	△3	50,363	3. 児童福祉費負担金	△3	母子生活支援施設負担金 △3
3. 衛生費負担金	6,765	△1,316	5,449	1. 保健費負担金	△1,316	検診負担金 △1,316
計	192,022	△1,319	190,703			

14 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

5. 農林水産業使用料	8,493	△837	7,656	1. 農林水産業使用料	△837	放牧預託料 △851 行政財産目的外使用料 14
-------------	-------	------	-------	-------------	------	-----------------------------

14款 使用料及び手数料

1項 使用料

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8. 教育使用料	13,040	△169	12,871	1. 学校教育使用料	△169	学童研修センター使用料 △169
計	161,125	△1,006	160,119			

14款 使用料及び手数料

2項 手数料

1. 総務手数料	14,595	65	14,660	1. 総務手数料	65	土地情報交付手数料 65
4. 農林水産業手数料	230	△150	80	1. 農業手数料	△150	牧場種付料 △150
7. 消防手数料	200	329	529	1. 消防手数料	329	危険物申請等手数料 329
計	56,380	244	56,624			

15款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	1,262,848	△10,478	1,252,370	1. 社会福祉費負担金	△1,894	生活困窮者自立支援事業費負担金 △750 国民健康保険基盤安定負担金 △915 国保未就学児均等割保険料負担金 △63 国保産前産後保険料負担金 △166
				2. 児童福祉費負担金	△8,584	児童扶養手当給付費負担金 △2,497 母子生活支援施設措置費負担金 △1,166 児童手当交付金 △4,921
2. 衛生費国庫負担金	410	83	493	1. 保健費負担金	83	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 83
3. 災害復旧費国庫負担金	549,608	△120,497	429,111	1. 公共土木施設災害復旧事業負担金	△120,497	公共土木施設災害復旧事業負担金 △120,497
計	1,812,866	△130,892	1,681,974			

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	438,396	△30,040	408,356	1. 総務管理費補助金	△23,509	デジタル基盤改革支援補助金 △23,509
				2. 戸籍住民基本台帳費補助金	△6,531	個人番号カード交付事務費補助金 △6,531

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費国庫補助金	424,785	21,058	445,843	2. 児童福祉費補助金	21,058	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 △477 子ども・子育て支援交付金 1,584 保育対策総合支援事業費補助金 △12,052 子どものための教育・保育給付金 32,003
3. 衛生費国庫補助金	5,924	△1,600	4,324	1. 保健費補助金	△160	疾病予防対策事業費等補助金 △110 子ども・子育て支援交付金 △50
				2. 衛生費補助金	△1,440	循環型社会形成推進交付金 △1,440
5. 土木費国庫補助金	598,071	△199,635	398,436	1. 道路橋りょう費補助金	△183,644	道路メンテナンス事業費補助金 △68,363 防災・安全交付金 △115,281
				2. 住宅費補助金	△15,991	社会資本整備総合交付金 △15,991
6. 消防費国庫補助金	5,486	2,506	7,992	1. 消防費補助金	2,506	消防防災施設整備費補助金 2,506
7. 教育費国庫補助金	76,686	114	76,800	1. 学校教育費補助金	114	要保護児童生徒援助費補助金 △55 へき地児童生徒援助費等補助金 366 特別支援教育就学奨励費補助金 △197
計	1,594,165	△207,597	1,386,568			

16款 県支出金

1項 県負担金

1. 民生費県負担金	713,560	△6,894	706,666	1. 社会福祉費負担金	△17,605	国民健康保険基盤安定負担金 △6,457 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △11,034 国保未就学児均等割保険料負担金 △31 国保産前産後保険料負担金 △83
				2. 児童福祉費負担金	10,711	施設型給付費負担金 12,710 母子生活支援施設措置費負担金 △583 児童手当負担金 △1,416
計	715,011	△6,894	708,117			

16款 県支出金

2項 県補助金

1. 総務費県補助金	54,987	17,322	72,309	1. 総務管理費補助金	17,322	生活バス路線等維持費補助金 △663 秋田内陸線運営費補助金 △750 地籍調査費補助金 18,735
------------	--------	--------	--------	-------------	--------	---

16款 県支出金

2項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額					
2. 民生費県補助金	211,514	△1,203	210,311	2. 老人福祉費補助金	211	老人クラブ活動費等補助金 327 社会福祉法人利用者負担軽減事業補助金 △116				
				3. 児童福祉費補助金	△1,414	すこやか子育て支援事業費補助金 34 市町村子ども・子育て支援事業費補助金 396 施設型給付費地方単独費用補助金 676 保育体制強化事業費補助金 △2,520				
3. 衛生費県補助金	6,567	△1,490	5,077	1. 保健費補助金	△50	市町村子ども・子育て支援事業費補助金 △50				
				2. 衛生費補助金	△1,440	浄化槽設置整備事業費補助金 △1,440				
4. 農林水産業費県補助金	265,820	△35,113	230,707	1. 農業費補助金	△33,747	フロンティア農業者育成事業費補助金 △675 経営所得安定対策推進事業費補助金 △507 農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給費補助金 △212 農業次世代人材投資事業費補助金 △2,250 多面的機能支払推進交付金 △18 機構集積支援事業費補助金 △1,319 多面的機能支払交付金 △6,771 ミドル就農者経営確立支援事業費補助金 △1,200 機構集積協力金交付事業費補助金 △4,880 新規就農者経営発展支援事業費補助金 △3,750 夢ある園芸産地創造事業費補助金 △733 農業用施設小災害復旧事業費補助金 △9,106 企業的農業法人へのジャンプアップ応援事業費補助金 △633 農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金 △2,014 復田対策推進支援事業費補助金 △285 6次産業化経営力強化事業費補助金 606				
						2. 林業費補助金	△1,366	松くい虫防除対策事業費補助金 △803 鳥獣被害防止総合対策交付金 △141 安全・安心な森整備事業費補助金 △422		
								1. 農林水産業施設災害復旧費補助金	30,607	農地農業用施設災害復旧費補助金 △22,589 林業施設災害復旧費補助金 53,196

16款 県支出金

2項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2. 公共土木施設災害復旧費補助金	8,500	局所がけ崩れ対策事業補助金 8,500
計	992,363	18,623	1,010,986			

16款 県支出金

3項 県委託金

1. 総務費委託金	89,172	1,456	90,628	1. 総務管理費委託金	2,292	権限移譲推進交付金 2,292
				5. 統計調査費委託金	△836	統計調査事務委託金 △836
5. 教育費委託金	4,092	△720	3,372	1. 学校教育費委託金	△720	教育留学推進事業委託金 △720
計	108,799	736	109,535			

17款 財産収入

1項 財産運用収入

2. 利子及び配当金	2,305	7,532	9,837	1. 利子及び配当金	7,532	財政調整基金利子 4,177
						減債基金利子 1,104
						まちづくり基金利子 13
						地域振興基金利子 1,376
						土地開発基金利子 263
						地域福祉基金利子 408
						学校施設整備基金利子 68
						森林経営管理基金利子 123
計	50,431	7,532	57,963			

18款 寄附金

1項 寄附金

1. 寄附金	1,500,002	100	1,500,102	3. 企業版ふるさと寄附金	100	企業版ふるさと寄附金 100
計	1,500,102	100	1,500,202			

19款 繰入金

2項 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	1,623,369	△830,736	792,633	1. 財政調整基金繰入金	△830,736	財政調整基金繰入金 △830,736
2. 森林経営管理基金繰入金	39,575	△17,258	22,317	1. 森林経営管理基金繰入金	△17,258	森林経営管理基金繰入金 △17,258
計	2,285,796	△847,994	1,437,802			

20款 繰越金

1項 繰越金

1. 繰越金	1,040,863	579,561	1,620,424	1. 繰越金	579,561	繰越金 579,561
計	1,040,863	579,561	1,620,424			

21款 諸収入

5項 雑入

3. 雑入	234,112	△42,352	191,760	1. 雑入	△42,352	文化会館自主公演入場料 △851 サマージャンボ宝くじ市町村交付金 △3,815 後期高齢者健康診査交付金 △8,028 あきたリフレッシュ学園個人負担金 △343 あきたリフレッシュ学園賄費納入金 △90 担い手育成・確保等対策事業費補助金 △500 秋田内陸地域公共交通連携協議会負担金 △60 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 △1,109 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 △27,556
計	234,114	△42,352	191,762			

22款 市債

1項 市債

1. 総務債	134,400	200	134,600	1. 過疎対策事業債	△2,300	過疎対策事業債 △2,300
				2. 臨時財政対策債	2,500	臨時財政対策債 2,500
3. 衛生債	53,800	△2,100	51,700	1. 過疎対策事業債	△2,100	過疎対策事業債 △2,100
4. 農林水産業債	58,100	18,200	76,300	1. 過疎対策事業債	△1,100	過疎対策事業債 △1,100
				2. 辺地対策事業債	300	辺地対策事業債 300
				3. 公共事業等債	19,000	公共事業等債 19,000
5. 商工債	28,700	△10,200	18,500	1. 過疎対策事業債	△10,200	過疎対策事業債 △10,200

22款 市債

1項 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6. 土木債	583,700	△93,200	490,500	1. 公営住宅建設事業債	△4,400	公営住宅建設事業債 △4,400
				2. 過疎対策事業債	△97,300	過疎対策事業債 △97,300
				4. 緊急自然災害防止対策事業債	8,500	緊急自然災害防止対策事業債 8,500
7. 消防債	267,700	△4,600	263,100	1. 過疎対策事業債	9,200	過疎対策事業債 9,200
				3. 辺地対策事業債	△1,300	辺地対策事業債 △1,300
				4. 緊急防災・減災事業債	△11,900	緊急防災・減災事業債 △11,900
				5. 防災対策事業債	△600	防災対策事業債 △600
8. 教育債	505,800	4,600	510,400	1. 過疎対策事業債	4,600	過疎対策事業債 4,600
9. 災害復旧事業債	640,100	△42,300	597,800	1. 公共土木施設災害復旧事業債	△39,100	公共土木施設災害復旧事業債 △39,100
				2. 農地農業用施設災害復旧事業債	△11,200	農地農業用施設災害復旧事業債 △11,200
				3. 林業施設災害復旧事業債	8,000	林業施設災害復旧事業債 8,000
計	2,276,800	△129,400	2,147,400			
歳入合計	27,852,242	△235,921	27,616,321			

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	170,631	△3,244	167,387				△3,244	8. 旅費	△2,650	費用弁償 職員旅費	△1,900 △750
								13. 使用料及び 賃借料	△594	OAシステム使用料	△594
計	170,631	△3,244	167,387				△3,244				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1. 一般管理費	432,764	△5,423	427,341				△5,423	1. 報酬	△1,179	会計年度任用職員報酬	△1,179	
								3. 職員手当等	△202	期末手当 勤勉手当	△99 △103	
								4. 共済費	△3,458	退職手当負担金	△3,458	
								8. 旅費	△121	費用弁償	△121	
								13. 使用料及び 賃借料	△463	コピー使用料	△463	
2. 文書管理費	27,517	△734	26,783				△734	12. 委託料	△361	例規執務サポートシステム等委託	△361	
								17. 備品購入費	△373	公用車	△373	
4. 財政管理費	74,941	△1,072	73,869				△1,072	10. 需用費	△686	印刷製本費	△686	
								13. 使用料及び 賃借料	△251	OAシステム使用料	△251	
								18. 負担金、補助 及び交付金	△135	秋田県公共事業執行管理システム共同利用負担 金	△135	
6. 財産管理費	170,185	329	170,514				329	10. 需用費	329	燃料費	329	
7. 地籍調査費	18,450	27,889	46,339	18,735			65	9,089	1. 報酬	2,371	会計年度任用職員報酬	2,371
									3. 職員手当等	767	期末手当 勤勉手当	417 350
									8. 旅費	155	費用弁償	155
									10. 需用費	2,276	消耗品費 燃料費 印刷製本費	2,193 34 49

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								11. 役務費	418	通信運搬費	418
								12. 委託料	21,305	地図訂正・測量委託	△902
										地籍調査委託	22,207
								13. 使用料及び 賃借料	597	OAシステム使用料	330
										印刷機借上料	164
										土地情報管理システム借上料	103
8. 企画費	868,003	△12,406	855,597	257			△12,663	1. 報酬	△5,267	会計年度任用職員報酬	△5,267
								3. 職員手当等	△1,230	期末手当	△660
										勤勉手当	△570
								8. 旅費	△1,001	費用弁償	△1,001
								10. 需用費	△610	消耗品費	△228
										燃料費	△249
										印刷製本費	△133
								12. 委託料	△516	移住体験アテンド委託	△516
								13. 使用料及び 賃借料	△2,419	自動車借上料	△1,069
										宿舍借上料	△1,350
								18. 負担金、補助 及び交付金	△1,363	地域おこし協力隊起業支援補助金	△1,000
										移住体験事業助成金	△363
9. 自治振興費	57,794	△910	56,884				△910	18. 負担金、補助 及び交付金	△910	市民提案型まちづくり事業補助金	△910
10. 地方交通対 策費	377,715	17,143	394,858	△1,413	△2,300	△60	20,916	18. 負担金、補助 及び交付金	17,143	秋田内陸地域公共交通連携協議会負担金	△1,446
										生活バス路線維持費等補助金	20,654
										路線バスフリーパス助成金	927
										秋田内陸線運営費補助金	△2,992
14. 電算費	191,717	△23,510	168,207	△23,509			△1	12. 委託料	△23,510	標準準拠システム移行作業委託	△23,510
計	2,650,352	1,306	2,651,658	△5,930	△2,300	5	9,531				

2 款 総務費

2 項 徴税費

1. 税務総務費	123,629	867	124,496				867	12. 委託料	△703	標準宅地時点修正率算定委託	△571
----------	---------	-----	---------	--	--	--	-----	---------	------	---------------	------

2款 総務費

2項 徴税費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
									eLTAXシステム設定変更対応委託	△132
							22. 償還金、利子及び割引料	1,570	市税還付金	1,470
									過年度分返還金	100
計	160,071	867	160,938				867			

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	101,303	△6,531	94,772	△6,319			△212	3. 職員手当等	△157	期末手当	△58
										勤勉手当	△99
								11. 役務費	134	通信運搬費	134
								12. 委託料	△6,508	マイナンバーカード出張申請業務委託	△6,508
計	101,303	△6,531	94,772	△6,319			△212				

2款 総務費

5項 統計調査費

2. 指定統計調査費	7,860	△836	7,024	△836				1. 報酬	△827	非常勤職員報酬	△827
								8. 旅費	△12	職員旅費	△12
								10. 需用費	3	消耗品費	3
計	14,740	△836	13,904	△836							

3款 民生費

1項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	803,319	△12,634	790,685	△8,462			△4,172	27. 繰出金	△12,634	国民健康保険特別会計繰出金	△12,634
2. 老人福祉費	1,223,750	△12,421	1,211,329	166			△12,587	7. 報償費	△570	祝金	△570
								10. 需用費	△4	印刷製本費	△4
								11. 役務費	△33	通信運搬費	△33
								18. 負担金、補助及び交付金	△7,178	高齢者等日常生活支援事業補助金	△6,772
										単位老人クラブ活動費補助金	△312
										老人クラブ連合会活動促進事業費補助金	△23
										単位老人クラブ社会貢献活動費補助金	10
										単位老人クラブ新規活動費補助金	73
										社会福祉法人利用者負担軽減事業補助金	△154

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								27. 繰出金	△4,636	介護保険特別会計繰出金 △4,636
5. 後期高齢者医療費	619,361	△14,597	604,764	△11,034			△3,563	18. 負担金、補助及び交付金	△185	後期高齢者医療広域連合事務費負担金 △185
								27. 繰出金	△14,412	後期高齢者医療特別会計繰出金 △14,412
計	4,152,947	△39,652	4,113,295	△19,330			△20,322			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	145,382	0	145,382	4			△4			
2. 児童措置費	1,168,138	20,095	1,188,233	23,997			△3,902	18. 負担金、補助及び交付金	△23,947	障害児保育事業費補助金 △4,600 すこやか子育て支援事業副食材料費補助金 85 保育体制強化事業補助金 △10,080 保育補助者雇上強化事業補助金 △9,352
								19. 扶助費	44,042	扶助費 44,042
3. 母子父子福祉費	15,261	△3,430	11,831	△2,226		△3	△1,201	18. 負担金、補助及び交付金	△2,334	母子生活支援施設負担金 △2,334
								19. 扶助費	△1,096	扶助費 △1,096
4. 児童福祉施設費	288,023	414	288,437			△350	764	10. 需用費	525	賄材料費 525
								14. 工事請負費	△111	工事請負費 △111
5. 児童館費	58,398	△1,474	56,924				△1,474	12. 委託料	△1,074	旧吉田児童館アスベスト調査委託 △1,017 旧鷹巣西児童館解体工事設計監理委託 △9 旧鷹巣西児童館工事監理委託 △48
								14. 工事請負費	△282	工事請負費 △282
								17. 備品購入費	△118	太田児童館遊具 △30 クロスパーテーション △88
計	1,843,282	15,605	1,858,887	21,775		△353	△5,817			

4 款 衛生費

1 項 保健費

2. 保健事業費	79,117	△4,794	74,323			△1,316	△3,478	12. 委託料	△4,797	検診委託 △4,797
----------	--------	--------	--------	--	--	--------	--------	---------	--------	-------------

4款 衛生費

1項 保健費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								22. 償還金、利子及び割引料	3	過年度分返還金 3
3. 予防費	140,492	△7,589	132,903	△27		△35,584	28,022	11. 役務費	△30	手数料 △30
								12. 委託料	△42,794	予防接種委託 △42,162 風しん抗体検査委託 △632
								19. 扶助費	84	扶助費 84
								22. 償還金、利子及び割引料	35,151	過年度分返還金 35,151
4. 母子保健事業費	25,935	△221	25,714	△100		100	△221	12. 委託料	△466	健康診査委託 △466
								19. 扶助費	△147	扶助費 △147
								22. 償還金、利子及び割引料	392	過年度分返還金 392
5. 地域医療推進費	14,581	△300	14,281				△300	18. 負担金、補助及び交付金	△300	訪問看護体制強化事業補助金 △300
計	390,141	△12,904	377,237	△127		△36,800	24,023			

4款 衛生費

2項 衛生費

1. 環境衛生総務費	149,827	△1,920	147,907	△22		△1,109	△789	10. 需用費	△440	修繕料 △440
								12. 委託料	△1,480	地球温暖化対策実行計画策定委託 △1,480
2. 公害対策費	27,862	△5,240	22,622	△2,880			△2,360	18. 負担金、補助及び交付金	△5,240	浄化槽設置整備事業補助金 △5,240
4. 斎場管理費	32,016	△1,953	30,063				△1,953	14. 工事請負費	△1,953	工事請負費 △1,953
計	211,767	△9,113	202,654	△2,902		△1,109	△5,102			

4款 衛生費

3項 清掃費

2. 塵芥処理費	467,129	1,589	468,718				1,589	12. 委託料	3,005	クリーンリサイクルセンター運転管理委託 3,005
								18. 負担金、補助及び交付金	△1,416	北秋田市ごみ集積所整備費補助金 △1,416
3. し尿処理費	161,240	2,816	164,056				2,816	12. 委託料	2,816	し尿処理施設長期包括的運転管理委託 2,816

4款 衛生費

3項 清掃費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	630,795	4,405	635,200				4,405			

4款 衛生費

5項 病院費

1. 病院事業費	1,008,529	△2,193	1,006,336		△2,100		△93	12. 委託料	△143	経営分析委託	△143
								18. 負担金、補助及び交付金	△2,050	北秋田市民病院負担金	△2,050
計	1,232,041	△2,193	1,229,848		△2,100		△93				

6款 農林水産業費

1項 農業費

1. 農業委員会費	56,831	△2,956	53,875	△1,166			△1,790	8. 旅費	△1,204	費用弁償	△899
										職員旅費	△305
								10. 需用費	△90	消耗品費	△90
								12. 委託料	△1,386	農業委員会サポートシステムデータ更新委託	△880
										住基・固定システム機能改修委託	△506
							13. 使用料及び賃借料	△272	高速・有料道路使用料	△3	
										自動車借上料	△269
								18. 負担金、補助及び交付金	△4	研修会負担金	△4
2. 農業総務費	93,138	0	93,138	△76			76				
3. 農業振興費	131,192	△36,547	94,645	△16,533		△500	△19,514	18. 負担金、補助及び交付金	△36,547	復田対策推進支援事業費補助金	△285
										農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金	△4,958
										獣害防止対策事業費補助金	△2,512
										カメムシ防除支援事業費補助金	△163
										農畜産物生産・販売促進事業補助金	△900
										青果物振興対策事業費補助金	△8,291
										農業用廃プラスチック適正処理推進事業費補助金	△735
										スマート農業等導入支援事業費補助金	△1,154

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									多面的機能支払交付金	△9,029
計	752,189	△54,726	697,463	△33,670	17,400	△1,487	△36,969			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

1. 林業総務費	55,774	0	55,774	1,313			△1,313				
2. 林業振興費	245,086	△29,948	215,138	△1,366	800	△16,884	△12,498	8. 旅費	△336	費用弁償	△336
								12. 委託料	△1,570	緩衝帯整備委託	△422
										松くい虫・ナラ枯れ防除委託	△1,148
								13. 使用料及び 賃借料	△143	自動車借上料	△143
								14. 工事請負費	△27,644	工事請負費	△27,644
								17. 備品購入費	△866	熊捕獲用檻	△866
								18. 負担金、補助 及び交付金	611	ドローン民間ライセンス講習負担金	△121
										高能率生産団地路網整備事業負担金	732
計	368,988	△29,948	339,040	△53	800	△16,884	△13,811				

7 款 商工費

1 項 商工費

1. 商工総務費	178,233	△2,000	176,233	387			△2,387	18. 負担金、補助 及び交付金	△2,000	地域おこし協力隊起業支援補助金	△2,000
2. 商工振興費	162,802	△5,760	157,042		△5,300		△460	18. 負担金、補助 及び交付金	△5,760	起業支援補助金	△500
										宿泊パワーアップ事業補助金	△5,260
4. 企業誘致対 策費	26,874	△4,867	22,007		△4,900		33	18. 負担金、補助 及び交付金	△4,867	雇用奨励金	△600
										固定資産取得経費助成金	△4,267
5. 観光費	125,815	△6,360	119,455				△6,360	7. 報償費	△600	謝礼	△600
								11. 役務費	△2,200	広告料	△2,200
								12. 委託料	△891	森吉山国立・国定公園化推進事業委託	△891
								18. 負担金、補助 及び交付金	△2,669	日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業負担金	△449
										北秋田市花火大会補助金	△720

7款 商工費

1項 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
									森吉山周遊乗合タクシー予約システム制作補助金 △1,500	
6. 観光施設費	223,646	△3,177	220,469				△3,177	12. 委託料 △1,571	浄化槽維持管理委託 △868 施設等管理委託 △703	
								18. 負担金、補助 及び交付金 △1,606	県営安の滝歩道等改修事業負担金 △1,606	
計	807,664	△22,164	785,500	387	△10,200		△12,351			

8款 土木費

1項 土木管理費

1. 土木管理総務費	101,100	0	101,100	128			△128		
計	101,100	0	101,100	128			△128		

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

2. 道路維持費	1,084,084	△3,582	1,080,502		△4,000		418	17. 備品購入費 △1,571	溶接機 555 エアコンプレッサー 781 除雪ドーザ △2,907
								21. 補償、補填 及び賠償金 △2,011	補償費 △2,011
4. 防災対策事業費	856,177	△280,677	575,500	△183,644	△93,300		△3,733	11. 役務費 △550	手数料 △524 保険料 △26
								12. 委託料 △14,972	道路施設点検委託 △8,612 長寿命化修繕計画策定委託 2,400 橋梁補修工事委託 △1,200 橋梁積算資料作成委託 1,812 橋梁補修詳細設計委託 △9,372
								14. 工事請負費 △103,521	工事請負費 △103,521
								17. 備品購入費 △161,634	凍結防止剤散布車 △4,466 除雪ダンプトラック △5,236 除雪グレーダ △63,327

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	2,085,379	△284,259	1,801,120	△183,644	△97,300				除雪ドーザ	△88,605

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1. 都市計画総務費	49,537	0	49,537	△30			30			
計	79,451	0	79,451	△30			30			

8 款 土木費

5 項 住宅費

3. 住宅建設費	152,397	△19,589	132,808	△15,991	△4,400		802	12. 委託料	△1,047	設計監理委託	△685
										解体設計委託	△362
								14. 工事請負費	△18,542	工事請負費	△18,542
計	241,305	△19,589	221,716	△15,991	△4,400		802				

9 款 消防費

1 項 消防費

1. 常備消防費	1,283,127	△3,462	1,279,665	8	△2,000	329	△1,799	7. 報償費	△53	謝礼	△53
								8. 旅費	△624	職員旅費	△624
								12. 委託料	△1,263	健康診断委託	△218
										地下タンク漏洩検査委託	△229
										指令システム情報系更新委託	△816
13. 使用料及び賃借料	△47	高速・有料道路使用料	△14								
		施設・建物等使用料	△33								
17. 備品購入費	△1,168	資機材搬送車	△220								
		救急用器材	△64								
		消防吏員被服	△884								
18. 負担金、補助及び交付金	△307	消防大学校入校負担金	△307								
3. 消防施設費	32,654	△99	32,555	2,506	△2,600		△5	14. 工事請負費	△99	工事請負費	△99
4. 水防費	1,834	△813	1,021				△813	1. 報酬	△813	非常勤職員報酬	△813
5. 災害対策費	52,859	△303	52,556				△303	14. 工事請負費	△330	工事請負費	△330

9款 消防費

1項 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							18. 負担金、補助及び交付金	27	秋田県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金 27	
計	1,450,792	△4,677	1,446,115	2,514	△4,600	329	△2,920			

10款 教育費

1項 教育総務費

5. 教育助成費	108,140	1,206	109,346				1,206	18. 負担金、補助及び交付金	1,206	児童生徒大会派遣費補助金 1,206
7. 学童研修センター運営費	19,217	△1,842	17,375	△720		△602	△520	10. 需用費	△434	食糧費 △70 賄材料費 △364
								12. 委託料	△1,408	宿直委託 △1,408
8. 遠距離通学費	134,258	△682	133,576	300	△1,400		418	17. 備品購入費	△682	スクールバス △682
計	467,111	△1,318	465,793	△420	△1,400	△602	1,104			

10款 教育費

2項 小学校費

1. 学校管理費	189,481	505	189,986				505	10. 需用費	505	燃料費 505
2. 教育振興費	18,746	△1,011	17,735	△6			△1,005	19. 扶助費	△1,011	扶助費 △1,011
計	208,227	△506	207,721	△6			△500			

10款 教育費

3項 中学校費

1. 学校管理費	243,864	△10,777	233,087				△10,777	10. 需用費	395	燃料費 395
								12. 委託料	△11,172	鷹巣中第1体育館改修工事設計委託 △11,172
2. 教育振興費	26,202	△4,126	22,076	△164			△3,962	19. 扶助費	△4,126	扶助費 △4,126
計	270,066	△14,903	255,163	△164			△14,739			

10款 教育費

4項 義務教育学校費

1. 学校管理費	23,053	336	23,389	66			270	10. 需用費	336	燃料費 336
2. 教育振興費	6,607	△390	6,217	△82			△308	19. 扶助費	△390	扶助費 △390
計	378,187	△54	378,133	△16			△38			

10款 教育費

5項 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会教育総務費	199,887	△50	199,837				△50	18. 負担金、補助及び交付金	△50	婦人学級連絡協議会補助金 △50
2. 文化振興費	85,824	15	85,839				15	11. 役務費	15	通信運搬費 15
3. 公民館費	126,015	△2,331	123,684				△2,331	10. 需用費	△490	燃料費 426 光熱水費 △916
								13. 使用料及び賃借料	△1,841	物品借上料 △1,841
4. 図書館・文化会館費	88,752	△1,429	87,323			△4,690	3,261	10. 需用費	97	燃料費 97
								11. 役務費	△90	手数料 △90
								12. 委託料	△1,436	市制20周年記念しおり作成委託 △23 駐車場整理委託 △62 自主事業公演委託 △1,351
5. ふれあいプラザ費	58,950	△4,526	54,424				△4,526	10. 需用費	△4,526	光熱水費 △4,526
6. 社会教育施設費	34,878	146	35,024				146	10. 需用費	146	燃料費 146
計	598,688	△8,175	590,513			△4,690	△3,485			

10款 教育費

6項 保健体育費

2. 体育館費	179,349	296	179,645				296	10. 需用費	296	燃料費 296
3. 保健体育施設費	77,335	△1,164	76,171		6,000		△7,164	14. 工事請負費	△1,164	工事請負費 △1,164
計	650,031	△868	649,163		6,000		△6,868			

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	637,313	△36,273	601,040	△22,589	△11,200	△1,719	△765	12. 委託料	△11,992	測量設計委託 △11,992
								14. 工事請負費	△23,520	工事請負費 △23,520
								18. 負担金、補助及び交付金	△761	県営災害復旧負担金 △761

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 林業施設災害復旧費	375,185	30,870	406,055	53,196	8,000		△30,326	12. 委託料 25,525	測量設計委託 △26,389 実施設計委託 51,914	
								14. 工事請負費 5,345	工事請負費 5,345	
計	1,012,498	△5,403	1,007,095	30,607	△3,200	△1,719	△31,091			

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施設災害復旧費	1,018,624	△137,421	881,203	△111,997	△30,600		5,176	12. 委託料 △11,687	測量設計委託 △11,261 分筆登記委託 △426
								14. 工事請負費 △125,734	工事請負費 △125,734
計	1,018,624	△137,421	881,203	△111,997	△30,600		5,176		

12款 公債費

1項 公債費

1. 元金	3,098,871	△25,556	3,073,315				△25,556	22. 償還金、利子及び割引料 △25,556	長期債元金 △25,556
2. 利子	91,109	△10,636	80,473				△10,636	22. 償還金、利子及び割引料 △10,636	長期債利子 △10,636
3. 公債諸費	81,607	△80,481	1,126				△80,481	21. 補償、補填及び賠償金 △80,481	補償費 △80,481
計	3,271,587	△116,673	3,154,914				△116,673		

13款 諸支出金

2項 基金費

1. 財政調整基金費	811,465	4,177	815,642			4,177		24. 積立金 4,177	財政調整基金積立金 4,177
2. 減債基金費	1,632	1,104	2,736			1,104		24. 積立金 1,104	減債基金積立金 1,104
3. 地域振興基金費	458	1,376	1,834			1,376		24. 積立金 1,376	地域振興基金積立金 1,376
4. まちづくり基金費	3	13	16			13		24. 積立金 13	まちづくり基金積立金 13
5. 学校施設整備基金費	16	68	84			68		24. 積立金 68	学校施設整備基金積立金 68

13款 諸支出金

2項 基金費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
6. 地域福祉基金費	84	408	492			408		24. 積立金	408	地域福祉基金積立金	408
7. 土地開発基金費	87	263	350			263		24. 積立金	263	土地開発基金積立金	263
8. 森林経営管理基金費	39	9,644	9,683			123	9,521	24. 積立金	9,644	森林経営管理基金積立金	9,644
9. 公共施設解体基金費	0	500,000	500,000				500,000	24. 積立金	500,000	公共施設解体基金積立金	500,000
計	813,784	517,053	1,330,837			7,532	509,521				
歳出合計	27,852,242	△235,921	27,616,321	△326,024	△131,900	△55,778	277,781				

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 年間支給率 3.375ヵ月分 (千円)	地域手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	0	25,560	8,235	0	171	86	34,052	13,390	47,442	その他の手当内訳 通勤手当 86千円
	議 員	17	62,472	0	20,206	0	0	0	82,678	18,166	100,844	
	その他の 特別職	1,686	85,630	0	0	0	0	0	85,630	40	85,670	
	計	1,706	148,102	25,560	28,441	0	171	86	202,360	31,596	233,956	
補正前	長 等	3	0	25,560	8,235	0	171	86	34,052	13,390	47,442	
	議 員	17	62,472	0	20,206	0	0	0	82,678	18,166	100,844	
	その他の 特別職	1,686	87,270	0	0	0	0	0	87,270	40	87,310	
	計	1,706	149,742	25,560	28,441	0	171	86	204,000	31,596	235,596	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	△ 1,640	0	0	0	0	0	△ 1,640	0	△ 1,640	
	計	0	△ 1,640	0	0	0	0	0	△ 1,640	0	△ 1,640	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	(463) 441	478,903	1,657,024	1,190,489	3,326,416	752,713	4,079,129	常勤職員 407人
補正前	(463) 441	483,240	1,657,024	1,191,311	3,331,575	756,171	4,087,746	
比 較	(0) 0	△ 4,337	0	△ 822	△ 5,159	△ 3,458	△ 8,617	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	46,677	817	21,299	29,058	9,888	121,984	179	2,664	8,200
	補正前	46,677	817	21,299	29,058	9,888	121,984	179	2,664	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
補正後	23,097	41,687	446,908	375,627	28,319	34,085	0			
補正前	23,097	41,687	447,308	376,049	28,319	34,085	0			
比 較	0	0	△ 400	△ 422	0	0	0			

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(11) 407	0	1,569,021	1,007,452	2,576,473	694,282	3,270,755	
補正前	(11) 407	0	1,569,021	1,007,452	2,576,473	697,740	3,274,213	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	△ 3,458	△ 3,458	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	46,677	817	21,299	27,596	9,888	105,333	33	2,664	8,200
	補正前	46,677	817	21,299	27,596	9,888	105,333	33	2,664	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
補正後	23,001	41,687	357,933	301,380	28,319	32,625	0			
補正前	23,001	41,687	357,933	301,380	28,319	32,625	0			
比 較	0	0	0	0	0	0	0			

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(452) 34	478,903	88,003	183,037	749,943	58,431	808,374	
補正前	(452) 34	483,240	88,003	183,859	755,102	58,431	813,533	
比 較	(0) 0	△ 4,337	0	△ 822	△ 5,159	0	△ 5,159	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補正後	0	0	0	1,462	0	16,651	146	0	0
	補正前	0	0	0	1,462	0	16,651	146	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補正後	96	0	88,975	74,247	0	1,460	0		
	補正前	96	0	89,375	74,669	0	1,460	0		
	比 較	0	0	△ 400	△ 422	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増減分	0			
		その他の増減分	0	退職者分	0	
				採用者分	0	
		会計異動その他	0			
		会計年度任用職員分	0			
職員手当等	△ 822	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	△ 822	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他		
		会計年度任用職員分	△ 822			

令和6年度 一般会計補正予算（第10号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入							
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容	
22	2	1	7	地籍調査費	国県支出金	18,735	17	16	2	1	総務費県補助金	地籍調査費補助金 18,735	
						65						16	14
23	2	1	8	企画費	国県支出金	257	19	16	3	1	総務費委託金		
23	2	1	10	地方交通対策費	国県支出金	△ 1,413	17	16	2	1	総務費県補助金	生活バス路線等維持費補助金 △663 秋田内陸線運営費補助金 △750	
						△ 2,300	20	22	1	1	総務債	過疎対策事業債 △2,300	
						△ 60	20	21	5	3	雑入	秋田内陸地域公共交通連携協議会負担金 △60	
23	2	1	14	電算費	国県支出金	△ 23,509	16	15	2	1	総務費国庫補助金	デジタル基盤改革支援補助金 △23,509	
24	2	3	1	戸籍住民基本台帳費	国県支出金	△ 6,319	16	15	2	1	総務費国庫補助金	個人番号カード交付事務費補助金 △6,531	
								19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 212 (2,292のうち)
24	2	5	2	指定統計調査費	国県支出金	△ 836	19	16	3	1	総務費委託金	統計調査事務委託金 △836	
24	3	1	1	社会福祉総務費	国県支出金	△ 8,462	16	15	1	1	民生費国庫負担金	生活困窮者自立支援事業費負担金 △750 国民健康保険基盤安定負担金 △915 国保未就学児均等割保険料負担金 △63 国保産前産後保険料負担金 △166	
								17	16	1	1	民生費県負担金	国民健康保険基盤安定負担金 △6,457 国保未就学児均等割保険料負担金 △31 国保産前産後保険料負担金 △83
								19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 3 (2,292のうち)
24	3	1	2	老人福祉費	国県支出金	166	19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 △45 (2,292のうち)	
								18	16	2	2	民生費県補助金	老人クラブ活動費等補助金 327 社会福祉法人利用者負担軽減事業補助金 △116
25	3	1	5	後期高齢者医療費	国県支出金	△ 11,034	17	16	1	1	民生費県負担金	後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △11,034	
25	3	2	1	児童福祉総務費	国県支出金	4	19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 4 (2,292のうち)	
25	3	2	2	児童措置費	国県支出金	23,997	16	15	1	1	民生費国庫負担金	児童扶養手当給付費負担金 △2,497 児童手当交付金 △4,921	
								17	15	2	2	民生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金 1,584 保育対策総合支援事業費補助金 △12,052 子どものための教育・保育給付金 32,003
								17	16	1	1	民生費県負担金	施設型給付費負担金 12,710 児童手当負担金 △1,416
								18	16	2	2	民生費県補助金	すこやか子育て支援事業費補助金 34 市町村子ども・子育て支援事業費補助金 396 施設型給付費地方単独費用補助金 676 保育体制強化事業費補助金 △2,520

令和6年度 一般会計補正予算（第10号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入										
頁	款	項	目	目の名称	特定財源 金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容					
25	3	2	3	母子父子福祉費	国県支出金	△ 2,226	16	15	1	1	民生費国庫負担金	母子生活支援施設措置費負担金 △1,166				
											17	15	2	2	民生費国庫補助金	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 △477
															17	16
					その他	△ 3	15	13	2	2	民生費負担金	母子生活支援施設負担金 △3				
25	3	2	4	児童福祉施設費	その他	△ 350	20	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 △350 (△17,258のうち)				
25	4	1	2	保健事業費	その他	△ 1,316	15	13	2	3	衛生費負担金	検診負担金 △1,316				
26	4	1	3	子防費	国県支出金	△ 27	16	15	1	2	衛生費国庫負担金	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 83				
											17	15	2	3	衛生費国庫補助金	疾病予防対策事業費等補助金 △110
					その他	△ 35,584	20	21	5	3					雑入	後期高齢者健康診査交付金 △8,028 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 △27,556
26	4	1	4	母子保健事業費	国県支出金	△ 100	17	15	2	3	衛生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金 △50				
											18	16	2	3	衛生費県補助金	市町村子ども・子育て支援事業費補助金 △50
					その他	100	19	18	1	1					寄附金	企業版ふるさと寄附金 100
26	4	2	1	環境衛生総務費	国県支出金	△ 22	19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 △22 (2,292のうち)				
					その他	△ 1,109	20	21	5	3	雑入	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 △1,109				
26	4	2	2	公害対策費	国県支出金	△ 2,880	17	15	2	3	衛生費国庫補助金	循環型社会形成推進交付金 △1,440				
											18	16	2	3	衛生費県補助金	浄化槽設置整備事業費補助金 △1,440
27	4	5	1	病院事業費	地方債	△ 2,100	20	22	1	3	衛生債	過疎対策事業債 △2,100				
27	6	1	1	農業委員会費	国県支出金	△ 1,166	18	16	2	4	農林水産業費県補助金	機構集積支援事業費補助金 △1,319				
											19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 153 (2,292のうち)
27	6	1	2	農業総務費	国県支出金	△ 76	19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 △76 (2,292のうち)				
27	6	1	3	農業振興費	国県支出金	△ 16,533	18	16	2	4	農林水産業費県補助金	フロンティア農業者育成事業費補助金 △675 経営所得安定対策推進事業費補助金 △507 農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給費補助金 △212 農業次世代人材投資事業費補助金 △2,250 ミドル就農者経営確立支援事業費補助金 △1,200 6次産業化経営力強化事業費補助金 606 機構集積協力金交付事業費補助金 △4,880 新規就農者経営発展支援事業費補助金 △3,750 夢ある園芸産地創造事業費補助金 △733 企業の農業法人へのジャンプアップ応援事業費補助金 △633 農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金 △2,014 復旧対策推進支援事業費補助金 △285				
											20	21	5	3	雑入	担い手育成・確保等対策事業費補助金 △500

令和6年度 一般会計補正予算（第10号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
28	6	1	5	畜産業費	その他	△ 987	15	14	1	5	農林水産業使用料	放牧預託料 △851 行政財産目的外使用料 14
							16	14	2	4	農林水産業手数料	牧場種付料 △150
28	6	1	6	農地費	国県支出金	△ 15,895	18	16	2	4	農林水産業費県補助金	多面的機能支払推進交付金 △18 多面的機能支払交付金 △6,771 農業用施設小災害復旧事業費補助金 △9,106
					地方債	17,400	20	22	1	4	農林水産業債	過疎対策事業債 △1,900 (△1,100のうち) 辺地対策事業債 300 公共事業等債 19,000
29	6	2	1	林業総務費	国県支出金	1,313	19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 1,313 (2,292のうち)
29	6	2	2	林業振興費	国県支出金	△ 1,366	18	16	2	4	農林水産業費県補助金	松くい虫防除対策事業費補助金 △803 鳥獣被害防止総合対策交付金 △141 安全・安心な森整備事業補助金 △422
					地方債	800	20	22	1	4	農林水産業債	過疎対策事業債 800 (△1,100のうち)
					その他	△ 16,884	20	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 △16,884 (△17,258のうち)
29	7	1	1	商工総務費	国県支出金	387	19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 387 (2,292のうち)
29	7	1	2	商工振興費	地方債	△ 5,300	20	22	1	5	商工債	過疎対策事業債 △5,300 (△10,200のうち)
29	7	1	4	企業誘致対策費	地方債	△ 4,900	20	22	1	5	商工債	過疎対策事業債 △4,900 (△10,200のうち)
30	8	1	1	土木管理総務費	国県支出金	128	19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 128 (2,292のうち)
30	8	2	2	道路維持費	地方債	△ 4,000	21	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 △4,000 (△97,300のうち)
30	8	2	4	防災対策事業費	国県支出金	△ 183,644	17	15	2	5	土木費国庫補助金	道路メンテナンス事業費補助金 △68,363 防災・安全交付金 △115,281
					地方債	△ 93,300	21	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 △93,300 (△97,300のうち)
31	8	4	1	都市計画総務費	国県支出金	△ 30	19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 △30 (2,292のうち)
31	8	5	3	住宅建設費	国県支出金	△ 15,991	17	15	2	5	土木費国庫補助金	社会資本整備総合交付金 △15,991
					地方債	△ 4,400	21	22	1	6	土木債	公営住宅建設事業債 △4,400
31	9	1	1	常備消防費	国県支出金	8	19	16	3	1	総務費委託金	権限移譲推進交付金 8 (2,292のうち)
					地方債	△ 2,000	21	22	1	7	消防債	過疎対策事業債 △1,400 (9,200のうち) 防災対策事業債 △600
					その他	329	16	14	2	7	消防手数料	危険物申請等手数料 329
31	9	1	3	消防施設費	国県支出金	2,506	17	15	2	6	消防費国庫補助金	消防防災施設整備費補助金 2,506
					地方債	△ 2,600	21	22	1	7	消防債	過疎対策事業債 10,600 (9,200のうち) 辺地対策事業債 △1,300 緊急防災・減災事業債 △11,900

令和6年度 一般会計補正予算（第10号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源 金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容	
32	10	1	7	学童研修センター運営費	国庫支出金	△ 720	19	16	3	5	教育費委託金	教育留学推進事業委託金 △720
				その他	△ 602	16	14	1	8	教育使用料	学童研修センター使用料 △169	
						20	21	5	3	雑入	あきたリフレッシュ学園個人負担金 △343 あきたリフレッシュ学園賄費納入金 △90	
32	10	1	8	遠距離通学費	国庫支出金	300	17	15	2	7	教育費国庫補助金	へき地児童生徒援助費等補助金 300 (366のうち)
				地方債	△ 1,400	21	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △1,400 (4,600のうち)	
32	10	2	2	教育振興費	国庫支出金	△ 6	17	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 △6 (△55のうち)
32	10	3	2	教育振興費	国庫支出金	△ 164	17	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 △37 (△55のうち) 特別支援教育就学奨励費補助金 △127 (△197のうち)
32	10	4	1	学校管理費	国庫支出金	66	17	15	2	7	教育費国庫補助金	へき地児童生徒援助費等補助金 66 (366のうち)
32	10	4	2	教育振興費	国庫支出金	△ 82	17	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 △12 (△55のうち) 特別支援教育就学奨励費補助金 △70 (△197のうち)
33	10	5	4	図書館・文化会館費	その他	△ 4,690	20	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 △24 (△17,258のうち)
							20	21	5	3	雑入	文化会館自主公演入場料 △851 サマージャンボ宝くじ市町村交付金 △3,815
33	10	6	3	保健体育施設費	地方債	6,000	21	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 6,000 (4,600のうち)
33	11	1	1	農業用施設災害復旧費	国庫支出金	△ 22,589	18	16	2	9	災害復旧費国庫補助金	農地農業用施設災害復旧費補助金 △22,589
					地方債	△ 11,200	21	22	1	9	災害復旧事業債	農地農業用施設災害復旧事業債 △11,200
					その他	△ 1,719	15	13	1	1	災害復旧費分担金	農地農業用施設災害復旧費分担金 △1,719
34	11	1	2	林業施設災害復旧費	国庫支出金	53,196	18	16	2	9	災害復旧費国庫補助金	林業施設災害復旧費補助金 53,196
					地方債	8,000	21	22	1	9	災害復旧事業債	林業施設災害復旧事業債 8,000
34	11	2	1	公共土木施設災害復旧費	国庫支出金	△ 111,997	16	15	1	3	災害復旧費国庫負担金	公共土木施設災害復旧事業負担金 △120,497
							19	16	2	9	災害復旧費国庫補助金	局所がけ崩れ対策事業補助金 8,500
					地方債	△ 30,600	21	22	1	6	土木債	緊急自然災害防止対策事業債 8,500
		21	22	1	9	災害復旧事業債	公共土木施設災害復旧事業債 △39,100					
34	13	2	1	財政調整基金費	その他	4,177	19	17	1	2	利子および配当金	財政調整基金利子 4,177
34	13	2	2	減債基金費	その他	1,104	19	17	1	2	利子および配当金	減債基金利子 1,104
34	13	2	3	地域振興基金費	その他	1,376	19	17	1	2	利子および配当金	地域振興基金利子 1,376
34	13	2	4	まちづくり基金費	その他	13	19	17	1	2	利子および配当金	まちづくり基金利子 13
34	13	2	5	学校施設整備基金費	その他	68	19	17	1	2	利子および配当金	学校施設整備基金利子 68
35	13	2	6	地域福祉基金費	その他	408	19	17	1	2	利子および配当金	地域福祉基金利子 408
35	13	2	7	土地開発基金費	その他	263	19	17	1	2	利子および配当金	土地開発基金利子 263
35	13	2	8	森林経営管理基金費	その他	123	19	17	1	2	利子および配当金	森林経営管理基金利子 123

議案第 12 号

令和 6 年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6, 4 9 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 2 1 8, 1 6 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		2,466,746	△16,590	2,450,156
	1 県 負 担 金	2,458,746	△15,715	2,443,031
	2 県 補 助 金	8,000	△875	7,125
5 財 産 収 入		69	189	258
	1 財 産 運 用 収 入	69	189	258
6 繰 入 金		340,128	△21,975	318,153
	1 他 会 計 繰 入 金	306,879	△12,634	294,245
	2 基 金 繰 入 金	33,249	△9,341	23,908
7 繰 越 金		235	31,882	32,117
	1 繰 越 金	235	31,882	32,117
歳 入 合 計		3,224,656	△6,494	3,218,162

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費		2,418,594	0	2,418,594
	1 療 養 諸 費	2,071,433	0	2,071,433
3 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金		688,306	△6,685	681,621
	1 医 療 給 付 費 分	458,457	△9,277	449,180
	2 後 期 高 齡 者 支 援 金 等 分	174,694	3,428	178,122
	3 介 護 納 付 金 分	55,155	△836	54,319
5 基 金 積 立 金		69	189	258
	1 基 金 積 立 金	69	189	258
6 諸 支 出 金		3,223	2	3,225
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,202	2	3,204
歳 出 合 計		3,224,656	△6,494	3,218,162

令和6年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	2,466,746	△16,590	2,450,156
5 財産収入	69	189	258
6 繰入金	340,128	△21,975	318,153
7 繰越金	235	31,882	32,117
歳入合計	3,224,656	△6,494	3,218,162

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	2,418,594	0	2,418,594	△16,412			16,412
3 国民健康保険事業費納付金	688,306	△6,685	681,621	△178		△12,634	6,127
5 基金積立金	69	189	258			189	
6 諸支出金	3,223	2	3,225				2
歳出合計	3,224,656	△6,494	3,218,162	△16,590		△12,445	22,541

2 歳 入

4 款 県支出金

1 項 県負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保険給付費等交付金	2,458,746	△15,715	2,443,031	1. 普通交付金	△16,412	普通交付金 △16,412
				2. 特別交付金	697	保険者努力支援分 622 特別調整交付金分 75
計	2,458,746	△15,715	2,443,031			

4 款 県支出金

2 項 県補助金

1. 福祉医療基盤強化補助金	8,000	△875	7,125	1. 福祉医療基盤強化補助金	△875	福祉医療基盤強化補助金 △875
計	8,000	△875	7,125			

5 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1. 利子及び配当金	69	189	258	1. 利子	189	基金利子 189
計	69	189	258			

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	306,879	△12,634	294,245	1. 一般会計繰入金	△12,634	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) △8,000
						保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) △1,831
						財政安定化支援繰入金 △2,345
						未就学児均等割保険料繰入金 △127
						産前産後保険料繰入金 △331
計	306,879	△12,634	294,245			

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	33,249	△9,341	23,908	1. 財政調整基金繰入金	△9,341	財政調整基金繰入金 △9,341
計	33,249	△9,341	23,908			

7 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	235	31,882	32,117	1. 繰越金	31,882	繰越金 31,882
計	235	31,882	32,117			

7款 繰越金

1項 繰越金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
歳入合計	3,224,656	△6,494	3,218,162			

3 歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 療養給付費	2,053,568	0	2,053,568	△16,412			16,412			
計	2,071,433	0	2,071,433	△16,412			16,412			

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

1. 医療給付費分	458,457	△9,277	449,180	△178		△10,004	905	18. 負担金、補助及び交付金	△9,277	一般被保険者医療給付費負担金	△9,277
計	458,457	△9,277	449,180	△178		△10,004	905				

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1. 後期高齢者支援金等分	174,694	3,428	178,122			△1,842	5,270	18. 負担金、補助及び交付金	3,428	一般被保険者後期高齢者支援金	3,428
計	174,694	3,428	178,122			△1,842	5,270				

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

1. 介護納付金分	55,155	△836	54,319			△788	△48	18. 負担金、補助及び交付金	△836	介護納付金	△836
計	55,155	△836	54,319			△788	△48				

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1. 国民健康保険財政調整基金積立金	69	189	258			189		24. 積立金	189	国民健康保険財政調整基金積立金	189
計	69	189	258			189					

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

2. 償還金	1	2	3				2	22. 償還金、利子及び割引料	2	過年度分返還金	2
計	3,202	2	3,204				2				
歳出合計	3,224,656	△6,494	3,218,162	△16,590		△12,445	22,541				

議案第 13 号

令和 6 年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 3 9 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 6 4 4, 3 1 9 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,431,042	8,525	1,439,567
	2 国庫補助金	527,899	8,525	536,424
5 県支出金		753,539	△319	753,220
	3 県補助金	26,754	△319	26,435
6 財産収入		90	295	385
	1 財産運用収入	90	295	385
7 繰入金		858,936	△13,896	845,040
	1 一般会計繰入金	817,180	△4,636	812,544
	2 介護保険財政調整基金繰入金	41,756	△9,260	32,496
歳入合計		5,649,714	△5,395	5,644,319

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		89,678	△4,064	85,614
	1 総務管理費	49,846	△389	49,457
	2 賦課徴収費	2,861	△336	2,525
	3 介護認定審査会費	36,644	△3,339	33,305
2 保険給付費		5,015,170	0	5,015,170
	4 高額介護サービス等費	104,866	4,553	109,419
	5 特定入所者介護サービス等費	244,711	△4,553	240,158
3 地域支援事業費		194,067	△1,654	192,413
	1 地域支援事業費	194,067	△1,654	192,413
4 基金積立金		140,398	295	140,693
	1 基金積立金	140,398	295	140,693
5 諸支出金		209,401	28	209,429
	1 償還金及び還付加算金	119,336	28	119,364
歳出合計		5,649,714	△5,395	5,644,319

令和6年度北秋田市介護保険特別会計補正予算に関する説明書
 I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,431,042	8,525	1,439,567
5 県支出金	753,539	△319	753,220
6 財産収入	90	295	385
7 繰入金	858,936	△13,896	845,040
歳入合計	5,649,714	△5,395	5,644,319

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	89,678	△4,064	85,614	253		△4,317	
2 保険給付費	5,015,170	0	5,015,170				
3 地域支援事業費	194,067	△1,654	192,413	7,953		△319	△9,288
4 基金積立金	140,398	295	140,693			295	
5 諸支出金	209,401	28	209,429				28
歳出合計	5,649,714	△5,395	5,644,319	8,206		△4,341	△9,260

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	金額	
2. 地域支援事業交付金	57,553	△636	56,917	2. 現年度分包括的支援・任意事業交付金	△636	現年度分包括的支援・任意事業交付金 △636
3. 保険者機能強化推進交付金	1	3,122	3,123	1. 保険者機能強化推進交付金	3,122	保険者機能強化推進交付金 3,122
4. 保険者努力支援交付金	1	5,786	5,787	1. 保険者努力支援交付金	5,786	保険者努力支援交付金 5,786
5. 介護保険事業費補助金	0	253	253	1. 介護保険事業費補助金	253	介護保険事業費補助金 253
計	527,899	8,525	536,424			

5 款 県支出金

3 項 県補助金

1. 地域支援事業交付金	26,754	△319	26,435	2. 現年度分包括的支援・任意事業交付金	△319	現年度分包括的支援・任意事業交付金 △319
計	26,754	△319	26,435			

6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1. 利子及び配当金	90	295	385	1. 利子	295	基金利子 295
計	90	295	385			

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

2. 地域支援事業繰入金	26,754	△319	26,435	2. 現年度分包括的支援・任意事業繰入金	△319	現年度分包括的支援・任意事業繰入金 △319
4. 事務費等繰入金	110,332	△4,317	106,015	2. 事務費繰入金	△4,317	事務費繰入金 △4,317
計	817,180	△4,636	812,544			

7款 繰入金

2項 介護保険財政調整基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護保険財政調整基金繰入金	41,756	△9,260	32,496	1. 介護保険財政調整基金繰入金	△9,260	介護保険財政調整基金繰入金 △9,260
計	41,756	△9,260	32,496			
歳入合計	5,649,714	△5,395	5,644,319			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	49,846	△389	49,457	253		△642		11. 役務費	△389	通信運搬費	△389
計	49,846	△389	49,457	253		△642					

1 款 総務費

2 項 賦課徴収費

1. 賦課徴収費	2,861	△336	2,525			△336		11. 役務費	△336	通信運搬費	△336
計	2,861	△336	2,525			△336					

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

2. 認定調査等費	26,895	△3,339	23,556			△3,339		11. 役務費	△1,869	手数料	△1,869
								12. 委託料	△1,470	認定調査委託	△1,470
計	36,644	△3,339	33,305			△3,339					

2 款 保険給付費

4 項 高額介護サービス等費

1. 高額介護サービス費	104,866	4,553	109,419	1,897		1,798	858	18. 負担金、補助及び交付金	4,553	高額介護サービス費負担金	4,553
計	104,866	4,553	109,419	1,897		1,798	858				

2 款 保険給付費

5 項 特定入所者介護サービス等費

1. 特定入所者介護サービス費	244,591	△4,553	240,038	△1,897		△1,798	△858	18. 負担金、補助及び交付金	△4,553	特定入所者介護サービス費負担金	△4,553
計	244,711	△4,553	240,158	△1,897		△1,798	△858				

3 款 地域支援事業費

1 項 地域支援事業費

1. 日常生活支援総合事業費	88,267	0	88,267	5,786			△5,786				
----------------	--------	---	--------	-------	--	--	--------	--	--	--	--

3 款 地域支援事業費

1 項 地域支援事業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 包括的支援 ・任意事業 費	96,772	△1,654	95,118	2,167		△319	△3,502	7. 報償費	△90	謝礼	△90
								8. 旅費	△125	費用弁償 職員旅費	△92 △33
								13. 使用料及び 賃借料	△9	自動車借上料	△9
								18. 負担金、補助 及び交付金	△1,430	研修会負担金 認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成金	△35 △1,395
計	194,067	△1,654	192,413	7,953		△319	△9,288				

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1. 介護保険財 政調整基金 積立金	140,398	295	140,693			295		24. 積立金	295	介護保険財政調整基金積立金	295
計	140,398	295	140,693			295					

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

2. 償還金	118,334	28	118,362				28	22. 償還金、利子 及び割引料	28	償還金	28
計	119,336	28	119,364				28				
歳出合計	5,649,714	△5,395	5,644,319	8,206		△4,341	△9,260				

議案第 14 号

令和 6 年度 北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 6 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3 8, 7 7 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		358,904	13,319	372,223
	1 後期高齢者医療保険料	358,904	13,319	372,223
3 繰入金		177,766	△14,412	163,354
	1 一般会計繰入金	177,766	△14,412	163,354
5 諸収入		2,011	133	2,144
	2 償還金及び還付加算金	600	133	733
歳入合計		539,732	△960	538,772

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		7,221	301	7,522
	1 総 務 管 理 費	5,497	301	5,798
2 後期高齢者医療広域連合納付金		531,910	△1,394	530,516
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	531,910	△1,394	530,516
3 諸 支 出 金		601	133	734
	1 償還金及び還付加算金	600	133	733
歳 出 合 計		539,732	△960	538,772

令和6年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	358,904	13,319	372,223
3 繰入金	177,766	△14,412	163,354
5 諸収入	2,011	133	2,144
歳入合計	539,732	△960	538,772

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	7,221	301	7,522			301	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	531,910	△1,394	530,516			△14,713	13,319
3 諸支出金	601	133	734			133	
歳出合計	539,732	△960	538,772			△14,279	13,319

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 特別徴収保険料	285,912	△8,916	276,996	1. 現年度分	△8,916	現年度分 △8,916
2. 普通徴収保険料	72,992	22,235	95,227	1. 現年度分	22,235	現年度分 22,235
計	358,904	13,319	372,223			

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1. 事務費繰入金	5,762	301	6,063	1. 事務費繰入金	301	事務費繰入金 301
2. 保険基盤安定繰入金	172,004	△14,713	157,291	1. 保険基盤安定繰入金	△14,713	保険基盤安定繰入金 △14,713
計	177,766	△14,412	163,354			

5 款 諸収入

2 項 償還金及び還付加算金

2. 保険料還付金	500	133	633	1. 保険料還付金	133	保険料還付金 133
計	600	133	733			
歳入合計	539,732	△960	538,772			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	5,497	301	5,798			301		18. 負担金、補助及び交付金	301	市民プール利用助成金
計	5,497	301	5,798			301				

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

1. 後期高齢者医療広域連合納付金	531,910	△1,394	530,516			△14,713	13,319	18. 負担金、補助及び交付金	△1,394	後期高齢者医療広域連合納付金	△1,394
計	531,910	△1,394	530,516			△14,713	13,319				

3 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

1. 保険料還付金	500	133	633			133		22. 償還金、利子及び割引料	133	還付金	133
計	600	133	733			133					
歳出合計	539,732	△960	538,772			△14,279	13,319				

議案第15号

令和6年度

北秋田市病院事業会計補正予算（第3号）

秋田県北秋田市

目 次

1	令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算（第3号）	4
2	令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算（第3号）に関する説明書	
	（1）令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算実施計画	5
	（2）令和6年度北秋田市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	6
	（3）令和6年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表	7
	（4）病院事業会計に関する書類の注記	8
3	令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算事項別明細書	9

議案第15号

令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度北秋田市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収入】		既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	708,532千円	△2,050千円	706,482千円
第2項	医業外収益	708,530千円	△2,050千円	706,480千円
【支出】		既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	1,027,323千円	△2,050千円	1,025,273千円
第1項	医業費用	881,365千円	△2,050千円	879,315千円

令和7年2月18日 提出

北秋田市長 津谷 永光

(1) 令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収益的收入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益			708,532	△ 2,050	706,482	
	2. 医業外収益		708,530	△ 2,050	706,480	
		3. 他会計補助金	340,654	△ 2,050	338,604	

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用			1,027,323	△ 2,050	1,025,273	
	1. 医業費用		881,365	△ 2,050	879,315	
		1. 経費	551,469	△ 2,050	549,419	

(2) 令和6年度北秋田市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益(又は損失)	△ 318,790,222
	減価償却費	329,893,909
	退職給付引当金の増減額	0
	貸倒引当金の増減額	0
	長期前受金戻入額	△ 40,712,155
	受取利息及び受取配当金	0
	支払利息及び企業債取扱諸費	64,033,394
	未収金の増減額	0
	未払金の増減額	0
	たな卸資産の増減額	0
	前払金の増減額	29,608,468
	小計	64,033,394
	利息の支払額	△ 64,033,394
	業務活動によるキャッシュ・フロー	0
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	0
	国庫補助金等による収入	0
	一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	387,184,390
	投資活動によるキャッシュ・フロー	387,184,390
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の償還による支出	△ 291,686,690
	その他の他会計借入金の償還による支出	△ 95,497,700
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 387,184,390
	資金増加額(又は減少額)	0
	資金期首残高	0
	資金期末残高	0

(3) 令和6年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：円)

資産の部				負債・資本の部			
I. 固定資産				III. 固定負債			
(1) 有形固定資産				(1) 企業債		3,866,881,282	
イ 土地		229,852,968		(2) 他会計借入金		0	
ロ 建物	7,775,869,267			固定負債合計			3,866,881,282
建物減価償却累計額	△ 4,391,504,964	3,384,364,303		IV. 流動負債			
ハ 構築物	442,533,871			(1) 一時借入金		0	
構築物減価償却累計額	△ 382,152,000	60,381,871		(2) 企業債		295,623,738	
ニ 器械備品	639,679,074			(3) 他会計借入金		0	
器械減価償却累計額	△ 475,655,686	164,023,388		(4) 未払金		0	
ホ 車両	0			(5) その他流動負債		0	
車両減価償却累計額	0	0		流動負債合計			295,623,738
ト 建設仮勘定		0		V. 繰延収益			
有形固定資産合計			3,838,622,530	(1) 長期前受金		1,248,938,000	
(2) 投資その他の資産				(2) 長期前受金収益化累計額		△ 742,550,127	
イ 長期前払消費税		43,178,835		繰延収益合計			506,387,873
投資その他の資産合計			43,178,835	負債合計			4,668,892,893
固定資産合計			3,881,801,365	VI. 資本金			4,138,047,831
II. 流動資産				VII. 剰余金			
(1) 現金預金			0	(1) 利益剰余金			
(2) 未収金			0	イ 当年度未処分利益剰余金		△ 4,925,139,359	
(3) その他流動資産			0	剰余金合計			△ 4,925,139,359
流動資産合計			0	資本合計			△ 787,091,528
資産合計			3,881,801,365	負債・資本合計			3,881,801,365

(4) 病院事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

建物 定額法

構築物 定額法

器械備品 定額法

・主な耐用年数

建物 5～39年

構築物 15～39年

器械備品 5～15年

2 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

III. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は3,866,882千円である。

令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入および支出 収 入

1 款 病院事業収益

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 医業外収益	708,530	△ 2,050	706,480			
3. 他会計補助金	340,654	△ 2,050	338,604			
				1. 他会計補助金	△ 2,050	常勤医師奨励金 △ 2,050

収益的収入および支出 支 出

1 款 病院事業費用

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 医業費用	881,365	△ 2,050	879,315			
1. 経費	551,469	△ 2,050	549,419			
				4. 負担金補助及び交付金	△ 2,050	常勤医師奨励金 △ 2,050

